

平成29年第1回飛騨市議会定例会議事日程

平成29年3月9日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第2号	飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
第3	議案第3号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第4	議案第4号	飛騨市地域審議会の設置に関する条例を廃止する条例について
第5	議案第5号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
第6	議案第6号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
第7	議案第7号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
第8	議案第8号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
第9	議案第9号	相互救済事業の委託について
第10	議案第10号	飛騨市総合政策審議会設置条例について
第11	議案第11号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第12	議案第12号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
第13	議案第13号	平成11年9月豪雨災害対策緊急特別措置に関する条例を廃止する条例について
第14	議案第14号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
第15	議案第15号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
第16	議案第16号	飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例について
第17	議案第17号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第18	議案第18号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第19	議案第19号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
第20	議案第20号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	議案第21号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第22	議案第22号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
第23	議案第23号	飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について
第24	議案第24号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第25	議案第25号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
第26	議案第26号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
第27	議案第27号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
第28	議案第28号	指定管理者の指定について(朝開町農産物直売施設)
第29	議案第29号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すば一ふる)
第30	議案第30号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設)
第31	議案第31号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)
第32	議案第32号	平成28年度飛騨市一般会計補正予算(補正第6号)
第33	議案第33号	平成28年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算(補正第4号)
第34	議案第34号	平成28年度飛騨市介護保険特別会計補正予算(補正第4号)
第35	議案第35号	平成28年度飛騨市公共下水道事業特別会計補正予算(補正第4号)
第36	議案第36号	平成28年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第37	議案第37号	平成28年度飛騨市農村下水道事業特別会計補正予算(補正第2号)
第38	議案第38号	平成28年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計補正予算(補正第1号)
第39	議案第39号	平成28年度飛騨市情報施設特別会計補正予算(補正第3号)
第40	議案第40号	平成28年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第3号)
第41	議案第41号	平成29年度飛騨市一般会計予算

日程番号	議案番号	事 件 名
第42	議案第42号	平成29年度飛驒市国民健康保険特別会計予算
第43	議案第43号	平成29年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
第44	議案第44号	平成29年度飛驒市介護保険特別会計予算
第45	議案第45号	平成29年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
第46	議案第46号	平成29年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
第47	議案第47号	平成29年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
第48	議案第48号	平成29年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
第49	議案第49号	平成29年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計予算
第50	議案第50号	平成29年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
第51	議案第51号	平成29年度飛驒市情報施設特別会計予算
第52	議案第52号	平成29年度飛驒市給食費特別会計予算
第53	議案第53号	平成29年度飛驒市水道事業会計予算
第54	議案第54号	平成29年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
第55		一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 2 号	飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例について
日程第 3	議案第 3 号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
日程第 4	議案第 4 号	飛騨市地域審議会を設置する条例を廃止する条例について
日程第 5	議案第 5 号	飛騨市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 6	議案第 6 号	飛騨市積立基金条例の一部を改正する条例について
日程第 7	議案第 7 号	飛騨市長期継続契約とすることができる契約を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 8	議案第 8 号	飛騨市税条例等の一部を改正する条例について
日程第 9	議案第 9 号	相互救済事業の委託について
日程第 10	議案第 10 号	飛騨市総合政策審議会設置条例について
日程第 11	議案第 11 号	飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 12	議案第 12 号	指定管理者の指定について(飛騨市ロスト・ライン・パーク)
日程第 13	議案第 13 号	平成 11 年 9 月豪雨災害対策緊急特別措置に関する条例を廃止する条例について
日程第 14	議案第 14 号	飛騨市保育所条例の一部を改正する条例について
日程第 15	議案第 15 号	飛騨市老人福祉センター割石温泉条例の一部を改正する条例について
日程第 16	議案第 16 号	飛騨市在宅寝たきり者等介護支援手当条例の一部を改正する条例について
日程第 17	議案第 17 号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
日程第 18	議案第 18 号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
日程第 19	議案第 19 号	飛騨市不妊治療費助成金条例の一部を改正する条例について
日程第 20	議案第 20 号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 21	議案第 21 号	飛騨市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
日程第 22	議案第 22 号	飛騨市使用料徴収条例の一部を改正する条例について
日程第 23	議案第 23 号	飛騨市生涯学習施設条例の一部を改正する条例について
日程第 24	議案第 24 号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
日程第 25	議案第 25 号	古川国府給食センター利用組合規約の変更について
日程第 26	議案第 26 号	財産の取得の変更について(繁殖牛舎)
日程第 27	議案第 27 号	財産の処分の変更について(繁殖牛舎)
日程第 28	議案第 28 号	指定管理者の指定について(朝開町農産物直売施設)
日程第 29	議案第 29 号	指定管理者の指定について(飛騨古川桃源郷温泉 めく森の湯すぱーふる)
日程第 30	議案第 30 号	指定管理者の指定について(飛騨市古川総合交流ターミナル施設)
日程第 31	議案第 31 号	指定管理者の指定について(飛騨市神岡広域総合交流促進施設(Mプラザ)、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター)

日程第 3 2	議案第 3 2 号	平成 2 8 年度飛驒市一般会計補正予算（補正第 6 号）
日程第 3 3	議案第 3 3 号	平成 2 8 年度飛驒市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 4 号）
日程第 3 4	議案第 3 4 号	平成 2 8 年度飛驒市介護保険特別会計補正予算（補正第 4 号）
日程第 3 5	議案第 3 5 号	平成 2 8 年度飛驒市公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 4 号）
日程第 3 6	議案第 3 6 号	平成 2 8 年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 3 7	議案第 3 7 号	平成 2 8 年度飛驒市農村下水道事業特別会計補正予算（補正第 2 号）
日程第 3 8	議案第 3 8 号	平成 2 8 年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計補正予算（補正第 1 号）
日程第 3 9	議案第 3 9 号	平成 2 8 年度飛驒市情報施設特別会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 4 0	議案第 4 0 号	平成 2 8 年度飛驒市水道事業会計補正予算（補正第 3 号）
日程第 4 1	議案第 4 1 号	平成 2 9 年度飛驒市一般会計予算
日程第 4 2	議案第 4 2 号	平成 2 9 年度飛驒市国民健康保険特別会計予算
日程第 4 3	議案第 4 3 号	平成 2 9 年度飛驒市後期高齢者医療特別会計予算
日程第 4 4	議案第 4 4 号	平成 2 9 年度飛驒市介護保険特別会計予算
日程第 4 5	議案第 4 5 号	平成 2 9 年度飛驒市公共下水道事業特別会計予算
日程第 4 6	議案第 4 6 号	平成 2 9 年度飛驒市特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
日程第 4 7	議案第 4 7 号	平成 2 9 年度飛驒市農村下水道事業特別会計予算
日程第 4 8	議案第 4 8 号	平成 2 9 年度飛驒市個別排水処理施設事業特別会計予算
日程第 4 9	議案第 4 9 号	平成 2 9 年度飛驒市下水道污泥処理事業特別会計予算
日程第 5 0	議案第 5 0 号	平成 2 9 年度飛驒市駐車場事業特別会計予算
日程第 5 1	議案第 5 1 号	平成 2 9 年度飛驒市情報施設特別会計予算
日程第 5 2	議案第 5 2 号	平成 2 9 年度飛驒市給食費特別会計予算
日程第 5 3	議案第 5 3 号	平成 2 9 年度飛驒市水道事業会計予算
日程第 5 4	議案第 5 4 号	平成 2 9 年度飛驒市国民健康保険病院事業会計予算
日程第 5 5		一般質問

○出席議員（14名）

1番	仲井	谷	文	吾
2番	井	端	浩	二
3番	澤		史	朗
4番	住	田	清	美
5番	森			要
6番	中	村	健	吉
7番	德	島	純	次
8番	前	川	文	博
9番	中	嶋	国	則
10番	洞	口	和	彦
11番	野	村	勝	憲
12番	森	下	真	次
13番	高	原	邦	子
14番	葛	谷	寛	徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	小	倉	孝	文
教育長	山	本	幸	一
代表監査委員	福	田	幸	博
会計管理者	藤	井	義	昌
総務部長	東	佐	藤	司
財政課長	野	村	久	徳
教育委員会事務局長	清	水	雅	貢
企画部長	水	上		廣
商工観光部長	石	腰	明	豊
環境水道部長	湯	之		宏
市民福祉部長	柚	下		誠
農林部長	柏	原	雅	行
基盤整備部長	青	木	孝	則
消防長	坂	木	順	一
病院管理室長	佐	場	哲	哉
		藤		

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	十	松	昭	英
書記	中	垣	由	香

平成29年第1回 飛騨市議会3月定例会 一般質問・質疑発言者一覧表

質問者 12名

No.	質問者	質問事項	備考
1	1 森 要	<p>1. 飛騨市内部組織の再編について</p> <p>① 一年間の市政運営の中での課題について</p> <p>② 人員の重点配置や組織全体の業務と人員の適正化の工夫とは</p> <p>③ 第2次定員適正化計画の見直しについて</p> <p>2. 飛騨市総合政策審議会の設置について</p> <p>① 飛騨市総合政策審議会の設置の背景は</p> <p>② 構成員の選出について</p> <p>3. 飛騨市障がい児者支援ビジョンについて</p> <p>① ビジョンの啓蒙について</p> <p>4. 障がい者グループホーム等整備事業について</p> <p>① 現和光園の建物のリノベーションについて</p>	8日 (水) 午前
2	2 澤 史朗	<p>1. 飛騨市教育振興基本計画の学校教育の推進について</p> <p>① スーパー少人数学級の成果をどう捉えるか</p> <p>② 小学校5・6年生の英語の教科化の準備は</p> <p>2. 魅力ある地元高校づくり事業について</p> <p>① 飛騨市として吉城高校とどう関わっていくのか</p>	8日 (水) 午前
3	3 徳島 純次	<p>1. 危機管理監、危機管理課について</p> <p>① 危機とは、危機管理とは</p> <p>② 危機管理監の組織上の位置づけは</p> <p>③ 危機管理監、危機管理課の業務範囲は</p> <p>2. 孤立集落の通信確保について</p> <p>① 衛星携帯電話の利用は</p>	8日 (水) 午後
4	4 仲谷 丈吾	<p>1. 古川一神岡間深夜交流バスについて</p> <p>① 濃飛乗合自動車へ協力を依頼し深夜の交流バスを実現できないか</p> <p>2. 飛騨市のインターネット環境について</p> <p>① 情報インフラ整備基本構想策定事業の具体的取り組みについて</p>	8日 (水) 午後
5	5 井端 浩二	<p>1. 忠霊塔・気多公園の整備について</p> <p>① 桜はどの程度伐採するのか</p> <p>② 今後、植樹の予定はあるのか</p> <p>③ 二十五菩薩のお堂、絵天井が文化財的に価値があるのか調べられないか</p> <p>④ 忠霊塔・気多公園の今後の整備と管理はどのようにしていくのか</p> <p>2. 防災士について</p> <p>① 防災士会を設立できないか。</p> <p>② 防災士の受講者を増やせないか。</p> <p>③ 防災士と連携して避難訓練や防災意識の啓蒙活動ができないか</p>	8日 (水) 午後
6	6 前川 文博	<p>1. 魅力ある飛騨市の高校について</p> <p>① 飛騨神岡高校に「サイエンスコース」の新設を</p> <p>2. 保育士の待遇改善について</p> <p>① 直営保育園の収支の状況は</p> <p>② 保育士の賃金改善について</p> <p>③ 保育士の人材確保について</p>	8日 (水) 午後

No.	質問者	質問事項	備考
7	1 住田 清美	1. こどもの貧困について ① 子どもの貧困実態について ② 貧困対策について ③ 相談窓口の連携について ④ 給付型奨学金の導入について ⑤ ひとり親家庭の就業支援について 2. 国民健康保険の広域化にむけて ① 広域化による県と市の役割について ② 保険料について ③ 基金の用途について ④ 一般会計からの繰入れについて ⑤ 特定健康診査のあり方について	9日 (木) 午前
8	2 森下 真次	1. 市長就任1年の総括と新年度予算 ① 市長就任1年の総括 ② 新年度予算 2. 運動の積極的推進 ① 運動に対する認識 ② 積極的な推進 3. 動物ウォッチングの森づくり ① 森づくりに取り組む考えは	9日 (木) 午前
9	3 中嶋 国則	1. 農業振興について ① 戦略的な農業としてのブランド米栽培政策を ② 米の直接支払交付金廃止後の対策は ③ 生産調整廃止後の市の方針は ④ 人出不足（パート含む農業従事者）の解消を ⑤ 農業後継者の育成を 2. サイクリングロード（中部北陸自然歩道）の再整備について ① 「起し太鼓の里を訪ねるみち」の整備は ② 史跡を利用した公園、トイレ、看板の整備を	9日 (木) 午後
10	4 野村 勝憲	1. 飛騨市の交流人口拡大の展開と取り組みについて ① 富山県立山町と観光誘客で連携したら ② 2月台湾訪問による今後のインバウンド誘客と交流は ③ 飛騨市版「森林セラピー基地」の進捗とブルーベリーの利活用は ④ この秋「祭」をテーマに至学館大学の公開講座実施について ⑤ 地域資源である「雪」の売り込みを 2. 飛騨市の懲戒処分審議会のあり方について ① 飛騨市は通常、職員を処分する場合どのくらいの期間で調査をしているのですか ② 何故、飛騨市の懲戒審議委員会のメンバーは部長以上なのか ③ 今後、懲戒審議委員会のメンバーに民間人や職員組合の委員長を入れても良いのでは	9日 (木) 午後
11	5 高原 邦子	1. 不妊・不育症治療費助成事業について ① 不妊・不育症治療費助成事業のこれまでの検証と問題点は ② この事業に年齢制限を設けていないのはなぜか ③ 夫婦別人格とみてそれぞれに助成すると解釈してよいのか ④ もっと広報に努めることも必要ではないか ⑤ 不妊治療等を行った方にその後どのようなケアをしているのか 2. 「危機管理課」「秘書広報課」の新設をさらに活かす方法を考える ① それぞれの役割、情報発信の考え方は ② 今後、行政と市民双方が情報を発信・受信する時代への考え方は ③ スマートフォン等を活用した市民レポート導入の考えは 3. 地方分権改革の取り組み方への考えを問う ① 地方分権改革の取り組みについての考え方は ② 地方が主役である提案募集に対応するために考えていることは ③ 内部統制に関する方針の策定等への対応はどのように考えているのか ④ 地方分権改革を定着させるために考えていることは何か	9日 (木) 午後

No.	質問者	質問事項	備考
12	6 洞口 和彦	<p>1. 山田生涯学習館解体について</p> <p>1 解体後のグラウンド整備方針</p> <p>① 解体後の敷地利用は</p> <p>2 地域要望の回答は</p> <p>① 施設整備の考え方は</p> <p>② 運動場の器具庫等の併設された施設整備は</p> <p>3 山田地域福祉センターの建物有効利活用と管理について</p> <p>2. 障がい者・障がい児福祉計画について</p> <p>1 障害者・障害児福祉計画について</p> <p>① 出生から就労までの継続的な支援体制</p> <p>② 医療機関の整備</p> <p>2 山田旧校舎解体後の施設整備事業について</p> <p>① 新築される建物の施設規模と利用内容の充実はどうするのか</p> <p>② NPO法人ピース、なかよしキッズ、ことばの教室の運営に変化があるのか</p> <p>③ それぞれの運営団体や利用者の要望は</p> <p>3 「障がい者自立支援施設 憩いの家」と「飛驒流葉牧場」の利用現況は</p> <p>① 希望者と事業所の調整は</p> <p>② 今後の展望は</p> <p>4 障害者の雇用について</p> <p>① 飛驒市、飛驒市内企業の障害者雇用の実態はどうなっているのか</p> <p>② 特徴的な雇用形態があれば伺います</p> <p>5 高齢者・子ども・障害者福祉相談窓口の一元化の展望は</p> <p>① 市では福祉サービスの一体化をどのように考えているのか</p> <p>② 市民福祉部組織再編の効力と考え方は</p> <p>6 農業と福祉の連携事業について</p> <p>① 具体的な進め方は</p> <p>3. マウンテンバイク溪谷コースの実現に向けて</p> <p>① 4900万円の事業化でコースの整備ができるのか</p> <p>② 安全確保に向けて、前回提案との違いは何か</p> <p>③ 岐阜大学八嶋教授の現地調査はどう生かされるのか</p>	9日 (木) 午後

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、お手元に配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番、前川文博君、9番、中嶋国則君を指名いたします。

◆日程第2 議案第2号 飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例
について

から

日程第54 議案第54号 平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算

日程第55 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第2号、飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてから日程第54、議案第54号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの合わせて53案件につきましては会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

53案件の質疑とあわせて、日程第55、一般質問を行います。それではこれより順に発言を許可いたします。最初に4番、住田清美君。

〔4番 住田清美 登壇〕

○4番（住田清美）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきたいと思います。

子供の権利に関する代表的な法律や宣言には、日本国憲法、児童福祉法、児童憲章などがあります。中でも、児童福祉法では、第1条、児童福祉の理念として「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」とされています。また、第2条では、国および地方公共団体は児童育成の責任を負うことを明示しています。

このように子供は法に守られ成長していくものでありますが、近年子供の6人に1人

が貧困であるといったショッキングな記事を目にすることがあります。

子供の貧困率を求める場合、相対的貧困率を用いますが、これは、世帯収入から子供を含む国民一人ひとりの所得を仮に計算し順番に並べたとき、真ん中の人の額、中央値でございますが、この半分に満たない人の割合のことで、子供の貧困率は18歳未満でこの貧困線に届かない人の割合を示します。日本の所得の中央値が約250万円なので、その半分の125万円以下で生活している人が貧困ラインを下回っていることとなります。厚生労働省の平成24年調査では子供の貧困率は16.3%で過去最悪を更新したと報じられています。中でも大人が1人の世帯の相対的貧困率は54.6%と、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

飛騨市では「子供は地域の宝」として、みんなで子育て支援に関わっていますが、全ての子供たちに満ち足りた衣・食・住が保障されているのでしょうか。所得格差が広がりつつある世相の中で、声をあげられない子供たちの苦しみに気づいてあげられているのでしょうか。子供の貧困について以下の4点をお尋ねします。

まず、子供の貧困実態についてです。飛騨市の18歳未満の子供は3,500人あまりですので、単純に貧困率16.3%をかけると約570人の子供が貧困と向き合っていることとなります。また、貧困率ラインよりは所得があっても、多重債務を抱えた場合など、隠れた貧困もうかがい知るところです。各家庭の事情や、プライバシーの問題もあり、実態把握は困難かもしれませんが、飛騨市の子供たちの貧困について把握されているのでしょうか。また、実態調査を行う予定はありますでしょうか。

二つ目に貧困対策についてです。県では新年度から「こども食堂」運営費に補助金を計上する方針です。「こども食堂」は、貧困家庭や孤食とって1人で食事をする子供に、無料または安価で食事を提供する事業で、全国的に支援が広がっています。また、県では、経済的な理由などにより十分な学習機会を得られない子供の学習支援に取り組む自治体への補助も行っています。いずれも子供たちにとっては居場所づくりの場として、親さんにとっては安心の場として捉えられています。学校が長期休暇で給食が食べられない日は、1日1食だけの子供もいると新聞では報道されています。命をつなぐ、きずなをつなぐ「こども食堂」や学習支援など、飛騨市における必要性をどのように捉えておみえでしょうか。そのほか、貧困対策について飛騨市独自の支援はありますでしょうか。

三つ目に相談窓口の連携についてお尋ねします。子供の成長については、乳幼児期は健診や子育て支援センターなどにより子供と親の関わりが感じとられます。保育園や小中学校では子供の姿を通じて、家庭との連携のもと支援が行われます。発達の緩やかなお子さんに関しては、発達支援センターの強化を図り、途切れることのない支援が行われていますが、貧困家庭に関しては連携した支援が行われているのでしょうか。市民福祉部、教育委員会、社会福祉協議会など各種の窓口はありますが、連携をして支援を行うシステムになっているのでしょうか。また、気軽に生活実態を相談できる相談員や支

援員のような配置はあるのでしょうか。現状をお聞かせください。

四つ目に給付型奨学金の導入についてお尋ねします。国では2018年度から大学生向けに返済不要の給付型奨学金の導入を検討しています。住民税の非課税世帯が対象ですが諸条件に該当すれば月額2万円から4万円に相当する金額が支給される見込みです。先日テレビの子供の貧困特集で、貧困による負のスパイラルを取り上げ、貧困による進学率の低下が非正規雇用を生み、そのことが所得の減少につながると報道していました。経済的理由で就学の機会を断念することがないように、飛騨市にも奨学金制度があります。今年度低所得者向けに給付型の奨学金の導入を検討されていますが、概要をお示してください。

5番目にひとり親家庭の就業支援についてお尋ねします。先に述べたように、ひとり親家庭の貧困率が高いのは顕著な事実であります。現に児童扶養手当支給対象者も平成27年度は145名が該当されています。子供を抱え1人だけの収入で生活していくには特に母親にとって厳しい現実があるかと思えます。経済的自立を目指し、少しでも収入増にしていくため、何らかの資格を取得し正規雇用を目指す方にとって金銭的支援はあるのでしょうか。さらに、自立を目指す就業支援の相談窓口は周知されているのでしょうか。

以上。子供の貧困について質問させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ者の表記は省略する。

◎議長（葛谷寛徳）

市長、都竹淳也君。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。子供の貧困につきましてのお尋ねでございます。1番目の子供の貧困の実態と4番目の給付型奨学金の件は、私からご答弁申し上げます。

今年度、いろいろこの平成29年度予算に向けてですね、いろんな課題・政策の検討をしまいいりました。その中で、幾つか具体的な事業の立案まで至らなかったものがございまして、その一つが、ただいま御質問をいただいた、子供を含めた生活困窮者対策ということでございます。

私自身はこの問題は早くから真っ先に取り組みたいという思いを持っておりましたものですから、率直に申し上げまして、忸怩たる思いがございまして。

実際この問題、私、県職員時代に、平成20年度でありましたが、自分で立ち上げた政策研究会という研究会で、県の政策にしたいということをもって、自らチャレンジをしたことがございまして、統計データいろいろ調べまして、また実態を把握しようと思ったんですが、なかなか統計データで行きつけない、現場の声がなかなかすくい上げら

れないという、そうした非常にもどかしい現実に直面をし、また、具体的な事業の設計が非常に難しいというハードルを感じまして、この問題の難しさを自分自身で直感をしたことがございます。その際に、組織を作って、まあ、ちょうど異動の時期もありましたものですから、あとの人たちに委ねるという形で進めたんですが、その後もなかなか進まなかったと、いうことで正直いってこの問題、なんとか飛騨市において道筋を付けたいという思いを強く持っていることは事実でございます。そうした中で、今年度なかなかそこまで至れなかったということで、本当にこれは私自身、今申し上げましたが忸怩たる思いがでございます。

で、いう中なんですけど、データで幾つか垣間見れることがございます。こどもの貧困を把握する上で参考になりますのが、児童扶養手当の受給者の数ということになります。現在、児童扶養手当の受給世帯数は181世帯、うち議員が示される貧困ラインの所得125万円を下回る世帯が86世帯でございます。中には、月4万円の児童扶養手当を含めても、年間の家計所得が120万円以下、そして子供さんが4人おられるという家庭もあるわけでございます、大変厳しい状況がデータでも垣間見えます。

市の窓口へ相談に来られる方もおられるのですが、決してこれが多くない。相談内容は、市の相談窓口は市営住宅の入居、資金貸付けなどいろいろなんですけど、生活困窮者の実態を見ますと、平成27年度には10件、平成28年度は2月末で23件でございますが、平成27年度、18歳以下のお子さんを養育する世帯のご相談というのは無かったということでございます。そして平成28年度は4件ございまして、これはひとり親家庭であったということでもあります。

こうした中で垣間見れる実態ということなんですけど、こどもの貧困として相談に来られたわけではないんですけども、実態を伺いますと、両親からの援助や、成人した子供の収入で生活を維持しているということがわかるわけでございます、徐々に貧困の問題が深刻になっているというのを、断片的な情報の中で感じるわけでございます。

また、先ほど相談件数が少ないと申し上げましたが、身を粉にして働いておられるわけでありまして、なかなか窓口で相談に来れないということがあるんじゃないか、苦しいけども声を上げられずにいるんじゃないかというように、私は捉えておるわけでございます。

後ほど、ひとり親家庭の就業支援については部長から答弁をさせますが、例えば高収入の職に就くための資格を取得しようと思つたとしても、給付型のいろんな給付金などの制度はあるんですけど、実際に正業に就きながら資格取得しようと思つると、遠方まで行かないと取得ができない、あるいは研修期間中の生計を維持するのが極めて難しいということもあるというふうに承知をいたしております。

私は、この問題はとても深くて大きな問題だというふうに考えておりますし、なんとかしなきゃならないという思いを強く持っております、平成29年度、重点的に取り組むべきテーマだとの位置づけでおるわけでございます。

そこで、まずは実態をきちんと把握したいというふうに思っております、8月に児童扶養手当の現況届けというものを出していただく機会がございます。で、これが一つ、いいチャンスになるだろうと思っております、この際にアンケートを行えないか、現在内容を含めて検討を始めておるところでございます。で、その中では、実際の生活がどのようになされているのか、子供さんの教育や生活にどのような影響が出ておるのか、あるいは安定した収入が得られる生活に至るために、どのような方法が考えられるのか、そして行政に求められる支援策は何なのか、実態を聞く中ですね、きちんと対策として打ち出していけるようなことを取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、次の給付型奨学金の導入でございます。

これも、今ほど申し上げた低所得者世帯の支援に大きく役立つものというふうに考えておるわけでありまして、入園・入学祝い金の見直しにあたりまして、アンケートをとったわけでございますが、その際に、入園・入学準備品購入費用が最も負担が大きいというふうに感じておられるアンケートがあったんですが、それに次いで、高校・大学進学時の受験費用、教科書等の購入費用と、つまり「進学するときに一番お金がかかるよ」というご意見がですね、大変強かったわけでありまして。で、これは当然ながら家計所得が少ないご家庭においては、非常に深刻な、大きな問題であるということは当然だろうと思うわけございまして、今回の給付型奨学金の制度は、そうした負担感を軽減して、学校に行かせてあげたいという親さんの気持ちをより後押しをする、そして進学の躊躇をすることがないようにするための取り組みというふうに位置づけております。

制度の概要ですが、ひとり親家庭や、親が障がいを持つなどで十分な収入がない家庭といった低所得者世帯の高校生が大学・専門学校等に進学をする際に、親権を持つ親が給与所得者の場合の収入額が400万円以下、これは課税所得にいたしますと、おおむね200万円以下という想定ができるわけでありまして、その低所得世帯層の貸付生として認定をいたしまして、学校卒業後に地元就職すれば貸付金の返済を全額免除する、地元就職以外は半額を免除すると、こうした仕組みにおいて、実質的に給付型奨学金とすると、こういう仕組みを考えておるわけでございます。

課税所得額200万円というラインは、飛騨市育英基金の貸付に関する要綱で算出する所得計算でございますと、これは貸付生の兄弟・姉妹などの人数によって、事情によって異なってきますので、一律の基準とすることができないわけでありまして、これについては、今、さまざまなケースを想定して検討を行っております、当該貸付生の選考にあたって、民生・福祉関係の方にも入っていただいて、よく検討していただくような仕組みを考えたいと思っております。

また、従来の奨学金の場合は、成績要件を設けておりまして、中学校または高等学校の成績の平均値が3.5以上としておるわけでございますけれども、成績がある点に達しないために奨学金の給付を受けられないということになってしまいますと、親さんにと

っては非常に打撃が大きいということになりかねないわけでありまして、今回の給付型奨学金については、学校長の推薦調書のみという形で審査をしたい。そして、生徒のよいところをしっかりと評価していただければ、借りていただけるものとしたいと、このように考えております。

さらに、給付型に直結する返済の免除でありますけれども、これは奨学金でありますから、基本的には学生さん、借りられた子供さんが返済をされていくということになるわけですが、当然、家からの仕送りが難しいということになってきますと、いろいろな奨学金を組み合わせる学校に行かれるということは考えられるわけです。そうしますと、卒業後の返済負担が非常に大きくなるということが考えられますから、その軽減を図るということも、これも一つの大きな目的としているということでもあります。

それで、地元就職と地元以外の就職で、差をつけたということなんでございますが、これは地元就職を促進したいという狙いはもちろんなんですけれども、気持ちとしてですね、地元に戻って長く厳しい経済状況の中で育ててくれたお母さん、そうした親を、近くで一緒に家計を支えてもらいたいという気持ちもこの中に込めておりまして、そういった意味で、地元に戻っていただくというところに全額・半額の差をつけさせていただいた、こういうことでございます。

この制度でございますが、運営をするには、返還が本格化する5年後の平成33年度頃までに、約1億円の基金を積み増しておく必要があるわけございまして、来年度の予算でその準備のため、まずは1,200万円を積み立てとるように計上したところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

おはようございます。

2点目の貧困対策についてお答えします。

こども食堂の全国での取り組みは承知しております。貧困の実態が明らかになって、食事に困っている子供がいることがわかれば、飛騨市でも実施を検討すべき取り組みであると認識しています。したがって、今ほど市長が申しあげましたように、どういう生活状況なのか、どんな問題に直面していて、何が必要なかを把握した上で、こども食堂を含め、その対策を平成30年度予算に反映させたいと考えております。

続いて3点目の相談窓口の連携についてお答えします。

先にお示ししました市の組織再編において、子供や子育て世代の総合窓口として、市民福祉部に「子育て応援課」を新設します。子育て応援課は、保健センターや発達支援センターと連携して、「子育て応援センター」として包括的な支援を行います。今まで子

育て支援係や保育園係は本庁に設置しておりましたが、これを、ハートピアに異動し一つの課として、総合窓口とすることにより子育て支援のワンストップサービス化を図ります。このことにより、昨年3月議会で住田議員から質問をいただきました「利用者支援事業」についても対応していきたいと考えております。また、教育委員会や社会福祉協議会と連携することはもちろん、専門の相談員や支援員の配置も検討しながら充実を図りたいと考えています。

最後に、ひとり親家庭の就業支援についてお答えします。

先ほど市長の答弁にもありましたが、資格取得に際しては、国の補助制度である母子家庭等自立支援給付金事業を活用し、金銭的な支援を行うことができることになっています。ところが高い収入を得られる医療系の資格などを取得しようと思うと、教育訓練機関・資格取得機関が遠方にあり、自宅から訓練に通うことはできません。高山市内で受けられる医療事務の研修も平日に開催されるため、生活の収入を得るための仕事を休んで研修に出かけることは、かなり困難ということになります。

一方、医療機関や介護施設などで正職員になりたくても、宿直ができないと正職員になれない、子供がいるので夜勤ができない。また、生活保護の所得基準を下回るようなギリギリの生活水準にあるにもかかわらず、車を持つと生活保護が受けられない、車がないと仕事ができない等の事情もあります。

就業支援を含め、生活困窮者に対する相談窓口を設置して相談も行っていますが、その困難さゆえ、生活課題の解決に至っていないのが現状です。

今後は、支援できるメニューの充実を図り、「子育て応援センター」を子育て世代の総合相談窓口として利用していただけるよう、周知を図りつつ、並行してよりよい就業支援などの方策がないか検討していきたいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

ただ今は、市長はじめ貧困に対する前向きな御意見を承りまして心強く思いました。特に貧困については、私は今回こどもの貧困にのみ特化して質問をさせていただいたんですけれど、各世代に渡って若者の貧困もあれば高齢者の方も貧困もあると思います。様々な世代の貧困に対して飛騨市の方で前向きに、今年度、また平成30年度に向けて予算措置をしていただければ、大変ありがたく思います。

それで少し再質問させていただきます。

今、実態調査をしたらどうかという形をご提案させていただいて、毎年1回児童扶養手当の現況届の時にでもアンケートを、ということをございましたけれど、私、県に問い合わせましたら、県下では、やはりアンケートを実施したところはまだ実態がないということで、やっぱり市長がおっしゃられたようになかなか難しいハードルがあるのかと思います。

ただし、予算的にはこの実態調査については国が4分の3補助をいたしますので、ゼ

ひまた4分の1の市単で済みますので前向きに行っていただきたいと思いますが、一つ現場サイドからは、親の声だけ聴いてはいけないと、やっぱり親の声と子供の声、二つを聴かなくちゃってことだと思います。例えばアンケートして親が朝ご飯は食べてますか、子供は食べてますか、食べてますに丸をしたら、子供食べていなくても食べていることになってしまいますので、2方向からのアンケートをいかがですかと思いますが、今後アンケートの実施については具体的に練られるとは思いますが、子供さんの意見を聴くということはいかがでしょう。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

ただ今、大変参考になるご意見を頂きましてありがとうございます。

子供を支援する方策を考えるという部分も多くありますので、子供の声を聴くという姿勢は大切なことだと思います。それができるような形で、検討をしてみたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○4番（住田清美）

特に子供の声聴くときに、県に確認いたしましたら全部取る方法もあるかもしれないけれど、ある学年を抽出して、例えば小学生の三年生・四年生の一学年、中学生なら二年生というような、そういう抽出のやり方もあるよということでしたので、また十分に御検討いただきたいと思います。

それからひとり親家庭の就業支援につきましては、今ほどおっしゃられましたけれど、飛騨市にはやはり母子家庭等自立支援給付金の支給に関する条例、規則がございまして、様々な資格を取る場合に給付金は与えられますけれど、例えばその資格は先ほどおっしゃったように国家資格に準ずるもの、看護師ですとか保育士、理学療法士、作業療法士といったメニューに限られております。これなかなか飛騨市においてこの資格を取りに行こう、この給付金を使おうと思うのは本当にゼロに近いのではないかと思います。それもひとり親家庭さんが生活をしながら子供抱えながらの中では難しいと思います。

そこでまた飛騨市独自のメニューを作っていただいて、例えば介護士、ヘルパーのような資格、それからパソコンの資格でも資格になると思います。様々この辺で取れる資格についても給付金、入学金なり授業料の一端を補助していただくとか、その資格を取るために、例えば子供を一時保育に預けていかなきゃいけない、そのときのための一時保育の費用を負担していただくとか、そういった資格取得のための飛騨市独自のメニューを今後考えていただけるような思いはありますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

身近で資格が取得をできるものという部分につきましては、今年度から介護職員の確

保ということで様々な施策を打っております。その中に介護職員の資格を地元で取れるような環境の整備をしておりますので、そんなような制度も利用していただければなというふうに考えておりますが、介護職員だけが職ではありませんので、また幅広い職に就けるような資格取得についても自立支援のメニューの中で考えていければなと思っております。

あと、一時保育等の利用につきましては、一時的な保育のニーズに対する制度ということですので、これらの活用も含めて一体としてメニューを考えてまいりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○4番（住田清美）

よろしくをお願いします。

それから相談窓口の関係で今、組織再編でワンストップで支援していただけるようなということで、平成29年度からの組織に期待するところでありますが、飛騨市の中に特にひとり親家庭の相談員といたしまして、母子父子自立支援員というものもございませし、飛騨市の家庭児童相談員というような位置付けもございませ。これらはそれぞれご家庭のいろんな悩みに対して相談を受けたり支援をするというような支援員なんですけれど、こちらは職員も兼ねることができるんですけども、一般の非常勤職員としての支援員を雇うこともできるということが明記されていますので、現在の状況はちょっと定かではありませんが、ぜひまた一般の方で支援員・指導員というような方がみえればぜひ委嘱をして幅広く支援をお願いしたいと思ひます。

それから民間の社会福祉法人の中でも、生活指導員というような資格を持った方がいらっしゃいますので、またそういう外部の団体の支援員さん等も活用していただきながら幅広い施策でお願いしたいと思ひます。

最後に一つお尋ねします。

今年度から奨学金に対しては給付型ということで、給付型の奨学金を設立していただきまして、幅広い支援をしていただいていることは大変ありがたいと思ひています。

ただし、この今の貧困ライン、125万円以下で生活をしてらっしゃる貧困ラインすれすれの世帯に対しましては、ぜひ地元に戻る戻らないということはあるかもしれないですけども、本当に困っていらっしゃる家庭については給付型、本当に給付をしていただけるような制度に後々考えていただけませすでしょうか。

これはまた運用してみなければわからないと思ひますが、実情に応じて、またその給付の方法、所得のラインとか考えていただける余地はございませすでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めませす。

△市長（都竹淳也）

この奨学金、先ほど申し上げませすように借りる時の問題と、給付は実質返済を免除する形で給付になるわけでありませす、ここを少し分けて考える必要がある。

借りるときは親の支援です。それから返すときの免除は借りた本人の子供さんの支援になるわけですね。先ほど申し上げましたように、私は借りるところはハードルをぐっと低くしたいと。これがつまりは親さんの支援になるからでありまして、ここはぐっと低くしておく。

で、また返す時は今度はご本人になりますから、どういうところに就職されるか、どういう就業、所得の状況にあるかということによって、その返済能力が変わってくるわけでありまして、これは奨学金全体の設計の問題にも関わるとお思いますので、今テレビ等でも奨学金をたくさん借りて返済ができないと、それで自己破産していくようなケースというのがよく報道されておりますし、そういった意味ではどうしても若者の所得が低くなっている現状が、これはデータの的にもやっぱり出ておりますので、そういった意味で奨学金の返済というものがどのような実態の中で行われているのかということをおちょっとよく調査をする中で、奨学金全体の中で検討していくのかなというふうに思っております。

ですので、借りるところはハードルは低く、そしてまた返すところの部分については別途全体の中で検討していきたいというふうに考えております。

○4番（住田清美）

ありがとうございます。

子供の貧困についてはただ今の答弁のとおり、今年度からいろいろと施策を考えてくださるということで、早急に本当に声を上げられない子供たちがいるのだと思います。目に見えてこないだけでいるのだと思いますので、ぜひそういう声は早めに拾い上げて早めの手当をお願いしたいと思っております。

それでは次の質問に移らせていただきます。次は国民健康保険の広域化に向けて質問させていただきます。

我が国には国民皆保険制度がありまして、安心して医療を受けられるシステムがあります。飛騨市には飛騨市を保険者として国民健康保険がありますが、来年度、平成30年度は、県単位による広域化で、岐阜県が保険者となるといわれています。

飛騨市国民健康保険は保険料も安く、保険料の収納率も特定健康診査の受診率も県下では高く、安定した運営をされているのかと思いきや、運営はかなり厳しい状態にあるのではないのでしょうか。

まず、加入者の減です。一年間に200人以上減っています。人口減少もありますが、75歳になると後期高齢者医療に移行することも要因です。それに伴い保険料収入も減少してきます。また、加入者の54%、半数以上が65歳以上で、世帯収入も低所得者が多いことがうかがい知れます。半面、医療費は増加し、一人当たりの年間医療費は35万8,738円にもなっています。それでも保険料が据え置かれている背景には、国や県の補助金、各種の交付金、基金取崩しでの補填があるからです。しかしながら今後も加入者減や医療費の増加が見込まれ、基金も減っていく中、国保会計の運営は厳しい

局面を迎えるのではないのでしょうか。

そこへもってきての県単位での広域化です。

そこで、今後の国民健康保険運営について次の点をお尋ねします。

一つ目は広域化による県と市の役割についてです。平成30年度から県単位に広域化されることで、加入者にとって取り扱いが大きく変わることはあるのでしょうか。また、県と市の業務分担はどのような仕組みになるのでしょうか。

二つ目は保険料についてです。県単位で広域化されると保険料はどのようなのでしょうか。県内統一の料率が導入されるのでしょうか。それとも市独自の料率が採用されるのでしょうか。飛騨市の保険料は平成28年度においては、7万6,117円と県下でも2番目に低く設定されてありますが、県内平均では10万円程度の保険料になります。一気に保険料が上がることはないのでしょうか。また、平成30年度の保険料決定に向けていつ頃市民に説明がされるのでしょうか。

続いて基金の使い道についてです。

突発な事態に備え基金が積立てられています。近年運営にあたり取り崩されています。平成27年度決算で約4,700万円。平成28年度見込みで1億2,000万円。平成29年度当初予算では1億6,000万円が計上され、平成29年度末の基金残高は1億3,700万円程度になってしまいます。今後も保険料の急激な上昇を抑えるため基金が活用されると思いますが、広域化後1、2年で基金が底をついてしまう恐れもあります。基金の運用についてどのように考えておみえでしょうか。

四つ目には一般会計からの繰入れについてです。

一般会計からの法定外の繰入れについては、他の医療保険制度加入者との不公平感が生じることから、現在までは行われていませんが、県内ではやむにやまらず繰入れをしている自治体もあります。当市の国民健康保険では、加入者の特徴である高齢者が多く、世帯所得も低い状態の中で、医療費は年々伸びている現状ではいくら保険料をあげても収支バランスがとれない日がやってくる恐れもあります。もちろんその時は基金も底をついております。加入者が安心して受診できるため今後一般会計からの法定外繰入れについてはどのような考えをお持ちでしょうか。

最後に特定健康診査のあり方についてお尋ねします。

当市の特定健診は集団健診により県下でも高い健診率を保っています。健診により病気の早期発見、早期治療につとめ医療費抑制にもつながっています。今度広域化されると健診の方法は県下で統一されるのでしょうか。それとも今までどおりの健診方法が継続されるのでしょうか。また、健診率の高い自治体にはメリットのある施策がとられるのでしょうか。

以上、現時点で通知されている国保の広域化についてお尋ねしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

初めに広域化による県と市町村の役割についてお答えします。

平成30年度から国民健康保険は、県と市の両方が保険者になります。

県は、財政運営の責任主体となり、市町村毎の国保事業費納付金の決定や、保険給付に必要な費用を全額、市に対して支払いを行います。県の役割は、県内全体の国保財政の安定化を図ることになります。

市は、県が市町村ごとに決定した国保事業費納付金を県に納付するため、今までどおり市町村ごとに保険料率を決定し、国保事業費納付金に見合う保険料の徴収を行います。また、加入脱退の手続き、高額療養費の申請、特定健診、保険料の納付なども、これまでどおり市の窓口で手続きが行われます。

保険料率は、県が国保事業費納付金の額を決定する際、標準的な保険料率も合わせて示すこととなりますが、この保険料率はあくまでも標準であり、今までどおり、市独自で保険料率を決定します。

議員ご指摘のとおり、飛騨市は、県下でもかなり低い保険料となっておりますが、単年度収支において毎年赤字を計上していることや、基金残高も減少していることから、保険料の引き上げはやむを得ないと考えています。

しかし、飛騨市の国保加入者の半数以上は65歳以上で、所得水準の低い年金生活者の方です。急激に負担が増えないように、料率の改定には時期や期間、またどのレベルまで引き上げるのかなど、十分配慮する必要があると考えています。しかし、検討資料として使用することができる国保事業費納付金の推計額が現時点で全く示されておらず、料金の試算自体ができない状況にあります。このため、市民に十分説明ができる材料がない中で引き上げを行うのは困難と考え、平成29年度は保険料率の改定を見送る方向としているところです。

平成30年度の保険料率決定については、国の国保事業費納付金が確定する平成30年1月以降となりますが、ことし秋頃には、飛騨市の今後の方針をお示ししたいと考えております。また国保の広域化と飛騨市国保の保険財政の現状については、平成29年度の早い段階から、被保険者に対してお知らせしたいと考えています。

3点目の基金の用途についてお答えします。

飛騨市国民健康保険の財政調整基金残高は、平成27年度末において4億1,600万円です。これは、県内の同規模市町村と比較して多い額となっております。この基金を活用し保険料の上昇を抑制しながら運営を行ってまいりました。

しかし、議員ご指摘のとおり、被保険者が減少し、医療費が増加傾向にあり、保険料を据え置いているため、基金の取り崩し額が増加しています。

基金については、平成30年度以降も各市町村で運用していくことになっておりますが、財政の運営主体を県が担うことにより、年度内の急激な給付費の増加に対応しなけ

ればならないリスクがなくなります。

したがって、今後は、従来、基金残額の適正ラインとされてきた保険給付費の5%程度、現在の状況で言えば、約9,000万円程度となりますが、当面はこの水準を維持しながら、保険料引き上げの激変緩和に有効に活用してまいります。

4点目の一般会計からの繰入れについてお答えします。

一般会計からの繰入れについては、平成27年度において県内36市町村で法定外繰入れが行われています。飛騨市では、国保以外の医療保険の被保険者の皆様との不公平が生じることから、法定外繰入れは現在まで行っておらず、今後についても行わないというのが基本的な方針です。

しかし、議員ご指摘のとおり、国民健康保険の被保険者は、高齢者が多く、ほとんどが年金を受給している低所得者で、医療費は高いという構造的な問題を抱えています。また、飛騨市の国保においては、被保険者数の減少と高齢者の増加は、現在も急激に進んでいます。

国民皆保険制度の最後の砦である国民健康保険は、社会全体で支えていく必要があると認識しており、今後の保険料の引き上げによって低所得者層の負担が急激に増える場合には、基金の維持等に対し、一時的に法定外の繰入れを行う検討を行うことも必要ではないかと考えているところです。

最後に特定健康診査のあり方についてお答えします。

特定健康診査の実施方法については、これまでと同様に各市町村で決定しますので、飛騨市では、各地域公民館などを利用した集団健診を予定しております。

また、平成28年度から前倒しで実施され、平成30年度から本格実施される保険者努力支援制度は、保険者共通の6つの指標と国保固有の5つの指標によって、都道府県と市町村に700億から800億円が財政支援されます。健診受診率は、この支援制度の指標の一つになっていることから、受診率が高い市町村に対しては、それに応じた財政支援がされます。

このことから、受診率を上げるだけでなく、多くの指標をクリアし、財政支援を得ることで国保運営を安定させていくことは、保険者としての重大な務めであると認識しております。

また、今回の機構改革により「市民保健課」の中に、医療保険を担当する部門と健診事業を担当する部門を設けました。市民の健康づくりについては、教育委員会を始め庁内横断的な連携の下で取り組みを行いますが、より積極的に国保被保険者の健康づくりを進めてまいります。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○4番（住田清美）

国保の広域化に向けては、まだなかなか県からの情報が届かない中、大変かと思いますが、今お聞きしまして、県の広域化になっても加入者にとっては今までどおり窓口的

なことは市の中でできるということをお聞かせいただきまして安心をいたしました。

また保険料率もそれぞれの独自の料率で決められるということで、一気に10万円になるとかってことはないかと思っておりますので安心をいたしましたし、特定健診も今までどおりのやり方で受診率が保てるように答弁をいただきましたので安心をいたしました。

いずれにいたしましても、県からの指標がまだ正確に出ていない中ではありますが、今後大変国保運営については厳しいものがあるかと思っています。保険料をやっぱり安く抑えるためには市民にとってもやはり医療費を抑制することに努めなければならぬという使命もあろうかと思えます。引き続き健診を受けながら健康づくりに気をつけていきたいと思っております。

また国保の運営については料率も含め、国保の運営審議会でも慎重審議されることと思えますが、決まりましたことにつきましては、早急に市民に周知いただき、特に保険料のどれくらい上がるのかということが一番関心があることかと思えますので、今の厳しい運営状況のことも含めまして、また周知いただければと思います。

本当に最後の砦であります国民皆保険制度の堅持に向けまして、市のほうも対応方よろしくお願ひしたいと思えます。

以上をもちまして、私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、4番、住田清美君の一般質問を終わります。

それでは次に12番、森下真次君。

〔12番 森下真次 登壇〕

○12番（森下真次）

早速質問に入らせていただきます。

私、大きく3点について質問をさせていただきます。

1点目は市長就任一年の総括と新年度予算について伺います。

市長就任後、アニメ映画「君の名は。」の空前の大ヒット。古川祭が山・鉾・屋台行事の一つとしてユネスコ無形文化遺産に登録され、市の名前が全国、世界を駆けめぐりました。就任の前年には梶田先生がノーベル物理学賞を受賞されたことにより、飛騨市は注目されていましたが、その勢いが衰えることなく現在に引き継がれています。本年1月には梶田先生が所長を務める東京大学宇宙線研究所との連携協力協定が締結されたことは記憶に新しいところであります。また昨年冬は飛騨らしからぬ雪のない状況でありましたが、本年冬は大雪となり大幅な除雪費の補正が必要になるなど起伏の激しい一年でありました。本定例会初日、市長から予算編成に対する思いが述べられ、その中で「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市の実現に向け全力で取り組んで

た」、「地域の持つ力を信じ、スピード感を持って果敢に前へ進むことが飛騨市の将来を開く事につながるということを改めて実感した」と述べられました。都竹色の現れた政策のが推進され、広範囲にわたっていろいろな事業展開され、次へのステップの意気込みが感じられます。

そこで次の2点についてお伺いをいたします。

1点目は市長就任一年の総括であります。目まぐるしく変化した一年と捉えていますが、この1年を市長はどのように総括されるのか伺います。

2点目。新年度予算についてであります。市長として一年が経過しました。当然初めてのことであり、様々な経験をされたと思いますが、新年度予算にどのように反映されているのか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

市長就任1年の総括と、また新年度予算への反映につきまして、お尋ねをいただきました。

この一年の総括につきましては、議員からも今ご紹介をいただきましたけれども、提案説明の際にも触れさせていただきました。「元気で、あんな、誇りの持てるふるさと飛騨市」と、私の目指す飛騨市の実現に向けまして、まずは現場に赴き、市民の皆さんと大いに語らせていただいた。そして、全国各地いろいろなところを訪問させていただきました。いろいろな方と交流する中で飛騨市発展のチャンスの芽を探してきたという年でなかったかというふうに思っております。その中で、飛騨市が有する地域資源の豊富さと広さ、そして深さ、底知れぬ可能性といったものを非常に強く感じましたし、飛騨市の中で様々な分野の方が本当に活躍しておられる、輝いておられる、そうした活躍に目を見張った一年でもございました。

また、そうしたまちづくり活動に大変感動いたしまして、本当にいろんな場所です。ね、日々感動を新たにしたという年ではなかったかと思えます。そしてその中で、これも先ほど触れていただきましたが、地域のそうした力を信じて、スピード感をもって、積極果敢に前へ進むということが飛騨市の将来を開くことにつながるということを、私確信をしたという一年であったということでございます。

先日、昨年就任の前にですね、市の職員から事務事業のレクチャーを受けましたときの記録がございまして、こういう方向性であるべきだというようなことを私申し上げたものを職員がまとめてくれているものがございまして、改めて目を通す機会があったんですが、大きく考え方に変わっているところはございませんので、その意味ではぶれることなく、初志を貫いてこれたんじゃないかなということも、思っている次第でございます。

いずれにしても、昨日より今日、今日より明日、日々進化する、そして新しいことを見つけてどんどん実行していくということが私の信条でございますし、その中で新しい芽が随分と見つかったのではないかなという事も思っております。

「君の名は。」の件は触れていただきましたが、こうした外的要因の他に、例えば議員のご当地である宮川町で、鮎釣り名人の室田正さんがおいでになった。これは本当に偶発的な情報で聞いて伺ったわけでございますけども、室田さんとその後いろいろお話をさせて頂く中で、この飛騨市宮川の鮎が日本一であるということを見つけたわけでございますし、そしてその後、広葉樹の森づくりの取り組みとそれが結びついて、広葉樹の森の豊かさが、この豊かな鮎をつくっているということも知って、これを発展させていくということが飛騨市の次なる成長、取り組みの芽になるということもですね、ことし発見をできたところでございます。

また、市民の皆さんと膝を突き合わせて話し合う中で、知らなかった、これはすごいということに気が付いたこともございます。例えば古川町の高野の古川町スキー場跡に地元の方々が長年かかって植えてこられた400本のヤマザクラがでございます。これは本当にお声がけをいただいて「市長見に来い」ということで行ってですね、本当に驚愕をしたわけでございますけども、こうした地道な取り組みがされている、これもやっぱり発展・成長の芽ではないかと思いましたが、安峰山の展望台を昨年整備をしたわけでありまして、その南側の展望台は地元の方々が自力で重機を持ち込んで、作られたものでございます。そうしたまちづくり、地域を良くしていくんだということで、整備に汗を流しておられる方が大勢いらっしゃるということも、これも本当に感動でございましたし、飛騨市の次なる発展の芽ではないかということを感じたわけでございます。

また産業の分野では、森林施業の現場にも赴かせていただきまして、林業というのはこういうものなのかと、3D計測システム、今回予算化もさせていただいておりますけれども、こうしたことで非常に効率的な林業が行われていて、林業というのは食べられる成長する産業なんだということを感じさせていただいたということもございますし、飛騨牛農家も何軒かお邪魔させていただきまして、飛騨市の一貫生産、ここで生まれて育った飛騨牛というのがブランド力を持つんだと、そこを支援していかなくちゃいけないんだということもですね、気付かせていただいたわけでございます。

そして、また外に向けては、いろんな方とのネットワークができたわけでございます。今、山・鉾・屋台行事の関係で、高岡市長、南砺市長、魚津市長、この御三方とは大変交流を深めさせていただいております、この前の日曜日でも大垣の方で、高岡市長、南砺市長とは食事と一緒にさせていただき、次なる交流の話なんかもさせていただいたところでございます。

また、「君の名は。」の関連では、今まで全く付き合いの無かった、カドカワそしてロケーションジャパンという団体、アニメツーリズム協会という団体、こうした中で非常に国内でも先進的な知識を持っておられる専門家の方々と結びつくことができ、今そ

の方々のご提案・アドバイスに従って、次なる展開の手を今準備しておるところでございます。こうして、どんどん動き回ることによって、人とのつながりが増えて、それがまた新しく飛騨市の可能性を開いていくんだということも、この一年大いに感じた次第でございます。

いずれにしましても、議員各位を始め、市民の皆さまに支えられての、私の一年でございます。こうした実りある一年を過ごさせていただいたことに、心から感謝をしておる次第でございます。

それから、こうした経験の新年度予算への反映ということでのお尋ねがございました。

今ほども申し上げましたが、あちこち動き回り、また様々なことに積極的に挑戦してきた中で、今回予算、大変色彩豊かなものになったのではないかなと私自身は思っておるところでございますが、その中で本当に今ほどの鮎の問題にしても、鮎のことにしても、林業のことにしても、「君の名は。」関連のことにしても、その都度その都度、考えたこと、アドバイスいただいたことを形にしてきたということでございます。

今申し上げたほかにもですね、例えば楽天との包括連携協定の流れでは、楽天とともにドローンの実証実験を行うということも盛り込んでおりますし、介護人材の確保という点では揖斐郡の池田町のサンビレッジ国際医療福祉専門学校と吉城高校、飛騨神岡高校との連携で福祉人材を育成していこうじゃないか、ということも今道筋をつけておるわけでございます。

また、ユネスコの関係で行きますと、高岡市、南砺市、高山市、そして飛騨市と4つの自治体で連携軸を作って回廊をつくらうじゃないかという取り組みを今回予算化させていただいておりますけれども、こうしたことにもつながりましたし、また、私が会長という形で設立をいたしました「ぎふアニメ聖地連合」、これも次なる展開が今準備され、具体的な形となっております。

一方で先ほど住田議員の御質問もございましたが、例えば生活困窮者対策の様に道筋がついていないものもあるわけでございます。平成29年度はそうした課題にチャレンジして、より細かな課題に目を配り手を打つという年にしていきたいと思っております。

いずれにしても私、公約の中で、私の政治姿勢として「融和と対話」「挑戦と前進」そして「交流と連携」ということを申し上げてきたわけでありまして、この三つの政治姿勢を軸にですね、今後も引き続き飛騨市発展のために努力していきたいと思っておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○12番（森下真次）

ありがとうございました。

今答弁を聞きながら思ったんですけども、今ネット時代と言われておりますが、市長はまさに今のネット時代の申し子と言いましょか、そんなふうに感じました。いろんなつてを生きさせて、いろんな事業に結びつけていくというところで本当に今の時代に

マッチした、そして幅広く深みもあるいろんなことを展開していただいておりますなということをおもいました。

市長が前に言われましたけども、人口減少これはやむを得んと。そやけども人口減少に伴う経済の縮小、これを何とかせんと駄目やということ私も思っております。市長、今ほど答弁の中でいろいろ言われました。飛騨市の中のその魅力、私ども気づいておらなんだものがたくさんある気がしております。そういったものを活用しながら飛騨市の元気を生んでいくやということを言っておられますが、私も一議員でありますけども、一緒になってまた前を向いていきたいなということをお申し上げまして、2点目の質問に移らせていただきます。

2点目は運動の積極的推進についてを伺います。

最初に皆さんに申し上げますが、タイトルにしております運動とは、身体活動のうちスポーツやフィットネスなどの健康、体力の維持増進を目的として計画的意図的に行われるものを指していますので御承知おきいただきたいと思っております。

さて、本題に入りますが、私たちの体はもともと動く生活に適応するように進化してきたと言われております。しかし近年私たちの身体活動量は極端に減ってきています。家事においては、電器製品などの普及により家事労働が軽減され、職場においても省力化、機械化が進み、仕事するのに体を大きく使う必要がなくなりました。また自動車、エレベーター、エスカレーターなどの移動用機械の発達により、歩くという機会が減少しました。その結果、運動不足になり私たちの健康と体は危機的状況にあると言われております。

運動不足による代表的な疾患として、肥満、糖尿病、高血圧、脂質異常症などが挙げられます。また腰痛症など整形外科的異常や、胃、十二指腸潰瘍といったストレス関連疾患が運動不足と密接に関わっております。運動不足が老朽化を早め、短命化を誘うことが重大視されております。身体活動、運動の量が多いものは不活発なものと比較して、循環器系疾患やがんなどの非感染症疾患の発症リスクが低いことが実証されております。これらの研究から世界保健機関では高血圧、喫煙、高血糖に次いで、身体不活動を全世界の死亡に対する危険因子の第4位と認識し、その対策として健康のための身体活動に関する国際勧告を2010年に発表しました。我が国では身体活動、運動の不足は、喫煙、高血圧について死亡の3番目の危険因子であることが示唆されております。

また最近では身体活動、運動は非感染症疾患の発症予防だけでなく、高齢者の認知機能や運動機能の低下などの社会生活機能の低下と関係することも明らかとなってまいりました。これらの身体活動、運動の意義と重要性が広く皆さんに周知され実践されることは、超高齢化社会を迎える我が国の健康寿命の延伸に有用であると考えられております。

また子供を取り巻く環境も大きく変わりました。今から約30年前の日本は、子供たちが集まって安心して遊べる環境がたくさんありました。そこにはガキ大将から小さい子まで年齢の違う子供たちがたくさん集まることにより、独自の子供社会が形成され、

子供たちはその中でルールを守る社会性、年齢が違うことの協調性を育み、心と体の両方をバランスよく育てていました。

しかし現代では子供が自由に遊べる場所は減り、街には自動車があふれ、誘拐事件などの犯罪も多くなったことから、安心して子供が外で遊べる環境が少なくなりました。さらにはテレビゲームが爆発的にヒットしたことから、屋外から屋内へと遊びが変化し、子供たちの運動、遊びの量が低下しました。また現代では、荒れる、切れる、無気力、社会性の乱れなど、子供たちは心のコントロールが難しくなっています。

さらに思いもよらないけがが発生しています。松本短期大学、柳沢教授らの研究において、それらの原因は10歳までの運動体験の不足であることが分かってきました。運動体験の不足が感情の抑制、集中力、空気を読む力など、社会性の中核機能を低下させていることが最新の脳科学から分かってきました。柳沢教授は外で遊ぶことが困難になった環境の中でも、効率的に十分な運動量を確保し、子供の健全な心を育む手法を研究されてきました。それが柳沢プログラムです。目的はあくまで運動遊びを通して幼児の好奇心や、やる気、達成感、自信、集中力を育むことです。すでに自治体や長野県内の公立幼稚園や公立保育園等に導入され、幼児期の子供の心や脳の発達に大きな成果が出ることが確認されています。

以上、子供の心や脳の発達、大人の健康と運動について申し述べましたが、次の2点について市の考え方をお尋ねいたします。

1点目、運動に対する認識です。健康の保持増進や子供の脳の発達には運動を取り入れることが重要であります。この事に対し市の認識を伺います。

2点目、積極的な推進についてであります。運動の意義と重要性が広く市民に理解され実践されることは、健康の寿命が延びることにつながり、医療費の抑制にもつながります。先ほどの住田議員の質問にもありましたが国民健康保険のほうでは該当者が減りながら医療費が増えておるとい実態が述べられましたけれどもまさにこのことだというふうに思っております。また子供たちが心身ともに健全に育つことはすべての人が望むことですが、運動をすることによってその可能性が広がります。同じ運動を複数人で行うことによって仲間づくりもできます。さらには効果的なストレスの軽減、精神の安定にもつながります。日常的に、また機会を捉えて積極的に運動することを推進すべきではないかと思いますが、この点について伺います。

〔教育長 山本幸一 登壇〕

□教育長（山本幸一）

御質問の運動についての認識とその積極的な推進につきまして、保育園から育ちのバトンを受ける小学校、それから高校生を始め青年期に育ちのバトンをする中学校ということで重要な期間を担う学校教育の立場から、若干実態を踏まえながら答弁させていただきます。

まず御質問の「運動とは何か」ですが、議員冒頭にお話しされましたように身体活動

としてのスポーツやフィットネスなどを言い、人間の心身の発達、健康・体力の維持・増進ということではありますが、これはとにかく必要不可欠なものとして捉えております。そしてその原点というのは幼少時期における運動遊びにあり、議員御指摘のとおり脳の発達にも大きく影響するものとして学術的にも子供時代の運動遊びを通して脳の発達を促すことがその後の人間としての社会力とかあるいは人間力に大きな影響を及ぼすというふうに言われております。また私もかつて逆さ感覚、人間の体が逆さまになる感覚です、これが身に付く時期はいつかを協力者を得て検証した経験がありますが、脳機能がかさどる人の心や体の発達には、臨界期というものがある、効果の大きい時期、すなわち必要なときに必要な経験をさせなければその後の挽回は難しくなる。特に子供時代の経験が重要であるということも脳と運動との関係から見逃せないことであるというふうに認識しております。

しかし昨今の子供たちの実態はゲームやインターネット中心の遊びによって生活リズムの乱れを引き起こすとともに、運動遊びの機会を著しく減少させています。そのためこれまで以上に学校教育の場におきましても早寝早起きの生活リズムを定着させることとか、あるいは全身の運動機能がバランスよく発達するための運動遊びの充実が大きく求められているということも思っております。

なお生活リズムにつきましては、SNSに関わる時間が長ければ長いほど学力が低下するという、先の国の学力学習状況調査の結果からも顕著に出ておりますので、これを受けて市のPTA連合会も中心になりましてインターネット、それからゲームの時間を制限する、そういう取り組みの中で眠育を重点的に進めているところですので御紹介させていただきます。

以上子供との運動との関連からその認識について述べましたが、生涯に渡って体を動かすこと、すなわち運動することが健康で活力ある生活を維持することとして幼児から高齢者に至るまでのすべての市民が運動に取り組むことができる意識の啓発、それから環境の整備に努めていかなければいけないということを思っております。

次に運動の積極的な推進の具体について答弁いたします。

まず学校現場ですが、体育授業が核になりますので、その授業の内容充実はもちろんですけれども、それぞれの学校の立地条件とか、あるいは児童生徒の実態に応じて、朝の運動、それからジョグタイム、さらには業間にはマラソンだとかサーキットの実施、またなによりも天気の良い日には外遊びを呼びかけるなどして、運動遊びの取り組みに力を入れているところです。冬季間、宮川小学校あるいは山之村小・中学校は昼休みにクロスカントリースキーも実施しております。少し成果を述べさせていただきますけれども、先に発表されました平成28年度全国体力運動能力運動習慣等調査結果におきまして、運動能力は小中学生ともに男子の握力がやや平均値を下回っている以外は、全体として県平均、全国平均を上回っております。

また重要なこととして運動が好きかどうかの意識は小学生の男女ともに90%以上、

それから中学生では若干男子と女子と違いがありますが、男子が89%、それから女子が71%とこれも県、全国を上回っております。今後とも運動に対する興味それから関心、意欲そういうものが児童生徒の意識の高まりに結びつく取り組みを意図的・計画的に行うことが生涯に渡って運動に取り組むことの基礎づくりになることとして、その充実に努めていく所存です。

なお現在の成人においても体育協会あるいはスポーツ関係団体等の連携によりまして事業の積極的な推進を始め、それぞれの年代に応じて日常的に運動に取り組むなど、例えば頭も体も使います家事、それから庭仕事、それからウオーキング、さらには余暇での運動的な趣味やレジャー、そういうすべてのものが健康に欠かせないものとして生涯学習課を中心としてその啓発活動の工夫と推進に努めていきます。

これらが成果として医療費の抑制や健康寿命の延びにつながることを願って答弁を終わらせていただきます。

〔教育長 山本幸一 着席〕

○12番（森下真次）

今、教育長から答弁をいただきました。ありがとうございました。

必要なときに必要な運動が要るんだというようなことで、同じ考え方だなというところで大変うれしく思いました。私も言っている以上、何もせずにというわけにはいかないというふうには思っておるんですけど、単純な歩くだけのことならできますので、距離は短いかもしれませんが歩いたり、たまには剣道というようなこともやったりして、自分の健康にはそこで一応気をつけておるつもりでございます。ただ脳の発達までには影響しなんだのかなってことだけは思っておりますが体のためにはやっております。

今、教育長には学校関係の方が主に今お答えをいただいております。先ほど言いましたように乳幼児から高齢者までということであると、市民福祉部のほうも関わってくるんだと思いますが、概略は今教育長に述べていただきましたが、実際どんなところで取り組みが行われとるかというようなところをお聞かせいただければありがたいです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

まず保育園についてですけれども、たしか3年か4年くらい前になりますが、飛騨市の保育研究会で柳沢先生をお招きしまして柳沢プログラムの研修会を開催しております。

その中ではやはり幼少期からの運動というのが非常に大事で、脳を育てる心を育てるということで、運動の大切さというのをそのときに保育士が学びました。基本は跳躍と支持、支えるという部分と、あと懸垂の三つの運動が非常に大事ということで、あと二つの動作を同時に行う協応動作というそういう運動を含めたことを幼いときからやるとすごくいいんですよって事を学んだというふうに聞いております。そういう関係で今保

育園のほうでは運動というのを非常に大事にして保育に取り組んでおるといことになります。

あと保健の分野では身体活動という部分が「健康ひだ21」のほうにも記載されておりまして、保健分野でも運動というのは非常に大事であるというふうなことを思っております。ただ実際の取り組みとしては十分なことが行われておりませんので保健の分野としての運動の取り組みというのはちょっと手薄なのかなという印象を持っております。

あと高齢者の分野につきましては介護予防ということで、介護予防あるいは転倒予防ということで、運動の必要性あるいは筋力の必要性ということで、いきいき体操・元気体操の普及というのを地域包括支援センターを中心にやっております。あと高齢者の方には軽スポーツの普及も含めて行っております。

ただ、先般国保の運営協議会でもお話があったんですが、健康づくりという視点について、市がいろんなところでいろんなことやっとして統一性がないんじゃないかというふうなご意見をいただきました。私どものほうと教育委員会の生涯学習課が市民にむけての健康づくりというふうな窓口になろうかと思いますが、その辺の統一性というのが取れていないという御指摘であったと思いますので、その辺に留意しながら市としての健康づくりというのをもっと上手にアピールできるような取り組みをしていきたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

○12番（森下真次）

ありがとうございました。

先ほど教育長の答弁、それから今の部長の答弁で保育園とか学校とかいくと授業の中で行われていくというのがあるんですけど、そこではずっとる、例えば保育園行く前の子供さんですと、その親御さんたちにその運動の大切さというものを十分周知していただきたいと思っておりますし、今やってみえる方はいいんですけども、やってみえない方がやはり問題なんだろうというふうに思いますが、そういった方に運動の重要性をしっかりと認識してもらって、そして実践していただけるような、そんな事業のほうも展開していただきたいというふうに思います。

私もまた機会があれば、皆さんにお伝えをしていきたいということをお伝えして、3点目の動物ウォッチングの森づくりについて質問をさせていただきます。

市面積の約93%を占める森林を、そして飛騨市の豊かな自然を生かした、この地域に住む動物を観察することができる森づくりを提案します。

市では、森林から産出される木材を活用した家具製造、建築材・チップ生産等の産業が重要となっています。最近、古川の地に構えた「株式会社飛騨の森でクマは踊る」では、デジタルファブリケーションやIT、テクノロジーを活用しながら、新しいタイプの木材利用と森林活用が進められています。森は、水源を豊かにし、土砂災害を抑え、人の心を癒してくれるなど、人が生きる環境を守るためにさまざまな役割を果たしています。その役割は、大きく分けて8つあります。

一つ目は、生物多様性保全機能です。国土の約7割を占めるわが国の森には、約80種の鳥類、3,400種の植物が生息しており、その土地の環境に応じて、複雑かつ多様な生態系を形成しています。このような森を保全することは、遺伝子や生物種、生態系など生物多様性の保全につながります。

二つ目は、地球環境保全機能です。産業活動や家庭生活によって排出される二酸化炭素を吸収して、地球温暖化を抑える働きを持っています。

三つ目は、土壌保全・土砂災害防止機能です。森は、地中に張り巡らされた樹木の根によって、土壌を斜面につなぎ止める能力を持っています。また、土壌の表面を覆う落葉落枝や灌木、下草等によって、降雨などによる土壌の流出を抑え、土砂崩れなどの土砂災害の未然防止に力を発揮します。

四つ目は、水源涵養機能です。森の土壌は、有機物やさまざまな生物によってスポンジのような構造となっているため、裸地と比べて、雨水を地中に浸透させる能力が約3倍もあります。このため、雨水を充分土壌中に蓄えてゆっくりと河川に流すことができ、洪水や渇水を緩和するほか、水質を浄化する働きも期待できます。

五つ目は、快適環境形成機能です。森は、蒸発散作用によって、夏の気温を低下させ、都市部におけるヒートアイランド現象を抑える等、地球の気温の変化を緩和する働きを持っています。

六つ目は、保健・レクリエーション機能です。精神的あるいは肉体的ストレスを有する人にとって、森が安らぎや癒しの効果を持つ空間であること、樹木が発散する揮発性物質が健康増進に効果を発揮することなど、実証的なデータが蓄積されています。このことから、森林浴やハイキングが、気分転換や健康維持に高い効果を発揮することが期待できます。

七つ目は、文化・教育機能です。内容は、前述しました保健・レクリエーション機能と同様です。

最後、八つ目ですが物質生産機能です。森は、木材、キノコ、山菜、竹などさまざまな資源を供給してくれます。これらの資源は、適切に森を管理することにより、半永久的に繰り返し生産ができる循環型資源として私たちの生活を支えています。また、石油などの化石燃料に代わる燃料として、環境負荷が少ない木材の活用が期待されています。

このように様々な機能を持つ森で暮らす動物は、哺乳類・鳥類・昆虫類など何万種類と言われていています。この動物を学校の授業で、また市民が気軽に訪れ、観察できる森づくりは、市の資源を活用した地域に元気を生み出す事業と捉えています。樹種や季節の違いによる動物ウォッチングが可能な森づくりができれば、市外からも誘客することができ、市の観光に寄与することを確信しています。

市内でオオタカを見ることができます。特に珍しいわけではありませんが、オオタカが暮らす森は生態系が豊かな証拠といわれています。また、絶滅危惧種に指定され、春の女神ともいわれているギフチョウも見ることができます。森づくりを進めるうえで、

これら動物の保護と繁殖にもつながれば大きな意義を持ちます。

豊かな森林に期待するところは大きいのですが、次の1点を伺います。動物ウォッチングができる森づくりは、市の魅力再発見にもつながり、新たな観光資源となりうると期待しますが、このような森づくりについてどのように考えられるのか伺います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 水上雅廣 登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

それでは動物ウォッチングの森づくりについてお答えをいたします。

飛騨市の森林の約七割は山菜やキノコなど、その他数多くの動物や昆虫が生息する生物多様性の宝庫とも言える広葉樹林であり、そのことが飛騨市の一つの特徴にもなっています。また、市内には天生湿原、池ヶ原湿原、深洞湿原などの湿原がありますが、水と陸の接点である湿原は多様な動植物の生息・生育地となることが分かっており、そこを訪れることで様々な動植物を目にすることができるのも飛騨市の大きな魅力となっています。参考までに議員が触れられました「ギフチョウ」は河合町の稲越から天生に生息をしておるということで、市も観光事業の発展のため保護・増殖を図る目的で「ギフチョウ保護条例」を制定しております。

こうしたことから、議員ご提案の動物を観察できる森づくりについても、飛騨市の魅力を生かした可能性ある取り組みであると考えています。取り組みを進めるにあたっては、現在、市内のどこにどんな動物・昆虫が生息しているかというデータが明確でない、こうしたことから地域に精通した皆さまからの情報収集などを通じて、分かるところからインターネットであったり看板の設置などによってPRを行うことも一つの手法であろうと考えています。

いずれにいたしましても、市内の豊かな森と動植物、昆虫は飛騨市の貴重な資源であるため、保全を前提として観光誘客につながる活用の方法について検討してまいりたいと考えております。

〔企画部長 水上雅廣 着席〕

○12番（森下真次）

ありがとうございました。自分としては前向きな答弁をいただきました。ありがとうございます。

飛騨市全体の森林を動物園に見立てて、ここで動物ウォッチングができればいいなということを私は思っております。先ほども言いましたけれども、場所によって見ることができる動物が変わったりとか、樹種によってやっぱり見ることが違ったり、また季節によって見るものが違うと大変こう、いろんなところで活用できるのかなというふうに思っております。市のほうの植物に例えますと、春ですと私、宮川町なんですけども池ヶ原湿原のミズバショウとかリュウキンカがあります。それから天生湿原のブナの原生

林、それからリュウキンカがあります。それから深洞湿原には、トウヒとかオオシラビソでしたかというような原生林も存在しております。

またこの時期になりますと奥飛騨数河川立自然公園の近くではスノーシューを履いた散策が行われて、芽を吹く樹種を、樹を見ることができるというような、言ってみれば場所によったり季節によったりして違う植物が楽しめるわけでありまして、こういうことを私は想定をしております、なんとかこんなことができる森づくりができればなというふうに思っております。そういう意味では今のままだもできるのではないかとということもありますけれども、やはり心を込めてそういった森づくりをすることによって繊細なそういう動物ウォッチングができるのではないかとこのころには私がつながってくると思っております。

私もこのことを自分のテーマとして今後もまたいろんなことを学んでいきいと思っておりますが、ぜひまた市の方にも研究を進めていただければということをお願い申し上げます、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔12番 森下真次 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、12番、森下真次君の一般質問を終わります。

次に午後に予定しております、9番、中嶋国則君の一般質問を行います。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので、大きく2点について質問させていただきます。

1点目は、農業振興について。

2点目は、サイクリングロード（中部北陸自然歩道）の再整備についてです。

新年度予算の都竹市政について、福祉・文化・教育・観光の取り組みが目に見える形になっていると、そんな声が私のもとへ届いております。飛騨市の経済活動が活性化するためには、農業振興が喫緊の課題であると思っております。

それでは、農業振興について、5点について質問と提案をさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますのでこれを許可します。

○9番（中嶋国則）

「飛騨産のお米は、うまい、美味しい」そんな声が全国の消費者からあり、全国的に認められてきています。日本穀物協会で、飛騨産コシヒカリが3年連続で特Aランクに認定をされました。また、昨年12月3日から4日にかけて、熊本県で開催された第18回米・食味分析鑑定コンクール国際大会において、5,671検体の中で、飛騨産のお米が金賞2点、特別優秀賞6点に入賞しました。大変すばらしい快挙であると思っております。この入賞についてもう少し具体的に申し上げますと、5,671検体の中から、金賞につきましては15点、15点の中から飛騨産米が2点と。特別優秀賞につきまし

ては25点の中から飛騨産のお米が6点入賞したと、大変素晴らしい結果であります。

入賞米に対する商品価値は、高く評価され、バイヤーの関心も高く、会場では多くの商談が進められたようです。さらに、2年後の平成30年には、この米・食味分析鑑定コンクール国際大会が高山市において第20回ということで開催が決定をしております。

資料をごらんいただきたいと思います。これは、最近「世界でいちばんおいしいお米とごはん」というタイトルの本が出版されております。その中で飛騨産のお米が日本全国6県の中から七つの銘柄として紹介がされております。この6県七つの銘柄について資料で少しご説明をさせていただきますと、今知っておくべき地域とブランド、特別に選りすぐった今注目のブランドを紹介するということでもあります。北は北海道、お米の名前は「ふっくりんこ」、続いて山形県クロサワファーム、ネームが「夢ごこち」、3番目に新潟県産「新之助」。新潟県が威信をかけて開発した新品種で、これまでにない奥深い甘さということで新潟県挙げてこの「新之助」が今ブランドになったということでございます。4番目に茨城県「だいがみ」、同じく茨城県で「ななかいの里コシヒカリ」と。6番目ですが中部地方では新潟県に続きまして岐阜県高山産「飛騨こしひかりプレミアム特別栽培米」ということです。最後の7点目ですけれども九州熊本県の「ミネラル栽培ひのひかり」ということでもあります。

それでは飛騨地域のお米が大変、今、日本のブランドになったんだということを御理解いただければと資料を提出したわけでございます。そのように、飛騨盆地はうまい米づくりに大変恵まれた環境にあります。海拔であるとかその他もろもろ、水がおいしい、そういったことが相まって飛騨産コシヒカリがブランドになったということでございます。それが飛騨市におきましては、十分にその特性が発信できていないということを痛感いたしております。

飛騨市内には「飛騨市うまいお米研究会」というのがございますけれども、10人ほどのグループで飛騨市米をどう売っていくかという研究グループでございます。この飛騨産米をブランド化し、付加価値の高い米を生産し、農業が安定的な所得を確保できる、農業政策に取り組むべきと考え、市長の見解をお伺いします。

2点目でございます。米の生産数量目標に従って、販売目的で生産する販売農家や集落営農の方々に交付される米の直接支払交付金事業は、平成29年度で終了します。米づくりの衰退は、要因としていろいろ考えられますけれども、農業従事者の高齢化がまず言われております。今、農業は法人化が認められ事業としても捉えられますが、なかなか事業としても厳しく、元気の出ない根本要因になっているのではないかと思います。この直接交付金廃止後の対策は市としてどのようにお考えでしょうか。

3点目、米の生産調整（減反）は、平成29年度でこれも終了します。米農家にとりまして一段の厳しさが予想されます。米価の下げ圧力となって米農家の意欲を削ぐのではないかとそんな懸念をもっております。生産調整・減反廃止後の飛騨市の取り組みは

どのようになるのでしょうか。

4点目、平成28年に策定された、飛騨市の農業経営基盤の強化基本構想によりますと、農家数は平成27年には1,623戸と5年前の平成22年に比べまして14%減少しています。また、農業就業者の平均年齢は70歳を越え、後継者が少ない状態を表しております。このうち、販売農家は1種、2種合わせまして656戸ですが、農業で自立できている専業農家数は、わずかに76戸です。高齢化とともに、後継者も減少する中で、飛騨市の農業は衰退の道を進むのではないかと危惧をいたしております。そんな中で、特に担い手農家の悩みは、高齢化によるパートあるいは専業の一日の就業者の人手不足です。特にトマト農家やハウレンソウ農家の人手不足は深刻であり、行政の支援があればありがたいなど、そんな声が市のほうへも届いておると思います。人手不足解消の対策をお尋ねします。

5点目、高齢化により、平成22年から平成27年の5年間に農業従事者が208人減少し、年平均42名減少しています。一方、新規就農者は毎年4から5名の現状です。大変危機的な状況ではないかと思えます。農業の後継者不足に従事者の高齢化が要因であると捉えられますが、勤労者の高齢化は農業のみならず全産業で起きている事であり、農業の後継者不足は事業としての魅力不足にほかならない、そんなふうに思えます。農業後継者の育成について、魅力ある農業政策にかかっているのではないかと考えます。農業後継者の育成についてはどのようにお考えでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

農業振興につきましてのお尋ねをいただきました。

まず1点目の「ブランド米栽培政策」につきましてお答えを申し上げます。

議員も御触れになりましたけれども、飛騨地方は米づくりに適した土地というふうに言われておりまして、特に古川盆地を中心とした地域は、古くから飛騨の穀倉地帯として米づくりの中心地でありまして、米が地域の重要な基幹作物であることは間違いないというふうに考えております。

飛騨地方が米づくりに適している証といたしまして、昨年12月に開催された第18回、米・食味分析鑑定コンクールにおきまして、飛騨地域からは金賞3点、特別優秀賞6点が入賞した。そして飛騨市からも特別優秀賞に2点入賞したということになっております。日本穀物検定協会が発表した平成28年産の食味ランキングにおきまして、飛騨産コシヒカリが最高の格付けである「特A」を3年連続で獲得したというのは、先ほど議員も御触れになったとおりでございます。

飛騨コシヒカリは「特A」獲得を追い風に値段を上げておりまして、平成28年産、1俵あたりJA米の概算金が1万3,500円、これは新潟県産米と同等価格となって

おります。さらに価格向上を目指しておりますし、ブランド米の取り組みとしては、JAひだが、米・食味分析鑑定コンクールで食味値85点以上、味度値、味ですね、85点以上を獲得するなど一定の条件を満たす特別栽培米を「飛騨コシプレミアム」として買い上げておるわけでございまして、首都圏の高級スーパーを中心に販売しておる。そして市内生産者の米も取り扱っていただいておりますと、こういうことでございます。ちなみに、平成28年の出荷量は「飛騨コシプレミアム」でございますが、約30トンということで、うち市内事業者が1軒ございまして、3分の1の10トンを出荷しておられるということでございます。

しかし、近年は全国的に食味の向上が図られておりました、毎年「特A」産地が増加しているということで、米の食味そのものが底上げされてきているという実態もございまして、地域間の競争が激化しておるといのが今の現状でございます。そうした中では、これまでのように栽培に適した土地というだけでは足りませんで、産地として地域全体として米の食味を上げていく栽培技術、技術の向上に取り組むことが重要であると、このように考えております。しかも、この技術の向上は市単独で取り組むのではなくて、飛騨地域全体として連携した取り組みが重要であるというように考えております。

平成27年度から県、市村、JAなど関係機関が連携して組織された「売れる米プロジェクト会議」というものがございまして、ここでそうした議論を行ってございまして、具体的には、平成27年度から食味コンクール「米コンひだ」というのを開催してございまして、まず地域全体の食味向上への意識を高めるということが行われております。それから県の中山間農業研究所、これは飛騨市内にあるわけでありまして、ここと連携をいたしまして、米の食味を高めるための栽培方法についての農家研修会なども行われているということでございます。

また、来年度からは、「美味しい米づくりのための栽培指標」こういったものの作成を目指しまして、農家と連携し栽培実証圃を設置いたしまして、データ収集を行うなどの取り組みを進め、栽培方法の確立と農家への普及を図っていく、これによって地域全体の底上げを図っていくという取り組みが行われるわけでございます。

さらに、平成30年には米・食味分析鑑定コンクール国際大会が高山市で開催されるわけでございまして、飛騨地域全体が今、連携して準備を進めております。これは、「飛騨コシプレミアム」の、あるいは「飛騨産コシヒカリ」の知名度向上の大事なチャンスというふうに位置づけてございまして、これを目指して農業者と県、市、JA等関係機関が連携して栽培技術の向上に向けて取り組んでいると、そういうことによりまして競争力のある飛騨コシヒカリのブランド化に努めていきたいと考えているところでございます。

それからもう1点、5点目の「農業後継者の育成」につきまして、ご答弁を申し上げます。農業就業者の統計というのは、一般に農林業センサスの農業就業人口が使われるということでございまして、その中身を見ますと、飛騨市では規模の小さい自給的農家

が約6割。で、残りの4割の販売農家の中でも、農業以外の仕事を中心であるという第二種兼業農家、これは私は「兼農サラリーマン」と言ったりすることがございますが、これが4分の3を占めておまして、これを足し合わせますと農業就業人口の9割に達するというところでございます。

これらは、当然、農地の維持保全を図るという意味では、大きな役割を果たしていただいておりますけれども、産業としての農業ということを語る上では、やはり専業農家と第一種兼業農家、これを中心に見るべきだろう。したがって、農業就業人口全体と言いましても、専業農家、第一種兼業農家と第二種兼業農家、自給的農家は分けて考えるべきではないかというふうに私は考えております。

その観点で申し上げますと、議員からご指摘がありました農業従事者208人の減少というのは、農業就業人口、つまり農家世帯員のうち農業に従事している日数がほかよりも多いという方々の人数ですが、これは確かに平成22年の1,036人から平成27年には828人へと大きく減少しておるわけでございます。

一方で、先ほど申し上げましたような農業生産の大部分を産業としての農業を支えている専業農家と第一種兼業農家を足した農家数は、177戸でございます。これは平成22年と平成27年で変わっていないということでございます。私は何よりも飛騨市の農業を維持していく上では、この農家数、専業農家と第一種兼業農家の農家数を減らさないということが何よりも重要だというふうに考えております。中でも、産業として継続できる力強い農業を進めるためには、特に認定農業者などのプロの農家、これを育成すること、そして確保することが最大の課題であると考えておりますし、足腰の強い農業経営体とするためには、新規の就農者や後継者の確保に力を注ぐ、さらには担い手への農地集積を進めると、そして規模拡大を図ることが重要ではないかと考えておるところでございます。

実績を申し上げますと、新規就農者の目標は年間5人以上といたしておるわけですが、平成24年から平成28年までの5年間では、これを上回る29人の新規就農があったというデータでございます。で、内訳としては、後継者の方が10人、新たに農業を始められた方が19人でございます。で、年齢では、45歳未満の方が26人で、女性は5人ということになっております。作物はトマトを中心にホウレンソウ、露地作物、稲作、果樹、畜産などとなっております。で、

また、この春ですが6人の新規就農が予定されておまして、このうち、平成27年度に開設された飛騨地域トマト研修所の最初の研修生が研修を終えて、いよいよ就農するというので、今春3名が新規就農いたします。研修所では、2期生2名に加えて、新たにこの春3期生3名が入所されますので、これらも今後の新規就農者の確保につながるものと期待しておるところでございます。

それで、今後の取り組みなんですけど、トマト研修所の研修生8人のうち7人が市外から移住されたという方でございます。実績も上げておるということなものですから、

今後ともトマト研修所を中心として若手農業者の確保を進めるということは、一つの重要な戦略ではないかと思っております。

また、新規就農者の獲得に効果を上げつつある都市部での就農フェア、こうしたものに積極的に出展いたしますとか、ホームページの作成などによって、市内外の就農を目指す方に農業の魅力を紹介する情報提供を強化することもやりたいと思っております。

また、次の世代の担い手となる若手農業者の育成にも力を入れるという観点で、情報交換、農業者同士の情報交換や研修の場を提供することによって、リーダーを育成していくということも大事だと考えておりました、そういったことにも努めてまいりたいと考えておるところでございます。

今後、農業を基幹産業として維持していくために、新規就農者の確保、後継者の確保には、国の青年就農給付金等の事業とあわせまして、市単独事業として新規就農者の農地確保、就農時の施設整備等を支援いたしまして、担い手の確保に力を入れていきたいと考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

正午を過ぎると思いますがこのまま続けます。

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 柏木雅行 登壇〕

□農林部長（柏木雅行）

御質問の２点目「米の直接支払交付金廃止後の対策」と、３点目の「生産調整廃止後の市の方針」につきましては、関連がありますので、一括して答弁させていただきます。

これらの制度廃止の経緯を見ますと、民主党政権が平成２２年度に創設した「戸別所得補償制度」の一環として導入された米の直接支払交付金制度について、経営規模に応じて一律に支給される性質から「農業者へのバラまき」との批判が多く寄せられる一方、減反政策から転換された生産調整についても、従来のような強制感を伴うペナルティが廃止され、実質的には選択性となっているものの、行政による生産数量目標の配分が残存し、生産者の自由な経営を阻害しているとの指摘があったことがその背景となっております。

このため、政府においては、平成２５年度に「攻めの農林水産業のための農政の改革方向」を取りまとめ、生産数量目標の配分と、米の直接支払交付金制度を平成３０年産米から廃止し、昭和４５年から本格的に実施された減反政策以来、４０年以上にわたり実施されてきた米の生産調整に対する国の関与を廃止、市場原理に基づいた需給バランスの調整に委ねようとする農政の大転換方針を打ち出したものです。

従来、米の直接支払交付金が農業者の手取りになっていたことは間違いありませんが、飛騨産コシヒカリ（ＪＡ１等米）の販売価格は、平成２６年の１俵当たり１万０，７５

1円を底値に、本年産米は概算払いの時点で1万3,500円にまで回復、市内平均単収534キログラムに換算すれば、1反当たり2万4,000円以上の収入増が見込めることから、今のところ交付金廃止の影響を吸収できる状況にあります。

他方、生産数量目標配分の廃止につきましても、先般国より示された平成29年産米の生産数量目標の面積換算値は574.15ヘクタールであり、平成28年の作付け実績544.67ヘクタールと比較して29.48ヘクタールの余剰が生じていること、国が生産数量目標の配分をやめた後も、県農業再生協議会が生産量の目安となる指標を示す意向であることから、米の過剰作付けを招くことは想定しにくいと考えています。

なお、これを補填するための市単独助成につきましても、これまでの国の政策の変遷を見ても、所得補償の側面を持つ交付金制度が恒久的措置として講じられたことはないことなどを踏まえ、現時点では考えておりません。

一方、制度廃止の経緯を考えれば、農家自らの経営判断、販売戦略に基づく需要に応じた生産を後押しすることこそが行政に求められる役割であると考えております。

市では、農地の有効利用や農業経営の効率化を進める担い手への農地利用の集積・集約化を加速させるため、新年度において、是重地区における土地改良事業の具現化に向けた取り組みを行うほか、市単独事業である小規模基盤整備事業をより担い手に特化した制度に改め、中心経営体の経営基盤強化を後押しするとともに、市内農地の耕作意向調査に基づく基礎資料を作成し、人・農地プランの見直しや農地中間管理事業、農地再区画化構想策定等、次の農地集約化に向けた取り組みを行っていきたいと考えております。

4点目の「人手不足の解消」についてお答えいたします。

農業の担い手確保については飛騨市でも大きな課題ですが、中心となる農業経営者の確保はもちろん、特にパート従業員の確保が課題であると認識しております。中でも特によく聞かれる声として、ハウレンソウ栽培において、調整・袋詰め等の作業に必要な人手の確保が近年難しくなってきたとの話があります。これに対して、本年度、蔬菜出荷組合では、労働条件・労働環境の整備により魅力ある職場環境を自ら作ることで安定的な労働力確保には必要であるとして、研修会を行うなど労働環境の向上に向けた取り組みを始められています。また、市としても、蔬菜出荷組合との意見交換などを通じ、パート募集のために市のメールサービスなどの情報媒体の利用や募集方法の提案を行うなど積極的に関わってきたところです。そして、本年度は生産者が中心となり、6月から7月にかけて2回にわたり共同で募集チラシを作成し新聞折込みが行われたところです。この結果、約半数の生産者に問い合わせがあり採用につながった生産者もあるなど実績を上げられたと聞いております。初めての試みでしたが、効果があることがわかり、来年度以降も継続して取組まれるとのことですので、引き続き意見交換を重ねていきたいと考えております。

なお、このほかに市内でも外国人技能実習生を受け入れて経営されている方もおられ

ます。経営規模の違いなどから、すぐに他の農家へ受け入れが広まる流れではございませんが、今後も外国人技能実習生の受け入れについては引き続き研究していきたいと考えております。

〔農林部長 柏木雅行 着席〕

○9番（中嶋国則）

答弁では現状維持と言いますか、前向きに政策をやっているんだとそういうことだったと思います。

私の提案としましては、再質問させていただきませうけれども、まず、今の答弁の中にお米ですけれども、1俵キログラムあたり1万3,500円で少しは高くなったという回答でしたけれども、これ昔農協へ出荷しているときに2万円くらいしたということで、やっぱり農家の方のお話を聞きますと2万円くらいないととてもやっていけんと、そういう声がやっぱり聞こえます。儲かる農業を推進するべきでないかと、そんなことを思います。

これ2月の新聞記事でしたけれども、下呂市の今井さんという方のコシヒカリが世界最高のブレンド米ということで紹介をされておりました。これ実際のどのくらいだったか、御存じの方、新聞読まれて覚えてみえると思いますけれども、世界最高の金額ということで、1キログラム当たり1万800円で買取をしてもらったという記事でございます。で、これ60キログラムに換算しますと60万4,800円と、これ市場価格ですけども、1俵60万円の米がこの飛騨からできたという、こういうのをチャンスと捉えて、先ほど森下議員から市長はネットの申し子であるというような発言がございました。私もやっぱりインターネットを利用しながら、飛騨市でも取り組むべきでないかなと思います。具体的に申し上げますと、ふるさと納税をまたちょっと例にさせていただきますけど、ふるさと納税の納税者の御礼としましては、1キログラム当たり1,000円で御礼のお米が送られております。1キログラム当たり1,000円ですから60キログラムでは6万円と。先ほどの答弁の中にありました1万3,500円の4倍以上ということで、やっぱり農家の方が潤って見えます。これにつきましても先ほど「飛騨市うまいお米研究会」ですか、そういった方を中心に、やはりネットにそういうのを載せて、飛騨市には大変おいしい米ができるんですよということをきっかけに、もっともうかる農業、もうかるお米作りということで、会社経営をしてみえる方もありますけれども、何とかそういった方法をぜひ取り入れることができないかということをお考えいただけますでしょうか。

△市長（都竹淳也）

米の価格というのは基本的には需要と供給で決まってくるわけでありまして、先ほど申し上げましたが、今データを見ますと飛騨コシヒカリが1万3,500円と1俵当たり申し上げましたが、魚沼産が1万7,500円、新潟一般が1万3,600円と、富山が1万2,000円と、まあこんなような感じでございます。全体的な水準という

のがおおむねそのあたりにあると。下呂の話は「龍の瞳」の話かと思いますが、突然変異種、また特殊な形の中でのお米として、ある程度の値段がついていくということがあるんですが、全体として飛騨全域の中でやっていこうというふうになりますと、またこの中でやっぱり地道に栽培技術を高めて品質を上げていくという取り組み、そしてそれをどう広く理解してもらおうかというようなことになってくるだろうと思っております。

その中で今ネット販売をというお話なんですが、ネット販売っていうのは上げれば、ネットで販売すれば高値がつくというものでは当然ありませんで、基本的にはネットの社会というのは非常に厳しい社会でありまして、価格競争はリアルの社会以上に選別が激しい。そうするとその中でどういう米なのか、どういう人がどのように栽培しているのかという物語、ストーリーをきちんと書き込んでいって、その中で販売してくということができて初めて活路が見出せるという世界でありまして、そうしたことをやはりしっかりと勉強していただくという必要があると思っております。

今回、予算の中で市のネットショップの人材育成事業をあげておりますが、まさしくそうしたネット販売の特性を勉強してもらおうと、そうした人の中核となる人間をこの飛騨市内に作りたいという事業でございまして、今申し上げましたような魅力とかうまみのポイント、誰が作っている、どういうところでできている、そして高くても買いたいと思ってもらえるようなストーリーづくり、それをしっかりと伝えられるような技術があって初めてネット販売が成功していくということだと思っておりますので、これは農業だけに限りませんが、そうしたことをしっかりと取り組む必要がありますし、ふるさと納税等の中でもですね、楽天のほうでも楽天ふるさと納税も始めさせていただいておりますけど、やり方としては同じことですから、そうした物語をしっかりと語りこめるようなことを取り組んでいく必要があるかなと思っております。

○9番（中嶋国則）

ふるさと納税につきましては、私、担当の方に聞きましたら、飛騨牛がやっぱり一番の人気ですけれども、お米についても大変人気があって60キログラム6万円ですと出ますよということでしたので、ぜひまた取り組んでいただきたいと思っております。

それでは農林部長に質問をさせていただきます。

第18回の米・食味分析鑑定コンクールの熊本大会に、農林部長は熊本へ出張されたということを聞いております。この国際大会、コンクールを見られて、どのようにその感想を持たれたかということと、2年後の高山市の国際大会について、どのように取り組みたいか、そんな政策的なことをお尋ねしたいと思います。

□農林部長（柏木雅行）

ただいまの御質問でございますが、12月の3日、4日の熊本、第18回の米・食味分析鑑定コンクール熊本大会へ視察に行っていました。熊本地震もありまして開催が危ぶまれておりましたが、全国各地から2,000名を超える方々が来場され、熊本県知事も歓迎されたところであります。

そこで全国各地から、また台湾・中国・アメリカなどからの米が5,600余り出品されまして、食味と味度値100点満点で合計200点満点の中の上位40位の中に、飛騨市地域から9点が入賞したというようなことで、飛騨市が2点、高山市が6点、下呂市が1点ということで9点が入賞されたということでございます。

また、お米甲子園ということで高校生の大会も同時開催されまして、飛騨高山高校が出品されました「ミルキークイーン」やったと思いますが、それが最優秀の金賞を受賞されたということで、熊本大会では飛騨地域のお米のレベルの高さが実証されたのかなというような思いでした。

あと20回大会、再来年に高山で市民文化会館で開催予定でございますが、大会の実行委員長にはJAひだの組合長さんがなる予定で、あと副委員長には3市1村の首長さんをお願いする予定で、大会自体は飛騨地域の広域として開催を予定しておりますので20回大会にふさわしいもの、また飛騨ならではのおもてなし、また米のPR、飛騨地域のPR等の情報発信をさせていただきたいと思っております。

また前回、熊本大会よりも入賞者を増やして飛騨コシヒカリのブランド化になればなというようなことを思っております。以上です。

○9番（中嶋国則）

ちょっと時間が下がっておりまして申し訳ありませんが、あと1点市長にお尋ねをしたいと思えます。

これは井上市政のときにも要望というか質問したんですけれども、高山市の農政部、飛騨市の農林部、この職員体制に疑問を持っております。といいますのは国の法律が変わりまして、それによって国・県の補助制度も変わってまいります。そういった国・県のそういう事業が変わったことに対しまして、いち早く対応できるスペシャリストが農林課にいらっしゃらないということを2回ほど申し上げた記憶がございます。やはり農業振興というのは、そういうベテランの職員が1人ないし2人がいて、人事異動される時にはその後継者にしっかり託して人事されると。そしてまた次の方が替わられるときには、また前に替わられた職員が元の農林課へ戻ると、こういうシステムが確立されておりまして、大変その辺、農業振興に対する取り組み体制が高山市と飛騨市では大きな差があるということを痛感いたしております。

これは農家の方も実はそういうことをおっしゃいます。いろんな補助制度でこういうことをしたいんですけどいい補助制度はないかと聞いても、なかなかすぐその相談にのってもらえないということが、実際飛騨市の専業農家の方からお聞きをしております。そういう相談に行って、じゃあ県へ聞いてみますとかっていう回答はあるんですけど、県へ聞いたらこういう説明会があるで、農家の方へ直接岐阜まで行ってその説明を受けてきてくださいと、こういう現状が今年度もあったというようなこと、そういうことを聞いております。

ですから先ほど申し上げましたけれど、職員体制、スペシャリストを新しい農業振興課にぜひ置いていただいて、農家が安心して相談できるような、そんな人事配置をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

人事の問題はまさしく今、人事やっておりますけども、これは農業だけに限らず、専門性がかなり求められるセクションが幾つかございます。で、そこにスペシャリストを配置をしたいというのは、本当に全くおっしゃるとおりで、やまやまなんです。

ところが人事というのは人数が多い役所の場合はいろんな応用がきくんですが、飛騨市のように人数が少なくなってまいりますと、いろんな方程式に変数が入ってくる。つまりですね、スペシャリストをあるところに置こうとするということを優先させますと、人事異動がかけられなかったり、そうすると昇任すべき職員を昇任させられない、あるいは、なかに御家庭の希望とかでこういう職場に行きたいという職員もいるわけです。そういうことをいろいろ組み合わせて最善という形で人事はやっていかざるを得ない。ですので部分最適が必ずしも全体最適にならないというのが、特にこういう小さい役所の場合は非常に難しいところでございまして、全力を尽くしておりますけども、これは部分部分で見てスペシャリストがいないじゃないか、おかしいじゃないかというのは場合によっては出てくることはやむを得ないところがございます。

全力を尽くしておりますし、またその中で職員の育成も考えていかなくちゃいけない。いろんなことがございますので、人事総合的に全庁内の人をどう強みを活かして、しかもしっかり仕事ができるかという中で取り組んでおりますので、おっしゃることは全く同感でございますけども、結果として出てくる人事は様々な要素の中で結果として作り上げてくるものだということもですね、ぜひ御理解賜ればと思います。

○9番（中嶋国則）

ただいまの市長の答弁では、前向きに検討するという答弁ではなかったと思いますので、これにつきましてはまた予算委員会もありますので、そこでさらに提案していきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

△市長（都竹淳也）

人事については市長の専権事項でございまして、最大、最適、一番いいと思うことで全力を尽くしております。個別の人事の判断は、また4月の人事異動をみて、それぞれにご判断いただければと思いますけども、私としては全力を挙げております。

以上でございます。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで9番、中嶋国則君の質問の途中ですが、休憩といたします。
再開を午後1時20分といたします。

（ 休憩 午前12時17分 再開 午後1時20分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。
午前中に引き続き9番、中嶋国則君。

○9番（中嶋国則）

それでは通告の2点目、サイクリングロード、中部北陸自然歩道の再整備について質問させていただきます。

サイクリングロードの整備については、一年前の3月議会において質問させていただきました。そのときの市長の答弁では、ウォーキングでの活用と、史跡巡りやガイドウォークといったような教育的・観光的な活用を検討すると述べられました。さらに県の森林環境税であるとか、そういった県の財源を利用して整備を検討したい、そんな答弁でありました。

そこで本題に入りますが、1点目、サイクリングロードを兼用した中部北陸自然歩道は、一日コースとして整備されています。距離は9.8キロメートル、区間は飛騨細江駅から森林公園を經由してサイクリングロードを利用し、千代の松原公園、コイの泳ぐ瀬戸川、白壁土蔵街をたどり、古川駅にたどる一日コースです。これは岐阜県のホームページに紹介されています。コース名は「起し太鼓の里を訪ねるみち」です。飛騨市内外から多くの人々が、四季を通じ、手軽に楽しく歩くためには整備が必要です。市長のお考えをお伺いします。

2点目、東海北陸自然歩道としての見どころとしましては、今ほども触れましたけれども、古川の町並み、瀬戸川のコイ、森林公園、二ツ塚古墳、円空観音などが紹介されております。ところが私もこの自然歩道を歩いてみましたけれども、案内看板であるとかあるいは案内標識が長い年月で朽ちております。これらの修繕も必要となっております。

提案でございますけれども、サイクリングロード中間点の二ツ塚古墳付近に駐車場を備えた公園整備はできないでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

サイクリングロード、中部北陸自然歩道の再整備につきましてのお尋ねが2点ございました。

サイクリングロードの整備でございますが、議員から御触れにもなりましたが、昨年御質問をいただきまして、今ご紹介いただいたような答弁で生かす方法をいろいろ考えてみたいということを申し上げたところでございます。そうした中で、まずは自分で見てみないといけないと思いましたので、昨年7月に、私が現地に行きまして上野から信包に至るサイクリングロード全線を、自分で自転車に乗ってみまして現場を確認したわけでございます。そのときの私の感想というか見方なんです、沿線に杉やヒノキの針葉樹が多く植樹されているわけですが、これが随分大きくなっておりまして見晴らしが相当遮られている。そして、それに伴って非常に暗いうっそうとした雰囲気になっていて、暗いところを感じたところでございます。また道路自体も地獄坂と言われる厳しいアップダウンがあるという状況でございます、現場の状況は必ずしもよくないということを感じてまいりました。また、途中で展望台がありまして、ここはいいのではないかと思って上がって見たのですが、まず坂道が相当急で、かなり息を切らしながら上までいく必要があった。上がってみても、実は眺望があまり良くないと、こういうことございまして、気軽な散策というにはちょっと適さないかなということも感じたところでございます。

こうしたことから、議員ご指摘のように、四季を通じて手軽に楽しく歩くというためには景観をまず確保しなければならない。そして道路をもう一回再整備しなければいけないと、この二つがあることをですね、実際に自分が感じたわけでございますけども、その景観の確保も木の大きく育ち方からみますと、相当費用を要するというところございました。

今年度、そうした中でも少し間伐の予算を使いまして、一部間伐をしたわけでありまして、また来年度も引き続き間伐をしていきたいと思っておりますけれども、何しろサイクリングロード全体が長いものですから、これをすべてやるには相当費用がかかるということでございます。

それから大半の所有者の方を調べていただきますと、これまで大切に守り育ててきた杉やヒノキを伐採するという点に関して、景観の確保のために伐採することは望んでいないという方が多いと伺っております。また、道路の再整備も多額の経費がかかることを考えますと、現実的には再整備はかなり難しいのではないかと印象をもって帰ってきたところでございます。

他方で、途中で円空観音がございまして、上野の円空観音ですね。それから中野の二ツ塚古墳、これは、非常に重要な歴史資源であるというふう感じたところでございまして、特に二ツ塚古墳につきましては、古川町の高野から中野地区に至る古墳群の中でも中核的な古墳であるというふう認識しておりまして、これは今年度、山城跡の整備活

用事業というのを本格化していくわけですが、それに続いて、やはり古墳群の活用整備というものもやっていかないといけない。むしろ、これを大いにやっていきたいと思っているわけですし、その中で二ツ塚古墳については、保存活用の検討を進めていきたい。このように考えているところでございます。したがって、全体の整備といたしますよりもその二ツ塚古墳を中心といたします、あるいは円空観音の活用といったところをですね、まず考えていきたいと、このような方針でいるところでございます。

なお、自然歩道に関する案内看板や案内標識でございますが、毎年巡回確認を行っておりまして、県からの管理委託金などを活用しながら修理等を行っておるわけでありませうけれども、委託対象外の看板修理について対応できていないものもあるということでございまして、これらについては、順次修繕や、あるいは撤去を行っていくということにしたいと考えております。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○9番（中嶋国則）

昨年7月に市長自ら自転車に乗ってサイクリングロードを視察されたということをお聞きしまして、現場主義の市長だなあと改めて感じました。そういったスピード感がある対応に敬意を表したいと思います。

ただいまの答弁では簡単に言いますと、再整備をするには大変な費用がかかるから難しい、困難であるというようなお話でした。そして維持管理については国からの委託費等を利用しながら、看板とか標識の修繕あるいは取り払いをしていくと、そういう説明であったと理解をしたところでは。

市長の答弁の中にもこの付近の中部北陸自然歩道付近の遺跡の話がされました。私も質問するにあたって付近の史跡はどういったものがあるかを教育委員会へお邪魔しまして、いろいろ聞いてまいりました。そこには新年度予算で山城整備活用事業というのがございます。予算額は492万1,000円ということで、これは全て一般財源ということで予算化がされております。目的としましては市民に山城及び飛驒の歴史文化に誇りを持っていただくと、そういった目的で整備をするんだということでございます。

今ほど言いました教育委員会で、この付近にはどういった史跡があるのかなと調べましたところ、先ほどお話の中にもありましたように二ツ塚古墳が中核であろうというようなお話ございましたけれども、サイクリングロードのほんの100メートルくらいのところにも森林公園の近くに大変有名な古墳がございます。八幡神社跡前方後円墳ということで、この古墳は飛驒地方においてもしっかりとした形で残っておるということで、大きい物としてもあります。

そしてまた古墳なんですけれども、教育委員会の担当者にお聞きしましたら、数えられるだけでも30以上の古墳がこの近くにあるという事でございます。そして山城につきましても展望台のあります池之山城跡、あるいは上野に落岩城跡とそういった城跡もございまして、縄文時代の遺跡としては中野山越遺跡などたくさんのそういう縄文時代

の遺跡もございます。こういったこの付近のこういう遺跡がたくさんあるということで飛騨の歴史文化をやはり紹介する必要があるのではないかなと思います。

そこで先ほど言いました中間点に公園整備という中で、そういったものを取り上げるような大きな看板をぜひお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今、議員からご説明いただきましたように本当に中野の地域は古くから開けた地域で、古墳・遺跡の多いところがございます、何とかそうしたものをですね、きちんとわかる形にして、市民の皆さんにも触れていただきたいというようなこと思っております、当然その中で案内看板、あるいは説明するような勉強ができるような看板をきちんと設置していくということが重要じゃないかと思っておりますし、今、二ツ塚古墳周辺はちょっと公園的に整備をされておりますので、私自身も見てきましたけども、トイレも含めてまだしっかりしているものですから、ここら辺の手入れもしながらですね、一部まだ見に行ったときにちょうど木が倒れていてまもなくそれを伐採するという話もございましたが、やはりきちんと普段から手入れしながらですね、公園として活用していく、その中で案内看板なんかもつけていくというような方向性ではおります。

今とりあえず山城からスタートした段階ですので、この後古墳をどうしていくかっていう検討に入っていきたいと考えておりますので、その中で具体的なことを検討していきたいと思っております。

○9番（中嶋国則）

市長の答弁では前向きに考えていくということで、大変心強く思いました。

もう1点だけ教育長にお尋ねしたいと思います。

一般通告にはしておりませんでしたけれども、関連がございますので、今ほど市長にも申しあげましたような、そういうこの付近の遺跡が大変たくさんあるということにつきまして、学校教育でもしっかりと取り上げていくべきではないかと思いますが、その辺、遺跡の歴史文化を市民に小中学生に誇りを持ってもらうという意味で、どんなような対策を取られるのか、突然の質問で恐縮ですが、よろしくお願いします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（山本幸一）

飛騨市の各学校はふるさと教育に力を入れておまして、先の県における「ふるさと教育フェスタ2016」においても、ほとんどの学校が優れた実践を評価されたことはご承知いただいていることです。

このふるさと教育の中でのふるさと意識ですけども、私は子供のふるさと意識というのは地域の大人の生き方を学ぶということにあるというふうに認識しております。

先般ユネスコ無形文化遺産登録の事業の中でも行列に参加したわけですが、屋台関係者の方が私に、「教育長、屋台を守る、起し太鼓を守っていくということは、子どもたちに、祭の心、それから守り抜く心を育むことを私は一番引き継ぎたいんだ」ということをおっしゃいました。私は非常に胸が熱くなりましたが、今おっしゃいました文化財とか伝統文化等々、地域文化を頑なに守り抜こうとされている方の生き方に子供たちを共感させることがなによりも重要だというふうに思っております。

その中で昨日も市長から市役所の再編、機構の再編についての説明がありましたけども、幸いなことに4月より教育委員会事務局の内部組織、再編としての文化課が置かれることになりました。文化事業全体を担う専門部署として、また充実に努めていかなければいけないというふうに思っておりますけれど、その中で教育という面からも子供たちとの関わりというのを充実させて、議員おっしゃいましたようなことについても子供たちに十分関わらせたいと考えております。

○9番（中嶋国則）

ありがとうございました。4月から生涯学習課を生涯学習課と文化振興課に分けて行政を行っていくということでございます。

今ほど教育長の答弁にもありましたけれども学校教育、そして文化振興課、生涯学習課の連携を持って飛騨市民に歴史文化の誇りを持っていただけるような行政ができるんじゃないかとそんなことを期待しまして、私の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔9番 中嶋国則 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で9番、中嶋国則君の一般質問を終わります。

次に11番、野村勝憲君。

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

〔11番 野村勝憲 登壇〕

○11番（野村勝憲）

それではですね、議長からお許しをいただきましたので質問させていただきます。

ややですね、睡魔が襲ってくる時間になりましたんで、我慢して聞いていただきたいと思います。

平成16年に2町2村が合併し飛騨市が誕生したわけですが、そのときの人口は約3万400人と。しかしその後、今日までですね、13年間で約5,500人の人口が減少して、とうとうこの4月にはですね、転出者が多くなるということで恐らく2万5,000人を切るという状況になり、地域経済の縮小により過疎化と高齢化が一段と進むなど深刻な状況が続くものと推測されます。

今、人口減少に歯止めがかからない飛騨市において、まず交流人口拡大し、Iターン者やUターンする人たちを少しでも増える施策が強く求められております。

幸い飛騨市にはですね、2年ほど前からいい風が吹いております。皆さんご承知のとおりですね、その一つが梶田隆章先生のスーパーカミオカンデのノーベル物理学賞受賞。そして二つ目が、現在もヒットが続いております映画「君の名は。」、そして昨年12月、古川祭のユネスコ無形文化遺産登録などにより、国内外で飛騨市の知名度と理解度が大きく上がってきております。このラッキーなチャンスを最大限生かし、地域連携をキーワードに飛騨市の地方創生を力強く進めるベストタイミングだと思っております。

私は昨年12月議会終了後、この2月までにですね、飛騨市のPRと情報収集を兼ねて、各自治体あるいは企業・大学等にですね、訪問し私なりに学んだことや、この秋に、現在内定しておるんですけども、祭をテーマにした公開講座、そういったものを紹介しながら、大きく二つの質問を進めてまいります。

飛騨市の交流人口拡大の展開と取り組みについてでございます。

新年度予算ではですね、都竹市長は北陸圏観光誘客やインバウンド誘客に関わる観光プロモーションの拡充と観光協会の体制、特にですね、事務局長を専任を置くということについては、私はこの強化策については一般質問でもしてまいりましたし、大いに賛成します。そこで観光振興を軸にして交流人口を図るためにですね、私の方から5点について提案と質問をさせていただきます。

まず1点目はですね、北陸圏観光誘客ということで富山県の立山町、こことですね、例えばインバウンドで提携するとか観光誘客に連携したらいかがでしょうか。

2点目。2月、都竹市長も台湾を訪問されてますけども、その今後のですね、インバウンドの誘客と交流についてお尋ねをしたいと思います。

3点目は、昨年6月で私も一般質問をしております、飛騨市版森林セラピー基地の進捗状況と、それから山之村のブルーベリーの利活用はその後どうなってるのでしょうか。

そして4点目が、この秋、具体的にはもう決定しておるんですけども、祭をテーマにですね、大府にあります至学館大学の公開講座、これの実施について私の方から説明をさせていただきます。

それから5点目がですね、地域資源である雪の売り込みですね。これは一昨年までは2年続けて上野でやられたようですけども、これに代わる案をですね、私なりにちょっと提案したいと思います。

その中で、それでは早速ですが1点目の隣の富山県の立山町と観光誘客で連携したらいかがでしょうか。富山県立山町は、平成の合併の道は選ばず、単独の町政運営を続けております。飛騨市と比べて平成16年の人口はですね、約2,000人以上飛騨市よりも少なかったんですけど、現在はですね、逆に1,600人多い2万6,600人の町でございます。今ですね、その立山町は観光と物産の売り込み戦略がですね、大変注目されております。この前なんですけども、2月24日、NHKほっとイブニングでも紹介されましたが、雪の大谷をPR戦略の柱にして、台湾からですね、約13万人の観光客を呼び込んでおります。そして台湾にですね、出かけていって物産販売にも力を入

れておられ、雪をテーマに立山生まれの天然水と、それからその地でできる米の販売の相乗効果を狙った販売戦略が功を奏しているようです。また立山町内ではですね、女性の起業をされる方々がですね、地域を活性化がさせようと農産物の直売所、いわゆる「かあさんの店」を23人の女性で起ち上げ、年商現在約1,000万円以上の売り上げを上げているなど、大変地域活性化の新しい担い手としてですね、大きな役割を發揮されているようです。近いところでですね、成功事例がありますから、まずですね隣の立山町と観光面で特にこの4月、9月に集中する台湾からのインバウンド誘客を共に推進したらいかがでしょうか。

2点目。2月、台湾訪問によるインバウンドの誘客と今後の交流についてでございます。2月9日から13日、古川祭の関係者8人が台湾を訪問され、そのとき都竹市長も同行されて、2月12日、旧古川町時代から20年以上の交流のある新港郷しんかんこうの役場を訪問されました。そして郷長、いわゆるこちらは町長だと思いますけども、を始め関係者と会談されたようですが、台湾からのインバウンド誘客と今後の交流について率直な感想やご意見をお聞かせください。

3点目。飛騨市版森林セラピー基地の進捗状況と山之村のブルーベリーの利活用についてどのような展開をされているかを具体的にお聞きします。私はですね、昨年の6月議会で、企業や大学の研修や合宿で新たな交流人口を生み出すため、まず数河高原で「白樺の小径」。そして流葉ではですね、「神秘の森」。そして3番目に山之村で「天の夕顔」の三つのコースを癒しの森・森林セラピーコースとして売り込んでみたらどうですかと。そして森林セラピー基地、これ東京の麹町にソサエティー本部があるんですけども、そこで認定を受けて、あわせて山之村はブルーベリーと天空の森でPRしたらと提案をいたしました。それに対して副市長の方から、その認定についてはややハードルが高いということで、飛騨市版のオリジナルの森林セラピー基地を目指して検討委員会を立ち上げて積極的に取り組みたいというお話がありました。私は本当に期待しております。またブルーベリーの利活用についてもですね、一度検証してみたいという回答でしたが、すでに一般質問して9カ月が経過しております。その後のですね、いわゆる検討委員会の起ち上げの状況、ブルーベリーの検証そういったものを進捗状況をお示しいただきたいと思います。

それからですね、4番目ですけども、この秋、祭をテーマに至学館大学の公開講座実施についてでございます。これは私は実はですね、ひそかに水面下で人脈を使ってきておりまして、前にも一般質問しました。ケネディ大使を迎えたらどうだというようなことだとか、ふるさと祭街道をつくったらということで、犬山市始めいろんな自治体に働きかけておりました。残念ながらケネディ大使は皆さん御存じのようにアメリカの共和党政権が誕生したということで民主党政権とはおさらばということで、ケネディ大使は米国のほうへ帰られました。そういうことで実は2月の21日ですけど、具体的にですね、私、名古屋市内へ出かけまして、愛知県の大府市にあります至学館大学ですね、こ

ちらの関係者の方にお会いして祭をテーマに同大学の公開講座として、実はですね至学館大学さん、これ公開講座なんですけど、これ平成28年版なんです。いろんな講座をですね、各地でやってらっしゃるんですけども、その中で何とかですね、私は昨年ですね、12月18日、これは大府市の教育委員会と至学館大学の官学コラボレーションで提携された講座なんです。これが今回私どもに来ていただく、日本の祭シリーズのからくり人形の魅力ということで、裏面は大府の山車を作って、これは至学館大学で作られたものなんですけども、ここを参考にしてですね、何とか飛騨市でやってもらえないかということで密かにお願いして参りまして、それで具体的にはですね、費用はすべて大学が持つということで、まあ事前にご連絡しておりますようにことしの11月19日、午後1時30分から飛騨市文化交流センターで、講師はですね、9代目のですね、玉屋庄兵衛さん。たしか古川町のまつり会館のからくりについては8代目の玉屋庄兵衛さんとはいろいろ交流があったようなんですけども、その9代目の玉屋庄兵衛さんをお迎えして、タイトルはこれと一緒にからくり人形の魅力ということで、その飛騨市版をやってもらうということになりましたので、ご紹介しておきます。つきましては、市にお願いしたいのは、ぜひこちらの広報ひだ、あるいは飛騨市のケーブルテレビでご紹介いただいて、このイベントの告知をしっかりと応援していただければと思います。あとはですね、マスコミに対するものに対しては至学館大学の方々と打合せをして、私が水面下でマスコミについてはですね、ご協力をお願いにまいろうと思っておりますので、その点をよろしく願います。

それから最後なんですけども、地域資源である雪の売り込みということで、この際ですね、飛騨市の資源である雪を国内外に売り込んだらいかがですかということで、先ほど東京の話はしましたが、東京ではなくて、まず海外は台湾にターゲットを絞り込んで、そしてこれは参考になるのはですね、立山町と富山県がですね、もう10年ほど前だと思いますけども、タイアップして台北市内に走るバスにラッピングバスですね、そこに雄大な立山連峰とダイナミックな雪の廊下を歩く、立山・雪の大谷ウォークですね。これ、今、いろんな形で表現されてますけども、そのラッピングバスをPRしていたんですね。その効果が潜在的にいきてきて、現在年間13万人が立山町に来てらっしゃるということで、非常に台湾からの誘客続いていると。こういうものを参考にしてね、現在飛騨市は高山から新宿含めて2台のラッピングバスがあります。その1台をですね、そろそろ来年あたりですね。で、なぜ台北が、台中も含めてなんですけども、市長も行かれてお分かりだと思いますけれども、要するに信号が多いんですね。まず台湾はね。それと歩行者・自転車が多いということで、ラッピングバスが非常に目に触れるということで、非常に私は費用対効果があるということですね。そういうことも含めてですね、ぜひですね、そういうことをやってもらいたいということをお願いしたいと思います。

そういうことで私は水族館などにも、これは後で再質問の中で具体的に申し上げますけども、もうすでに雪を売り込んできておりますので、一応5点について提案と質問を

させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

縷々御質問いただきました。私からは立山町との連携と台湾とのインバウンド誘客交流の2点について答弁申し上げます。

まず立山町の件でございます。立山町の取り組みにつきましては、私もかねてより注目しているところございまして、先日台湾を訪問いたしました際に、台北駅の構内で立山黒部の大きなPR看板が設置されているのを実際に見てまいりました。台湾での積極的な展開が図られているなということを私自身改めて認識をしたところです。実際に調べますと、立山町は台湾の方に大変人気が高い立山黒部アルペンルートを擁していると、これが誘客の一番の核でございまして、年間訪日客21万人余を受け入れている、そのうち約13万人が台湾の旅行者ということで、先ほど議員がご紹介になった13万人は立山黒部アルペンルートの入込客数の内の台湾のお客様ということでございます。

飛騨市としては、当然この近隣のお客様の獲得は重要な戦略であると考えておりますが、分析をしてみますと立山黒部アルペンルートの特徴は圧倒的に団体客が多いというのが特徴でありまして、そのうち先ほどの13万人の台湾の旅行者は実に約95%が団体客ということでありまして、しかも、台湾の大手旅行エージェントがその手配の大半を占めているという特徴があるわけでありまして、そうしますとその具体的な戦術としては、台湾の大手旅行エージェントがツアー商品を造成する際に、その中に飛騨市を組み入れられないとここへの誘客にはつながらないと、こういうことになるわけでありまして、どうやって大手旅行エージェントの商品の中に飛騨市を組み入れてもらうかと、ここが大事なわけでありまして、話を聞いてみますと、エージェントがおっしゃるには、宿泊場所の手配に苦勞していると、これが大きな点でございまして、比較的近隣の宿泊先、しかも見所のある観光地は大歓迎ということで、そこが飛騨市を売り込んでいくポイントであり、そこが効果的なのではないかこのように感じておりまして、実際にそうしたセールスの戦術も行ったんですが、大変関心を示していただいております。

その具体的な取り組みなんですが、これまでも岐阜県、富山県及び長野県が現地で合同開催した商談会に参加をいたしまして、大手エージェントに対して飛騨市の売込みを図っておるということをやっておりますし、先ほど申し上げましたように私自身も先日、エージェントでそうしたお話をしてきたわけでありまして、実際にこうした活動によりまして、古川町の「季古里」は台湾団体客の送客が増加しております。これはそうした取り組みの成果であろうと、このように考えております。

なお、立山町との連携につきましては、台湾団体客の受入先進地と、いわばそうした特徴があるわけでありまして、そうしたノウハウを教えていただく、また先ほど議員が

触れられましたような地域活性化、物産販売の取り組みなんかも大変活発でありますから、そうしたことも学ぶべきことが多いのではないかと考えております。

一方でこうした連携を進めていくためには何かのきっかけがあると、これは12月議会でも私が申し上げたことなんですが、何かのきっかけ作りをする必要があるとこのように考えておりました、今、立山町の隣の魚津市、それから舟橋村の市長さん、村長さんとは、私もこの一年何度かお目にかかったり、交流する機会がございまして、お互いに行き来をしようじゃないかという話をしておりますし、立山町には飛騨市と関係を深めております大手アウトドア用品メーカーのモンベルの複合店舗「モンベルヴィレッジ立山」というのがありまして、大変成功しているということで、昨年もモンベルの辰野勇会長のところへお邪魔しましてお話をさせていただいた際に、ぜひいい事例なので見に来てほしいということも会長から言われておりました、一度行きますというお約束をしております。そうした機会も生かしながら、折を見て私自身が立山町を訪問する中で交流の可能性を探っていく。そうした中で先ほどおっしゃったようないろいろな事例を学ぶようなところにつなげていきたいと、このように考えているところであります。

それから2点目の台湾の訪問によるインバウンドの誘客と交流ということでございます。先般の台湾出張の感想を含めて答弁申し上げたいと思います。去る2月11日から14日までの3日間、私が市長就任後初めての海外出張となる台湾訪問を行い、現地では、新港郷、台北の旅行エージェント及びメディア、そして桃園市を訪問してきましたわけでございます。共通して感じましたことは、台湾は非常に親日国であると、これを強く感じました。そして、そうしたこともあるんだと思いますが、日本に関する情報が圧倒的に多いということも強く感じてきたところでございます。台湾は地理的にも近く、また来日する費用も安価である。しかも古川町時代からの交流の歴史という大きな蓄積があって、飛騨市が今後インバウンド誘客を進める上でのターゲット国としては非常に重要であるということも改めて感じてきたところでございます。

一方で、大手旅行エージェントそしてメディア各2社を訪問したわけですが、大変印象的だったのは、すでに日本のあらゆる観光地の情報が溢れ返っているものから、どこに行っても「何か新しいものありませんか、変わったものはありませんか」とそういう視点でお尋ねになる、というのが強く感じたわけでありまして。したがって今までのありきたりな情報、飛騨古川というのはこういった町ですよ、飛騨市というのはこういった町ですよという情報をきれいに並べて提供しただけでは全く歯が立たないということも強く感じたわけでありまして。

そうした中で、飛騨地域そのものも非常に知名度が高いわけですので、これまでとは違う切り口をどれだけ提供できるかが勝負だというふうに関心を持って今回強く感じました。その点でいきますと、話の中で紹介したのは、例えばレールマウンテンバイクが延伸されるということ、それからカミオカンデの研究の紹介施設を今整備しているということ、それから市内の事業者の方が郷土料理づくりの体験のプログラムを始めておられます。

それから宮川の鮎、それから飛驒とらふぐ、こういったことを話しますと大変反応が良くて、ぜひそういったところを見てみたい、組み入れてみたいといったことをおっしゃったわけでございまして、新しい切り口で積極的にPRしていくことの重要性を感じました。このことは、裏を返せば、観光誘客というのは「まちづくり」と一体なんだと、常に新しい話題づくりをしていかないと誘客にはつながらないんだと、いわば観光の常道を改めて教わってきたと、そのように感じております。

さらに、宿泊施設の誘客ですけれども、これはやはりエージェントに対する地道な営業活動を継続的にやって初めて効果が出てくるということ強く感じたところです。飛驒市では、飛驒ゆいが経営するホテル季古里が最も多くの外国人宿泊者を受け入れています。これも自然に起こったことではなくって、台湾からの訪日客の現地事情を踏まえて、もう長い間季古里が継続したプロモーション活動を行っている、その蓄積の上で初めて旅行会社からの送客が行われていることを、身をもって感じてきたところでございます。

次に、新港郷との交流の話でございます。旧古川町時代から交流が続いております新港文教基金会の陳会長に仲介をいただきまして、今回、歴代の町長、市長では初めて新港郷の市役所と申しますか役場と申しますか、新港郷公所というところを訪問しまして、大歓迎を受けました。で、郷長の林郷長と会談する中で、飛驒市も新港郷も田園町で人口規模も似ている、また、少子高齢化や若者の都市部への流出など、共通する課題も多いということを感じたわけでございます。また、伝統文化や伝統産業の活用についても非常に興味を持っておられまして、その点も飛驒市と共通するところが非常に多いということで、お互いに大変親近感を深めることができたというふうに感じております。

林郷長からも今後の交流を進めていきたい旨のお話をいただいたところでございまして、私としてはことしの秋、新港文教基金会が創立30周年を迎えますので、これを機会として、具体的に友好提携のような形に発展していければいいのではないかと感じているところです。

そして今回ですね、台北の方で日台の交流窓口であります亜東関係協会という所にまいりました。日本と台湾は国交がございませんので、事実上ここが外務省的な役割を果たしているわけですが、ここの大使の方とお目にかかって一緒に食事をさせていただきました。その際に台湾との友好交流についての有益なアドバイスもいただいてまいりましたので、早速戦略を練っていきたくと考えています。

そして、最終日ですが、桃園市という所に今回行ったわけでありまして。桃園市というのは、台北の隣の桃園国際空港という所がある、人口214万人の大都市でございます。

きっかけは、ことし1月に現地で開催された日本式建築修復研修会という行事があって、古川町の建築士3名が講師として招かれたと。これがご縁で、市長が台湾に来られるのならばひ寄って欲しいということで、非常に強いオファーをいただいて今回行ってきたということでございます。行きまして鄭市長さんとお目にかかってお話をしてきた

わけですが、日本との交流に大変積極的で、しかも214万人の大都市なんですが、小さい町では石川県の加賀市、ここは人口6万人余であります、友好都市協定を締結されて交流されておられる、それで飛騨市とも是非に交流をしたいと、このようなことをおっしゃっていただきました。会談の際に、可能ならば今年の古川祭も行きたいとおっしゃいまして、事務方が目の前で大慌てをすると、そんなこともあったわけなんですけども、いずれにしても大変積極的な対応をいただいたわけであります。私としては、台湾の規模の大きな町と交流するということは、200万人の町に直接飛騨市をPRできるという非常に効率的な観光誘客をできるチャンスだと考えておりまして、大変ありがたいことだと思っておりますし、他方で新港との付き合いということもございますので、新港郷との交流と並行してですね、桃園との友好関係構築についても模索していきたいと、このように考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 石腰豊 登壇〕

□商工観光部長（石腰豊）

それでは続きまして、3、4、5の3点について私の方から答弁をさせていただきます。

まず、飛騨市版「森林セラピー基地」の進捗についてでございます。昨年6月の議員からの御質問を受け、森林セラピー基地構想について検討を行うため、まず、事例として紹介をいただきました長野県信濃町の事例を学ぶべく、副市長、病院室長、私の3名で8月の19日、20日に同町を訪問させていただきました。その中で信濃町の森林セラピー基地の創設者であります自然活動全般トレーナーの高力一浩様こうりきかずひろ、こちらから話を伺うことができました。その概要を簡単に申し上げますと、まず、この取り組みは地元地域活性化のため、信濃町の恵まれた自然環境が癒し効果として数値で実証できないか、なんとかこれができるかということで始められたそうでございます。そこで、環境保護活動家のC・Wニコル氏の協力もあり、多くの協力者を得て基礎データ、血液採取、検査等でございますがこのデータを整え、このデータが関係学会で発表され、森林浴が健康維持に効果があることが数値で実証されたことによって認定されたとお聞きをしております。信濃町の森林セラピーが好評を得ている要因といたしましては、町全体が森林に囲まれた高原的自然環境があること、交通網では幹線国道の国道18号、上信越自動車道の信濃インターチェンジ及び信濃鉄道の北信濃線、これらが町の中心をっており、東京・長野方面、こちらへのアクセス時間が短いこと、そして何よりも町民の多くが「この町を何とか活性化したい」と行動に移していることではないかとのことございました。実際に町内を視察し、地理的利点に恵まれていることを私どもも実感いたしました。

その結果を踏まえ、飛騨市版「森林セラピー基地」に取り組むためには、意欲ある市民との連携が不可欠であると考え、検討委員会の立ち上げを前提に、数河・流葉地区の観光協会役員及び地元関係者の方と意見交換を行ったところでございます。その中では、既存の流葉カントリーウォークコース、これを利用するというを念頭に話し合いを行いました。しかし、地元の方の意見では、「協会会員数の減少、会員の高齢化により、現状のカントリーコースの維持管理も十分に行えない状態であり、現在のコースの縮小を望んでいる。カントリーウォーク大会開催時の自分たちの関わり方も難しくなりつつある」など、厳しい状況を指摘する声も多く、新たな事業展開は難しいというものでございました。こうした状況から、現時点において、検討委員会の立ち上げに至っていないのが現状でございます。

以上のような状況ですが、飛騨市は自然環境が豊かであり、トレッキングコース、温泉施設、薬草やエゴマなど健康増進につながる資源が多数あることから、これらの資源をつなげる形での健康増進事業の実施を模索しております。

そうした中で、県の古田菜穂子観光国際戦略顧問から、「クアオルトウォーキング」という、自然の野山を歩いて心身の健康づくりや生活習慣病等の治療を行うドイツの「気候性地形療法」、これを基本といたしました運動療法についてのご紹介があり、この普及のために生命保険会社であります太陽生命が全国の自治体に対して募集を行っております「クアオルト健康ウォーキングアワード」これに応募してみないかというお誘いがございました。クアオルト、これは山形県の上山市が先進的に取り組んでおられ、モデルとなっておりますが、このアワードを通りますと、コースづくりや専門ガイドの育成、看板の設置等に財政面からも支援を受けることが可能となっております。専門のガイドを養成することによりプログラムが実施でき、既存のトレッキングコースやウォーキングコースなど、これらも生かせることから、新たな活路を見出すため、エントリーを行ったところであり、先日、第一次審査を通過し、4月には最終審査が行われることとなっております。

ブルーベリーの活用についてでございますが、山之村牧場、こちらへのブルーベリーの提案につきましては、平成24年度に開催されました「第41回岐阜県緑の祭り記念植樹会場」こちらの会場が山之村の小中学校の校庭でございました。こちらの校庭にブルーベリーが育っておりましたことから、これをきっかけに、その利活用ができないかということで、山之村牧場への提案を働きかけたところでございます。機会あるたびに社長ほか関係者にも提案を続けまして、直近では、昨年10月4日にも改めて提案をいたしました。しかし、従業員の不足など人的な事情によりまして難色を示され、先に進んでいないのが現状でございます。市といたしましては、新たな市内特産品となる可能性があるものと認識しており、今後も機会あるたびに提案をさせていただくとともに、別途に、市内で耕作可能地を所有しておられます他の事業者さんに、新商品開発の一つの材料となるブルーベリー栽培について提案をしているところでございます。

続きまして、この秋の祭をテーマにしました至学館大学の公開講座実施についてでございます。議員よりご紹介のありました本年秋、11月19日に飛騨市文化交流センターを会場として開催が計画されています、至学館大学主催の祭をテーマとした公開講座につきましては、市としても開催の趣旨に賛同し、今後詳細を詰められる中で、PR等ご要望に添えるよう支援をさせていただきます。なお、本件に関しましては、9月の3日には、至学館大学と愛知県との共同開催の形で、名古屋市内で「日本の祭シンポジウム」、これが開催されると伺っております。これにつきまして、犬山祭保存会会長で、元犬山市長の石田芳弘様より市長に公開講座当日のパネラーの選出依頼のメールをいただいております。これに対しまして、古川祭保存会会長の駒侑記扶氏を紹介させていただき、当日パネラーとしてご参加いただける運びになっております。

最後に、地域資源であります雪の売り込みについてでございます。台湾からの来訪者の反応を見ておりますと、雪のある風景、雪と親しむ体験、これは大変人気がありまして、雪を活用いたしました誘客は重要なポイントであると考えております。しかし、日本各地に雪がある中で、ただ雪がある、雪景色が美しいということだけでは誘客には結びつかないのが現実であり、雪を使って、あるいは雪の中でどう楽しむかということが重要だと考えております。先日、市長が台湾のエージェント訪問した際にも、飛騨市内のスキー場でスノースクート、これは自転車の車輪がソリになったというイメージを持っていただければいいと思いますが、こういう新しい乗り物が体験できるということを紹介をされたところ、高い関心を持たれたと聞いております。こうした雪にまつわるコンテンツの充実は有効であると手応えを感じているところであります。さらに、台湾からの体験型誘客につなげるためには、その道筋をつけることも必要であります。近年、世界的に旅行形態が個人旅行にシフトしておりますが、先ほど市長も答弁いたしました、日本政府観光局発表の資料によりますと、台湾は団体旅行が約45%であり依然として団体での訪日が高い比率にあり、立山黒部アルペンルートにあつては、13万人余りの台湾からの観光客のうち95%にあたります12万5,000人が団体旅行客となっております。

一方で、団体旅行は行動の自由度が低く、ほぼ固定されたスケジュールに組み込まれていることには誘客に結びつかないという特性がございます。このため、まずは、飛騨市ならではの新しいメニューを作り、具体的にどう楽しむことができるのかを、現地エージェントや、国内のランドオペレーターに地道に売り込み、団体旅行における目的地に組み込んでもらうことに力を注いでいきたいと考えております。また、並行いたしましてメディアやSNSを通じて個人旅行者への認知度、関心度を高めていくことにも取り組んでまいります。

なお、ご提案がありました水族館への雪の売込みについてでございますが、以前、各務原のアクア・トト、また上越市の水族博物館でございますがそちらに問い合わせをしたことがございます。施設建設時に飼育環境上必要な設備は整備されており、現実的に

は困難であるというようなことを当時聞いた覚えがございます。このほかにも、雪の活用という点では、旧河合村では、以前から北飛騨商工会が「真夏の雪だるま」、これをギフトとして出荷をしておりました。また、各地のイベントについても雪の販売をされております。また、今はネットショップでも、各地で雪を商品として販売されている実績があることも踏まえまして、雪そのものを付加価値のある商品として販売していく手段を模索していきたいと考えております。

以上でございます。

〔商工観光部長 石腰豊 着席〕

○11番（野村勝憲）

いい話とちょっと残念な話がございますけれども、1番、2番については私も非常に期待してた以上のことがあります。1番目の立山町につきましてはですね、ちょうど先週の木曜日、私、立山町へ出向きまして、それで先方の観光課の人と観光協会の人に会ってきました。で飛騨市のPRをしながらですね、向こうのインバウンドに対する考え方、あるいは実際のどんなことやっているということで、非常に感銘したことはですね、向こうの町長さん、毎年ですね、トップセールスに台湾へ出かけていらっしゃるということで、いろんな広がりを得られるということで、先ほど都竹市長のおっしゃったように今回大きな市とも交流の芽が出てきたということなんで、ぜひですね、市長にはですね、毎年ですね、要するに私、ターゲット戦略が必要だと思うんですよ。もう台湾に絞り込むなら絞り込むと、海外戦略をね、という形でぜひやっていただきたいということと、立山でお話した中でやはり飛騨市の祭とレールマウンテン、それから神岡の科学都市構想のことも話したんですね。非常に興味を持ってらっしゃいますし、できればですね、いろんな形で連携ができないかなというところまで話はしてまいりました。これは議員としてやってきてるんで、また折をみて行政の人間をですね、立山町へ来ると思いますのでということで、私としては何とか向こうへこられる台湾のお客さん、要するにパンフレットの中に飛騨市のPRコーナーをつくってもらえませんかというようなこともお願いしてありますので、その辺はまたですね、石腰部長に聞いたらいいのか、その辺を話してありますんで、ぜひギブ・アンド・テイクをとってもらえないかってことでちょっと質問させていただきます。

□商工観光部長（石腰豊）

市長もずっと言うておりますが、「きっかけ」というものをつかんでいただけたということで、私も一つのつながりができてまいりますので、十分参考にさせていただきます。

○11番（野村勝憲）

ぜひ進めていただければと思います。ちなみにですね、立山町は先ほど犬山の話が出ましたけれども、犬山市とはですね、40年来のですね、姉妹都市を結んでいらっしゃるということですから、もうそういう意味で縁があると思います。

先ほど石腰部長のほうから9月3日のこと御紹介ありましたけど、実はですねこの4

月1日、2日、犬山祭なんですね。そちらのほうへ犬山の市長さんと、それから先ほど石田芳弘さんの名前が出ましたけれども、彼は私も存じ上げて、九州でもちょっと御紹介したということで、4月1日に駒さんと私とちょっと招待されてますんで、またいろいろ犬山とは交流してまいりたいと思いますんでよろしくお願いします。

それからやや残念だなというのは森林セラピーなんですね。太陽生命さんと健康をテーマにしたもので一つのきっかけはできると思いますけど、私はなぜ森林セラピーに執着するかということですね、私は今年の6月でもこの信濃町も行ってきました。それから洞口議員とですね、西の智頭町、2年間半くらい前ですかね、も行って実際歩いてきたりしてですね、非常にですね、まちづくりに役立っているなということと、もう一つはですね、これからの企業というのは工場は無理だなというのを前々から言っています。したがって研修センターと癒し、要するにストレスがたまる企業の人たちもね、いろんな形で学校でもです。そういう研修の場をね、癒しの場として癒しの森としてコースをつくって、そういうことで私はなんとかできないかなというのでですね、実は至学館大学についてはですね、私もたまたまその学長が存じ上げているんです。前の議員をやられた方なんですけど、女性なんですけど、知り合いの関係がありましてですね、何とか至学館大学ですね、こっちは御存じのようにですね、健康科学のカレッジなんですね。ユニバーシティじゃなくて総合大学じゃなくてカレッジで、短期大学を持っていますし、それからことしの春は高校が甲子園に出ますよね。それから御存じのように伊調薫さんとか吉田沙保里さん、レスリングが非常に強いということで、私はそういう森林セラピー、こういう森林セラピーをですね、きっちりと整えて、そして合宿所の、例えば飛騨市はですね、企業誘致といいますかコンベンション支援事業、これをたしか去年の秋頃からつくられましたよね。

私はですね、これ見てふと感じたのは、確かに施設はこう紹介されてます。しかし残念ながらこういう施設はどこにでもあるんですよ。したがってこの中にね、要するに相乗効果を上げるために森林セラピー、要するに癒しの森を紹介しながらですね、このパンフレット・チラシの説得力を増すということを考えたらどうかなと思うんですが、その点はいかがでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（石腰豊）

今ほどありましたコンベンションのチラシにつきましても、今、最低限の情報だけを載せております。正直言って、たくさん入れたいわけですが、初めて作ったということもありまして、内容について模索中なところが本音でございます。

森林セラピー、私どもが考えております事業につきましても、少し別のもので考えたいと思っておりますので、作成する場合には別のもので検討というふうに思っております。

○11番（野村勝憲）

ぜひですね、高山もですね、今度新年度予算1億3,000万円ですか、乗鞍の五色ヶ原の森で原生林の中を散策する新しいコースを作ると。来年にはその散策がですね、歩けるようになるということも発表してますんで、ぜひですね飛騨市固有の資源を生かしたものをつくってもらいたいということをお願いいたします。

それと雪の売り込みについてなんですけども、実は私、名古屋港水族館に、先ほど紹介しましたんですけど、ちょっとこれは私のいた会社がクライアントでございまして、後輩を通じていろいろ今売り込みをやっております。名古屋港水族館ではですね、ペンギンのよちよち歩き、ウォーキングをやっているんですね。これは時期は毎年ですね、1月の中頃から2月いっぱいまでということで、従来はですね、長野県の白馬村から雪を持って行ったと。これお金がかからないんですわ、実は。なぜかというところからトラックを、4トントラックですかね、を現地まで持ってきていただいて、あと雪をあげて、あげるだけです。ですから1回あたり2万円から3万円だと思いますわ。それを1週間単位でやられるという事になると、5週、6週やったとしても恐らく15万円以内で収まるということで実際やられてたんです。で今回また私お邪魔しまして3回目のアプローチしてきましたんですけども、実は鳥インフルエンザで外へ出さない、ことしはということで、それともう一つは残念ながら入館者ですね水族館への、そういうことで若干1割ほど落ちているということで、将来的にはまた考えてもらえるような施設部長のお話でしたので、こういうことも要するに私は何を狙うかということ、交流人口、特に港区、名古屋市の港区とアヒルを通じて交流をしようと、アヒルじゃなくてごめんなさい、雪を通じてですね、そういう形でですね、やって行こうということで私どもとしてはこの自然を生かしたらということをご提案しておきます。

そういうこととですね、それからきょうですね、新聞で発表されましたけども飛騨市の要するに昨年一年間の飛騨市の入り込み客数ですね。私は実は二桁は伸びるだろうと思ってたんですわ。「君の名は。」の効果でね。3万6,000人ぐらいは「君の名は。」効果があったということなんですけども、残念ながらですね100万人ちょっとということで、3年前の数字に戻ってきたってことなんですけども、御存じのように高山市はですね、451万人ということなんで、ぜひですね、お願いしたいのはターゲット戦略を持って観光誘客に全力で上げていただきたいということをお願いいたします。

それではですね、2点目の飛騨市の懲戒処分審議会のあり方についてを質問をさせていただきます。

元職員の履歴ねつ造問題が発覚してから3年経過してから職員の処分を発表したりですね、それからのちほど発覚した神岡町公民館における賃料収入の問題を、先に市側の聞き取りを、調査をですね、その捏造問題より先に開始しているんですね。非常に私、疑問だなあと思ってですね、いろいろ思ってきたわけです。今回、私、実はですね、いろんな自治体をまわってきました。あとで名古屋市の事例をちょっとお話ししますけど

も。それぞれの懲戒処分についてどんな採り方をしてるかということ情報を収集してきました。そのほとんどがですね、いいですかここが問題なんですわ。問題が発覚して1カ月から最大でも2カ月。それで職員をヒアリングして5回くらいやったところもあります。ということで処分を発表しておるとい状況なんですわ。

飛騨市について疑問を持っていますんで、次の3点について質問させていただきます。

まず1点目。飛騨市は通常、職員を処分する場合、どのくらいの期間で調査をしているのですか。

2点目。なぜ飛騨市の懲戒審議委員会のメンバーは部長以上なのですか。

3点目。今後、懲戒処分審議委員会のメンバーに民間人や職員組合の委員長を入れてもよいのではないですか。

以上3点です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

懲戒処分審議委員会についてのお尋ねがございました。

まず、1点目の他の自治体を随分お調べになって、1カ月程度で処分をしているが飛騨市はどのくらいかというお話ですが、調べてみますと平成23年から今年度までの6年間に懲戒処分事案が10件ございまして、事案の発生から処分までおおむね4カ月から7カ月を要しておると。で、さらに2件長期にわたるものがございまして、平成27年度の神岡町公民館の不適切利用に関する問題が1年4カ月、元職員の履歴捏造に関するものは新聞報道日から3年8カ月後と、こういうこととございます。

議員からはほかは短いというお話だったんですが、私、発言通告をいただきまして、決して短いという印象は私自身公務員生活を長くやってきましたけれども持ちませんでしたものですから、私も調べてみたわけとございます。まず、自分の古巣の岐阜県庁、人事課の後輩がおりますので直接電話をして確認をいたしました。事案によって審議期間は当然に異なるものの、おおむね半年、長いものでは1年以上を要するケースもあるとのことで、処分までの期間が1カ月というのは、職員が逮捕されるなどの処分事由が明確な事案の場合であると、このようなこととございました。また、起訴または不起訴、和解等の法的行為や手続を要するような重大事案ほど、その決定を受けてからでなければ事案の調査等を行うことができないので、必然的に長い時間を要しているということとございました。これは私が思っていた感覚と全く同じとございます。そして、近隣の高山市、下呂市、郡上市の担当課にも問い合わせしてみたんですが、やはり同様に、事案によって異なるが、3カ月から4カ月を要するケースもあれば、半年から1年と長くかかる場合もあると、こういう答えとございました。

それで2番目、3番目の委員会のメンバーはなぜ部長以上なのかということ、それか

ら民間人等入れてもいいのではないかと、こういうお尋ねでございます。構成委員については、まず、処分は任命権者、懲戒権者である市長の権限により行うものであるということが前提でございまして、特に法的な定めはないということでございます。その中で、飛騨市においては市長以外の庁内メンバーで案を作り、それで市長が判断するというようなことでもございまして、上位職である部長級がメンバーとされている、したがって部長級がメンバーであると、こういうことです。県内の他の市の状況を調べてみましたが、例規でもって民間委員を含める規定を設けているところは一つもございません。そして、事案によって臨時に他の委員を加えることができる規定を設けている市が21市中6市ということもございます。部長級以外の委員を含めることができる規定を設けているのは全部で10市ありまして、実際のその運用としてはほとんどが課長級職員ということになっております。ちなみに、岐阜県における懲戒処分に至る流れを改めてご紹介いたしますと、該当事案が発生いたしますと、岐阜県庁です、当事者である職員が所属する部署により、その各部署が当該職員への調査・事情聴取を行います。そして、部としての処分案を作成して、それを人事課へ提出する。そうすると人事課では、今度は職員を呼んで弁明の機会を与えて、そして再度、再調査を行い、そして人事課としての処分案を決定するというようになります。その処分案の決定に際して岐阜県公平審査会議という会議がございまして、ここに弁護士、学識経験者等5名以内で組織される岐阜県公平審査会議というのがあって、そこに意見を求めて、その意見を参考に最終的に知事及び副知事が処分内容が決定すると、こういう流れでございます。

それで、処分が一番難しいのは、これは私も同じですが、市長が最終的に判断をするにあたりまして、口頭注意で済む事案なのか、それとも戒告、減給、停職、免職の懲戒処分に該当する事案なのか、該当する事案だとするならばどの処分が妥当なのかという判断をするところが一番難しいわけでありまして、さらに、それは組織内だけの評価ではなくって、社会的な見方や第三者的な立場からの意見も求め、それを参考にすることは必要である。したがって先ほどの県の公平審査会議のようなものがそこで参考意見として聴取する意義が出てくると、こういうことです。

その点で申し上げますと、飛騨市の場合は従来、顧問弁護士にその部分の意見をいただくという形で社会的にはどういう評価なのかということを確認しているわけでございますけれども、特殊な事案、現行委員のみでは審議・判断が困難な場合というのは当然に出てくる可能性がございまして、そうした場合に臨時的に他の委員を審議委員会に加えるということができるようしておくことが必要ではないかと考えてございまして、これにつきましては審議体制の見直しを行いたいと、このように考えております。ただ、その際に人選が重要でございまして、飛騨市のような小さな町の場合、人間関係の密度が濃いので、市内の方では処分案の評価にバイアスがかかる可能性がございまして、したがって、あえて市外の方、市内の事情を御存じない方に委員を依頼するといったことも含めて、どういったあり方がいいのかを検討してまいりたいとこのように考えてござい

す。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○11番（野村勝憲）

審議委員会のあり方ということで、少しいい回答はいただいたと思いますが、実は私ね、名古屋市の交通局、昨年12月31日に発覚した問題ですけども、交通局で、これについて名古屋市の交通局訪ねてきました。1カ月後の1月31日に処分が発表されています。停職6カ月ということで、その間、聞きましたらお二人の方にお会いしたんですけども、5回のその職員のヒアリングをしたということです。で審議会をですね、開催したときはですね、メンバーに、要するにその方は乗務員なもんですから、地下鉄のね、名古屋交通局のですね、労働組合の委員長もその審議会メンバーに入って、ちゃんと審議をしたということで、名古屋市の場合はですね、年間に約20件のそういう懲罰に関わる問題の事案が発生するというので、それでこちらと違ってですね、財政局から総務局から局が随分あります。で、それぞれの局単位で処分をやっておるといことなんですね。大体そうしますと、局長部長だけじゃなくて、別の人も入れてやってるということなんで、その辺のこともですね。ぜひ参考にさせていただければと思いますので、それについてはコメントはいりません。

それであともう3分しかありませんので、実はですね、私のところへ幾つか問い合わせというかご照会がありまして、昨年の6月議会でしたかね、2月25日に神岡の町内で市職員の運転するですね公用車が赤信号にも関わらず侵入して交通事故が起きているということで、たしか東総務部長のほうから6月議会で説明がありました。その後ですね、その職員の処分はですね、具体的にはされたんでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

処分は行っております。

○11番（野村勝憲）

いつ頃やられたんでしょうか。

□総務部長（東佐藤司）

8月17日に行っております。

○11番（野村勝憲）

もう1点。第三者のほうからもですね、心配されて私の所へいろいろ問い合わせがあったので、実はですね、先ほど紹介しました神岡町の商工会議所を含めた問題なんですけど、そこでたしか減給処分された方がいらっしやると思います。そのことについて不服申し立てが、たしか1年前に出ているんじゃないかと思えますけれども、現在も出たままなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

事実は把握しておりますが、その申し立て先は公平委員会になりますので、私からここで申し上げる立場にございません。

○11番（野村勝憲）

私の方からこうしてくださいということは申し上げられませんので、ああやって処分された人の立場にも立っていただいてですね、こういった問題についてはできるだけ、やっば早め早めにですね、対応していただいて、そしてこういう事が二度と起きないという事をですね、お願いしてですね、私の一般質問を終わります。

◎議長（葛谷寛徳）

以上で11番、野村勝憲君の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩といたします。再開を、午後2時50分といたします。

（ 休憩 午後2時39分 再開 午後2時50分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に13番、高原邦子君。

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

〔13番 高原邦子 登壇〕

○13番（高原邦子）

議長より発言のお許しを得ましたので質問させていただきます。

まず始めに、今議会に提案されました不妊不育症治療費助成事業についてを質問いたします。今回、男性にも助成するということがございましたが、そのように至ったには、今までの検証と、そこから導かれた問題点はどこにあったのかという事をお伺いいたします。

次に、ではこの事業の本来の目的は何だったのでしょうかということです。というのはですね、私も今回、知人で東京慈恵医科大学付属病院の産婦人科、その後ですね、10数年前から不妊治療のクリニックをしている知人のドクターの本を読み返して、不妊治療のことに對して今一度考えてみました。で、どうして年齢制限を設けなかったのか、これ女性に対してなんです、今回は男性も入れるということ、その点ですね。

そして次、この場合ですね、夫婦別々にですね、別人格としてそれぞれに夫にも助成し、妻にも助成するというふうに解釈していいのでしょうか。その辺を教えていただきたいと思います。一番私は、この学びまして思ったのはですね、意外とどんなことでもそうなんです、都竹市長が今年度から取り組まれる児童精神科のこともそうなんです、小さいうちにですね、もっともっと気が付けば、その子が早くから治療すれば、本当にあとの思春期からその上のQOLというか生活環境がですね、ものすごくいいのに、知らなかったために、親が気がつかなかったそういったことで、本当に早期治療っていう必要性を私は感じていますし、それがですね、この不妊とか不育治療も一緒なんです。もっともっと早く気が付いて、そして早くから治療していけば子供を持てたかもしれないっていうのがありまして、意外とそのことが知られていない。というのはですね、結婚して私もそうだったんですが、女性が生理があるうちは妊娠が可能だなんて思ってたんですが、そうではなくて医学とか医療の方では生殖年齢というものがあるわけなんです。それで本当に妊娠ができるのかできないのかとかってこと意外と知られていない。

そしてよく中学生、高校ですか、いろんな性教育ではですね、望まない妊娠をですね、それを避けるために、高校生が妊娠してどうしても墮胎しなきゃならないとか、そういったことに対する教育は結構言ってるんですが、逆にこういった本当に子供が欲しくて、結婚していて、子供に恵まれなかった場合は、もう、すぐお医者さんに相談するとか、そういったことが本当に知られていないんです。ですから私はこういった治療費等を助成するのもいいんですけども、本当に広報っていうもの、もっと知らないことを知ってもらうという方にも力を入れれば、不妊とかそういった助成費のほうにしなくても済むことがあるんじゃないかと、いろんなことを思っています。ですから先ほど本来の目的は何なのかということとはそういったことです。

そして、このことを次にですね、最終的にですね、この不妊治療というのは本当に大変な治療なんですけど、子供が授かることができなかつた方、でも子供を育てたいと思ってる方々に対してですね、市はどのようなケアをしてきているのかも併せてお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

不妊・不育症治療費助成事業につきまして、私からこの事業の目的、それから先ほどの広報の件、2点御答弁申し上げたいと思います。

この件は、私自身、以前から関心を持ちまして、大変勉強もしてきた分野でございます。若干長くなりますけども、御答弁申し上げたいと思います。まず、不妊・不育症治療費助成の目的という事なんです、直接的な目的といたしましては、治療を受ける夫婦の経済負担の軽減を図る。そして、子供を持ち生命を育むことで人生を豊かにするこ

とであると、このような事でございますけども、不妊に悩むご夫婦にとって、子供を持ちたいと思うお気持ちは切実で、何よりの願い、強い願いであると、しかもそれは誰にでも有り得ることである。したがって、これは市民全体の自らの問題として、できる限りの支援をしたいと、このような事でこの事業を設けていると、こういう事でございます。それで、少しデータを私もご紹介を申し上げたいと思うのですが、この日本、我が国は、結婚している夫婦から生まれる子供の割合が98%という世界的にも極めてまれな国でありまして、逆に言うと、結婚している夫婦からしか子供が産まれないという。いわば、そういう特殊な国の一つでございます。で、そうなりますと、結婚する年齢が直接、妊娠、出産に影響してくると、こういう事になるわけですが、社会的変化に伴いまして、初婚年齢が遅くなっております。県の衛生年報を見ますと、平成26年の飛騨市の平均初婚年齢は男性が30.3歳、女性は28.9歳という事でございます。飛騨市のサンプルですから若干ばらつきが年によって出るのでありますが、県整体的でありますと、ずっと継続的に平均初婚年齢が遅くなっているという傾向が出ております。当然、それから第1子出産となりますから、飛騨市の場合は女性の第1子出産平均年齢は31.2歳でございます。当然、第2子、第3子は、それよりも遅くなるわけでありまして、それで、もう少し違う見方で見ますと、飛騨市の母親の年齢別出産数の割合を見て見ますと、最も多いのが30歳から34歳でありまして38.9%です。約4割ですね。で、続いて25歳から29歳が25.7%、4分の1。35歳から39歳が18.1%、そして40歳から44歳の出産が7.6%、こういう事でございます。30歳から40歳代の出産が約65%を占め、特に35歳以上の出産の占める割合が年々多くなっているとこういう事でございます。

一方で高年齢になりますと、これも議員、先ほどおっしゃいましたが、妊娠しにくくなるのが医学的にも明らかとされておりまして、実際に例えば、一般社団法人日本生殖医学会、これは産婦人科の先生方の医学会でございますがこの報告を見ますと、妊娠に適した年齢は20歳代から遅くとも35歳までとされておりまして、35歳を過ぎると妊孕性、これは妊孕しやすさと、言わばそういう物の言い方ですが、妊孕性が急激に低下するという報告がなされておるわけでございます。で、国の出生動向基本調査という調査がございますが、このデータを見ましても、結婚年齢が高くなると子供の数は減少する傾向がはっきり出ておりまして、実はこうした初婚年齢の遅れが、少子化の原因であるという指摘も一部でなされておるわけでございます。

同様にですね、不妊治療においても、高年齢になると治療成績が低下するということが指摘をされております。厚生労働省が平成25年8月に不妊の特定治療支援事業のあり方に関する検討会というものを立ち上げて報告書が、これ、ウェブ上にも公開されております。これを見ますと、医学的見地から特定不妊治療の対象年齢は43歳未満が適当であるとのようにされておりまして、根拠として幾つか挙げられております。治療を行った場合の流産率、これが年齢が高くなるほど上がってくるわけでありまして、4

0歳では3回に1回以上、43歳では2回に1回以上が流産となる可能性がある。そして、1回の治療で出産に至る確率である生産分娩率という率がございしますが、1回の治療で出産に至る率ですね。これが、39歳では10回に1回、43歳では50回に1回、45歳では100回に1回以下という事で、不妊治療の治療成績がどんどん落ちていくというのも、これも報告されておるところでございします。また、特定不妊治療を受けた回数に応じた分娩に至る割合、何回かやって何回か治療して、分娩に至るかどうかなどという事でございしますが、6回までは明らかに増加をしてみります。回を重ねれば増加してくるのですが、6回を超えた不妊治療を行いますと、もう成功率が低下してくるといふ、こういうデータも明らかにされておるわけでございします。

こうしたデータを見ますと、ある程度の年齢制限や回数制限を行う合理性はあるのではないかというふうな事なんです。飛騨市として先ほどの不妊・不育症治療事業、治療費の助成事業につきましては、妊娠・出産にかかる意思決定というのはやっぱり当事者であるご夫婦の最も大きな人生判断の一つであり、そしてその上で子供を授かりたいという願う気持ちがある市民を一人でも多く出産に導きたいという気持ちがあるものですから、これは市民のニーズにかなう、その年齢制限をしなくても市民のニーズにはかなうのではないかという事で、あえて年齢等の制限を設けていないというのが現状であるという事です。

それで、これに関連しまして、先ほど議員から早期治療についての広報の話がございました。私これ、非常に大事な事だと思っております。今ほど申し上げましたような、妊娠に適した年齢や妊孕性についての知識は、一般には普及していないと私もそう思っております。先ほどご紹介した政府の検討会の報告書にこういう記述がございまして、「40歳後半または50歳を超えて妊娠・出産した事例の報道を通じて、誰もが年齢に関係なく不妊治療を行えば、妊娠・出産が可能であるといった誤った認識が広まっている面がある」このように指摘しております。で、「医学的には35歳くらいまでが妊娠等の適齢期であるという事実を周知することが必要である」と、このように厚生労働省の検討会の報告書が記載をいたしております。私は、先ほどこれも議員が申されましたけども、日本の性教育は「妊娠しない」ことに関する内容は非常に多い反面で、妊娠・出産するための正しい知識を教えるという教育は十分ではないのではないかと、このように考えております。また、行政においても、そうした事について、積極的な周知を行っている自治体はさほど多くない。これは、不妊という極めてデリケートな問題であるだけに、医学的見地であっても、それを広く周知することを躊躇するという時代があり、またその傾向も今も続いているからだと、このように考えております。これ私自身、実はこの問題に県庁時代に人口減少の問題をやっていたときに気がつきまして、いろんな勉強をしてみりました。そして、県のこれも施策として、妊孕性に関する事実をもっと知らしめるべきではないかという、提案した事があったのですが、もう今から8年、9年前の事になります。

しかしそのときに、不妊に悩む夫婦の希望を失わせるのではないか、という指摘があって、反対意見が多くて、事業化に至らなかったという私自身そういった経験を持っております。しかし、その後、継続して産婦人科医の先生方と交流を深めてくる中で、やはり、産婦人科の先生方みんなおっしゃるのは、正しい知識を持ってもらう取り組みというのは絶対いるんだという事をおっしゃって、そういったご指導をいただいてまいりましたし、日本産科婦人科学会でもその問題に取り組んでおられるという事を知りまして、自ら人口問題なんかで講演を頼まれるときには、この話は丁寧にしてきたところでございます。で、そうした事もございましたので、市長になりましてから、飛騨市はこの問題にしっかり取り組む必要があるという事を申し上げまして、今年度初めての事業として、女性のライフステージにおける健康リスクや、妊娠適齢期を正しく理解していただくための学習会を今年度開催をいたしました。昨年の秋に開催をしました。11月に開催いたしまして、対象は市内企業の皆様にお集まりいただきまして、こうした研修会を開催したところでございます。参加者からは、妊娠や出産の話ももっと聞いてみたいというご意見もいただきまして、年齢と妊娠・出産というものを考える動機付けになったというふうに考えております。

しかし、こうした活動は、短期間で定着が図れるものではありませんし、やはり長く継続して続けていく事が大事ではないかと思っておりますので、毎春、春にですね、飛騨City人財会議が開催される地元就職者の集い、こうしたところには、社会人1年目の方々も多くおられます。男性、女性問わずですね、こうした妊娠、出産に関するライフサイクル、医学的な事実というものをしっかり知っていただくという事は大事ではないかと思えますし、その上で、それぞれご自身の結婚、妊娠、出産という判断をしていただくという事が必要ではないかと思っております、少なくとも最低の医学的知識、そうしたものについては、私としてはしっかりと普及をしていきたいというふうに思っているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは、最初に助成事業の検証と問題点についてお答えいたします。

不妊治療については平成16年7月から施行し、体外受精や顕微鏡授精を対象に5万円の助成を行う経済支援を目的としてスタートしました。その後、不妊に悩む人の増加や国、県の動向に合わせて、平成18年、22年、24年の3回にわたり、助成回数と金額の見直しを行ってまいりました。そして、今回の見直しは、これまで支援が不足していた男性不妊治療の分野の支援を拡充することを目的に、精子回収術を特定不妊治療の助成の対象とすべく、条例の改正案を提出させていただいているところであります。

これまでの実績は、平成16年から実人員133人の方に助成を行い、このうち47人の方が妊娠に至り、45人の方が無事に出産をされております。また、不育症治療は平成24年からの治療費の2分の1に当たる30万円を上限に助成を始めました。これまでに実人員4人の方に助成し、4人とも出産をされていらっしゃいます。今後も国、県の動向も踏まえ、必要な見直しを行ってまいりたいと思います。

次に、夫婦それぞれに助成するのか、という部分でございますが、今回の改正提案では、男性の治療と女性の治療、それぞれに助成をするようにしておりますので、夫婦で最大60万円の助成が受けられることとなります。

そして最後に不妊治療を行った方の、その後のケアについてであります。最終的に子供を授かることができなかつた方へのケアは、大変重要な事というように認識しております。ただ、一方で非常にデリケートな問題であり、相談者には専門的な知識や、カウンセリングの技術を持っていることが求められています。現在、こうした相談は、一番身近な産科医の先生が、ケアをされているものと考えておりますが、行政としての専門的な支援体制が整っていないのが実情であります。県内では、岐阜県が各務原市の岐阜県健康科学センター内に「岐阜県不妊相談センター」を設置しているのが唯一の機関となっております。飛騨市、飛騨地域からは相談に行くのも距離が遠く、近くで相談体制が整備されることが望ましいと考えております。

現在、岐阜大学医学部産婦人科と飛騨三市一村の間で、産科医の確保についての会議を継続的に開いております。そうした場も活用しながら、飛騨地域での不妊相談・支援体制について、大学のご助言もいただきながら、検討してまいりたいと思います。

なお、1点目の御質問、助成事業の検証と問題点につきましては、その治療後のケアの部分になるのではないかと思います。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○13番（高原邦子）

市長の答弁は私の考えてきた答弁の120%ぐらいの答弁でしたので、ありがたいなと思っております。で、進めていただきたいなと思っております。で、なによりもですね、私は思うんですけども、広報っていうか結婚されて届け出がある場合、なんかそういったちょっとした冊子かなんかを配ったらどうでしょうか。そしてそういうことで、もう2年くらいたっても恵まれなかったときに、早くお医者さんのところに行って治療が受けられるようなという。で、そのときにもさらりとですね、これ難しいんですけど、さらりと飛騨市は不妊治療の助成も行っているっていう形で、そんなようなやり方もあるんじゃないかなと。結局お祝いに代えてですね結婚の、そっとうような冊子を出すとか、そういうのだったら言葉と言葉で顔合わせてやるわけではないんで、結構素直に受け入れられるんじゃないかと思うんですけど、そういった結婚のときにですね、そういったことを出す。先ほど企業とか飛騨City人財関係のところではお話すると言われたんですけど、私は結婚はややほやのそういう方々に、さっと届け出と同時に受け取った

と同時に出すという方がいいんじゃないかと思いますが、いかがですかその辺は。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

非常にいい案だと思います。

結婚する、まだそういうことを考えてない段階からきちんと理解していくというのは、先ほどのことでも大事ですし、また結婚するという段階で、やはりが女性のライフサイクル、それから妊娠・出産についてご夫婦で考えていただくような、しかもそれを直接顔を見合わせるいろいろなこともありますから、冊子でというのは非常にいい案だと思いますので、早速検討したいと思っております。

○13番（高原邦子）

それをですね、私は市長の児童精神科のそういったところにまで生かして、今度は子供が生まれた場合、子供のところでお母さん方に出生届出されたときにですね、子育てで悩んだらこういうふうに保健センターにも相談してくださいよとか、いろんなこととかそういったこともあわせて出産のお祝いの代わりに、市はこんなこと相談も受けるんだよってことをその都度その都度、実際に子供を産んで出生届出した人に与えれば、私はすごくいいことだと思うんで、それはこの不妊とかそういうことだけじゃなくていろんな施策の中にそういった場面あるんじゃないかと思うんですね。ですからどうでしょうか、子供が生まれたら生まれたで、悩んだときはちゃんととか、そういったことをさらりとしつこくなく教えてあげるといふ言葉があれなんですけど、結構皆さん知らないんですよ。で、私も知人がですね、ちょっとお子さんが障がいがあって、それが気が付くのが遅くて。で、おじいちゃんおばあちゃんはそれぞれの子で子育ていろいろ違うからって言われてて、ちょっとやんちゃなだけとか、ちょっと聞き分けがないだけだっということでしたんで、そしたらもっと早くに、もっともっと早く気が付きませんでしたかとか言われたということがあって、そういうことを聞いてると、やっぱり子育ても知らないってことがいけなかったとその人は言ってましたけど、知らないことが多いんで、やっぱりもっともっと啓発というか、気が付きましようよとか、そういったことって、さりげなくいろんなところでできると思うんで、市長そういった子育てのほうのところどうですか、ちょっとやってもらえませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

とりわけ障がいの最初の、あるいは少し育てにくさがあるとかいうところから始まるんですが、そこを早い時期でどう覚知するかというかですね、これは非常に重要なことで、これは障がい児の支援施策の中で、実は最も難しくても最も大事なところなんです。で、そのためにはやはり、もちろん気が付きましよう相談しましようっていうのもある

んですが、やっぱり保健師とか6カ月健診、それから1歳とかいろんな健診のときにどう気がつけるかっていう保健師の技術なんかもここは必要ですね。しかもそのときにどういうふうに親さんに声をかけるかという、これも非常に難しいところで、私自身も障がい児の親ですから経験がありますけども、やっぱり親はおかしい、なにかこの子変わったところがある、育てにくいなと気が付くんです。しかし、やっぱり自分ではなかなか信じたくないので、誰それさんはこういうふうに育っていったとか、やっぱりそっちの方だからうちは大丈夫だ、自分の子は大丈夫だって方へ考えたい考えたいというふうに思うのが親なんですねやっぱり。で、またじいちゃんばあちゃんというか、祖父母もやっぱり同じように、「そんなこと心配しんでもいいさ」と。どこどこの子もそうやったでとか、それこそインシュタインもこうやったでとかこういうことが出るんです。でもそれをやっぱり専門的な立場の方がちょっと相談してみませんかとか、それを上手に持っていくっていう技術もまた大事で、ここは障がい児支援の中でも最も大事なところなものですから、来年度の発達支援センターのところで大きな課題にしておりますし、むしろまわりの気づきをどういうふうに与えていくか、どういうふうに言葉にしていくか、そして気持ちをどう動かしていただくかというところがあるものですから、そうした中で今の点は大事な点として大いに取り組んでいきたいと思っておるところでございます。

○13番（高原邦子）

本当にデリケートな問題、妊娠もそうなんですけれども、こういった問題は大変なところがあります。答弁は要りませんが山本教育長にもこの辺のことしっかりと覚えておいていただいて、どっかでちょっと教育の中にも、避妊のことばかりではなくて、育む方もちょっとよろしくお願ひしたいなと思います。

では次の質問に移らせていただきます。

今回、危機管理課と秘書広報課というのが新設されるということでもあります。それで昨日の市長答弁で、危機管理課とかそういったことがどういうことするかっていうことは分かったんですけども、でも情報発信にはその部分では重なる部分もあるのかなと思います。その点への考え方ですね、情報発信をお伺いします。市長からもらった冊子ではですね、どうも情報発信に重きを置いているような感じでした。私は行政と市民双方が情報を発信したり受信したりしていく時代ではないかと思っています。その点への考えも聞かせてください。

あとの地方分権のところにもかかるんですけども、実は地方分権のことですね、それを利用した改革事例集っていうものがありまして、そこでちょっといろいろ見てみましたら、スマートフォン等を使って、活用して市民にレポートを書いてもらって、それを本当に地域の身近な課題とかをですね、合理的に解決したらどうだろうかという提案なんです。

で、ICTを活用した市民レポートによって、市民生活に身近な地域課題を迅速に行政が把握し、それらの情報を可視化し共有化して、市民の共働、ともにね、そして参画

を生かした新たな行政サービスとなるのではないかと思います、市民レポートってことは市民のいろんな方々に登録してもらってですね、そしていろんな情報を得ると。私とても大切だなと思っています。

で、今ですね、神岡のほうなんですけど古川のほうでもそうかと思うんですけど、道路がですね、あちこちで穴が開いてて危険なんです。そしたら神岡振興事務所の基盤の職員さんが、本当に直したりしてるわけです。でも本当に追いついてないっていうか、もっとひどいところがあるんじゃないかと。で、私自身があまりiPhoneとかそういうもの、ちょっとスマートフォンとかそういうものの使い方が慣れてないもんでなんですけど、今の若い人たちみんな撮ってすぐ送ったりもできますし、そうしますと位置とかそういうの教えていただければ本当に迅速にですね、昨日も徳島議員のところまでやりましたが、防災とかいろんな災害のときにもすぐに情報が入ってくると思うんですね。

ですから市長のその情報の発信力はほんとに敬意を表するんですけど、じゃあもっといっぱい、本当、職員もだんだん少なくなってきた、各地域見回りも大変な中、すてきなお助けマンとかサポーターになってくださる方もいるじゃないですか、市の中に。そして市民等が本当に市政に参画してきてくれる。これこそが私はこれから必要なものだと思うんですね。ですからこういったスマートフォン等の活用と、あとレポートを出してもらったりとか、何かとあるところに志のある人を呼んでいろんな会議を開くというのも大切なんですけど、そういったところに行けなくても何か協力するよっていう若者いるんですね。そういった人たちも市政に参画してもらうような考え、こういった危機管理課とか秘書広報課を新設する中で考えはないでしょうか。伺いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

広報についてのお尋ねでございます。

まず、御質問のところを先にご答弁申し上げたいと思いますけども、危機管理課と秘書広報課の話なんですけど、きのうも徳島議員の御質問にも答弁申し上げましたが、危機管理の中で危機管理広報は非常に重要な一部であって、まさしくそこが危機管理の最も根幹といってもいいわけでありまして、その意味では危機管理課自らが情報発信をしていくという体制に持っていきたいというのがまず基本的な考え方です。

そして秘書広報課は一般的な市の広報、HPの管理、情報発信ということをやしつつ、各部署でやっている情報発信の弱さ、あるいは情報発信すべきものがされていない、そういったところ、あるいはHPの更新なんかが進んでないといったところをチェック、確認あるいは叱咤激励しながら取り組んでいく。それと合わせて今ほど議員もおっしゃ

いましたけども、新しい情報の発信の仕方というものをリードしていってもらいたいというのが強い私の気持ちとして持っております、そうしたことも全体を含めて広報の統括役として秘書広報課が活躍をしてほしいと、このようなことを思っております。

それに関連しまして、双方向の情報の発信というお話がございました。これは全く同感でございまして、非常に重要なことですし、そういう時代になってきたというふうに思っております。私自身も毎日フェイスブックをいつ更新しているんだと言われながら、大体夜寝る前にその日のことを更新しておるのですが、かなりいろいろなコメントもいただいております、コメント以外にダイレクトメッセージという形で市民の方から、実はずいぶんいろいろご提言をいただいたり、苦情をいただいたりしてございまして、そういう意味では、SNSの双方向性というのが身をもってその効果を感じておりますし、それから私自身フェイスブックで情報発信して思うのですが、情報を発信すればするほどリターンがある。じーっと書き込み投稿しないとリターンがない。どんどんどんどん書き込むと、どんどんいろんなリターンがあるし、また市民の皆さんの中では、フェイスブックを直接やっておられなくても、随分スマホとかで市長がこんなことを書いているよとお見せになる方が多いらしく、市内のいろいろなところで市長のやつ見とるよと言われて、フェイスブックやっておられるのですかと聞きますと、やってないんだけど隣のだれだれさんに見せてもらうんだとかおっしゃる方もあって、その意味でもやはりそうすると、その場で答えが意見がくるんです。こういうことをやっておられてこうだよねとか、こういうことをやってもらうといいねとかってことを聞くことが多くてですね、やはり双方向性というのは、今そういう時代になってきているし、これは飛騨市の市政としてもっと追及していくべきではないかと思っております。

で、それに関連しまして、3点目の市民レポートのご提案ということがあったわけですが、これも本当に大変有効な手段で、大いに活用していきたいですし、これからもっとやりたいと思っております。一つ例として、市民レポートでの地域課題の把握、共有化の例なんです、フェイスブック上に、グループ機能を使いました「飛騨地方災害時専用トピ」というのがありまして、恐らく議員各位の中でも登録おられる方も多いのではないかと思いますけども、3,800人以上飛騨全域で登録しておられて、「どこで通行止めがあった」とか「どこで火災があった」というのが本当に早く頻繁に書き込まれます。実はきのう神原峠で事故がありまして、神原峠が通れなくなっていたのですが、大変恥ずかしい話ですが、私がそれを知ったのが実はこの災害情報のトピで実は最初に情報が入って把握をしたということでございまして、当然頻繁に写真も撮ってその場でアップされる方も多いものですから、現場の状況がリアルに分かるということも現実的に起きてございまして、こうしたSNSの機能は市政を運営する中でもっと活用すべきではないかと思っております。アプリケーションなんかを作ってやっていくというやり方もありますし、既存のSNSサービスを使ってやっていくということもあると思

いますが、大事なことはアクセスがしやすいということだと思うんですね。何か手続きを踏まないとそれが書き込みができないとかいうことではなくて、ハードルを低くぱつと書き込めるというような状況を作るというのが大事だと。そういった意味では既存のSNSのツールを活用してくという方向を一つ考えたいなと思っているところでございまして、秘書広報課にはできるだけ今後の人事の中でそうしたSNSの情報発信活用に長けた、あるいは自分でしっかりやっているという人間を配置をして、市民参画の市政というものにつなげていきたいと、このように考えているところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（高原邦子）

私は、市長が発信して、みんな市長のところに言えればいいかなと思ってしまっても、市長も先ほどいろんなこと言われることもあると思うんですけど、私は市としてせっかく秘書広報課とかするんだから、市としてその本当に市政の困ってることとかも、大変な市長にばかり言うんじゃないくて、市としていろんな人にいろんな意見を本当にレポートっていう形でね、レポートと言っても様式があるわけじゃないんですけど、報告してもらってということで別口にそういったのを設けて、そして例えば3日で返信するとか、3日以内に。あと解決は例えば1カ月以内にそういったことに対する対応の結果を答えるとか、要は前回しました区長さんへの要望、あれは本当にそういった区長さんが持ってこられたものですけど、逆にもっと若い人たちとかいろんな人たちが感じている、市政に対する思いっていうのもそういうので得て、そして返信をして差し上げるっていうことは、自分も中に入ってるという気持ちになって、加わっているっていうか本当に共働しているという、参画してるっていう、そういった気持ちの人を1人でも多く市内に設けるってことは私はとても大切だと思っているんで、ぜひその辺も念頭に置いてやっていただけたらと思います。

で、私は気になったのは、危機管理課は市長直属でというようなこと、きのう言われましたよね、部長とかそういうのではなくてって、直結して。で、秘書広報課っていうのは、これは総務部長の傘下に属するわけじゃないですか。すると2重の観点で、じゃあ広報、今、市長の説明された市のいろんなイベントなりいろんな事に関しては広報がやりますけど、危機管理の方の出す情報っていうのは、セレクトしてもうコレって決めてしまうんですか。私はあちこちよりも広報がしっかりと、出すものはもう広報に任せると。で、危機管理課は、なんて言ったらいいかな、2重構造にならないかってことを心配するんですが、その辺はどう捉えたらよろしいでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

危機管理の広報というのは先ほど申し上げましたように、今ここで事故があって止まっていますとか、今ここでこんなことが起こりましたっていうことなんですけど、私はやっ

ぱり危機管理部門がしっかりグリップして出していくべきだっていうふうに思っております。

で、秘書広報課はむしろ、広報ってもっと幅広いもんですから、市政全般に渡っての部分を担当、それは分けた方がいいというのが私自身の考えで、ひとまずそれでスタートしてみたいと思っております、ただ私自身の今までのいろんな経験から踏まえますと、かえってそこを一つにすると混乱が生じることの方が多様なことを感じておりますもんですから、まずは危機管理についてはどんどん危機管理課が出していくっていう格好の中でやっていく。

ただあんまりお互いにですね、自分のやるべきことはここだって線を引くと良くないので、相互乗り入れみたいになることは大いに良いというふうに思っております。

それから秘書広報課は企画部に置きますけども、これは物理的な問題で、今の市長室と副市長室の間に秘書広報課を置くようにしたいと思っておりますので、そうしますとこれは物理的に普段から市長・副市長との接触がかなり強くなります。で、その中で企画部には属しますが、市長直属に近い形で実際は動いていくことになろうというふうに思っております。

○13番（高原邦子）

どうなるやら、企画と総務というふうな関係にあるだろうと思えますけど、まあトライ・アンド・エラーでエラーだったらまた戻せばいいわけなんで、その辺は柔軟にやってもらいたいと思えますけど、まあ市民感覚からすると一つのところで見れば、ぱつと出てくるというほうがいいなとは思いますが、都竹市長の新しいその課に対しての手腕を期待したいと思えます。

では次に移ります。

3番目として、地方分権改革への取り組み方に聞いてお伺いします。第1次分権改革というものが平成5年から平成11年にありました。で、第2次分権改革は平成18年から現在に至っております。でもって地方分権改革が推進されてきました。で第31次地方制度調査会、これは古田知事もメンバーで入っていらっしやいまして、昨年諮問した事項には、人口減少社会に的確に対応する3大都市圏及び地方圏の地方行政体制のあり方と議会制度や監査制度等の地方公共団体のガバナンスのあり方が諮問されておりました。で、今言われているのが地方分権改革というのがですね、私は地方創生の重要なテーマだと思っています。地方分権改革ってものを理解していくことの意義ってものを考えてみました。まず一つ目にはですね、国の法律、政令、省令、各種規則等の制度構造と地方自治体の条例の関係が概観できること。そういったことで、それゆえすべての公務員にとってですよ、国家公務員も地方公務員もすべての公務員にとっては、この制度に関する基礎知識ってものを持っているってことは業務上必須のものだと思います。

二つ目にはですね、この地方自治体のアイデア次第で仕事の進め方や住民サービスを国の制度面から改善できると。すなわち地方が主に主導してですね、かつ政府が後押し

しながら国の制度改革が実現できるという数少ない手法ということが、地方分権のこの改革をしていく大事なことなんでしょう。で、地方分権改革の推進体制っていうのはですね、その組織の中にはですね、地方分権改革有識者会議というのがありました。そこには今度は富山の森市長もメンバーで入っておられます。で、かなりですね、その組織等々いろいろ見てますと、専門部会にですね、提案募集検討部会がありました。本当に重要な早くやらなきゃならないっていうものに関してはですね、この森市長も入っているこの有識者会議がですね、しっかりと提案募集検討部会に指示しまして、何とかしてやりましょうということをしています。それで普通の一般の場合ですと、飛騨市がいろんなことを出した場合、普段でしたら各省庁にいろんな要望って出すんですけど、この提案型の場合は、内閣府に出すんですね。それにはですね、飛騨市で本当に支障、ちょっと困っている状態とかいろんなそうした事例を出しまして、そして検討してこのようにやっていきたいんですがいかがでございましょうかっていって、内閣府のそういったところに出すんですね。そうするとそこが各担当する省庁といろんな掛け合いもしてくるし、そして何とか認めてもらえれば、それが採用されるという、そういったことで、この提案募集型っていうのは本当にその自治体の力が問われる部門であると思っております。それでですね、ずっと言われ続けていますこの地方分権改革の取り組み方に対する考え方、総論でよろしいんですけどいろいろあるもんですから難しいと思えますけど、飛騨市ではどのようにこの地方分権改革の取り組みについて考えているのか。そしてですね、先ほど言いましたように、地方が主役でいられる、この提案募集型に対するために飛騨市はどのようなことを考えてみえるかということをお尋ねいたします。

そしてですね、先ほど古田知事がですね、31次のところで地方制度調査会、議員の皆さん、きょう配られたこれ見てくださいね、見といてください。ここに書かれていますね。この場合は総務省の行政課長の篠原さんが示されております。これが古田知事たちが諮問した内容であります。それでですね、今度は2月26日ですか。私は読売新聞で読んだんですけども、2020年を目指してですね、市町村は努力目標ではあるんですけども、努力義務というふうかな、内部統制に関する方針の策定、そして担当部署の設置、そして毎年度議会へそういったことへの報告等を求めて提出しなさいというふうになっていくんですね。で、私は職員の不正防止問題っていうのは飛騨市では喫緊の課題だと思ってますんで、前回の一般質問でも内部統制のこと、市長はマインド、まあそんなようなこと言われたんですが、今回一応努力義務で、飛騨市が策定しなくてはいけないってなっているんですけど、私は各政令指定都市なり、あと都道府県はこれ出さなければならぬふうになってるんですから、何とかですね、まとめていっていただきたいなと思うんです。で、このきのうの危機管理のところでも市長はいろんなこと言われておりました、それぞれの部署でリスクってものがあります。それをぜひ今年度いろいろ洗い出していきたいと。で、会計とかそういったところ、あと入札関係とかいろんなところでは、いろんなの不祥事が起きたりするの、あの飛騨市じゃない

ですよ、いろんな地域ではあると。そういうようなことを想定してますけども、ただそういう経理とかそういう関係だけじゃなくて、やはり不正につながりやすいついていうところはあると思うんですね。ですから、ぜひ私は市長に努力義務ではあるんだけど、この2020年度の県とか政令指定都市等々大きなところはやっていかなきゃならないですね。これに向かってどのように対応されていくのかを伺いたしたいと思います。

で、最後に何よりも一番大切なのは、この地方分権改革を定着させることが一番大切なんですね。そのときだけで終わってしまう、そして、市長が替わってしまえばもう知りませんとかいうんじゃないで、常に改革していかなきゃならないと私は思っています。で、今は市のほうに聞くんで、もちろんこの31次のあれではですね、議会に対していろんなこと、監査に対してもいろんなこと言ってきます。監査のことは前回聞きました。議会のことは議会に任せていただきたいなと思ってるんで、市長どうでしょうか、この今のことに関してお答えいただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

地方分権改革の大きな話につきまして御質問をいただきました。

この地方分権改革の取り組みでございますが、地方分権改革そのものは、平成4年に当時日本新党がこの問題を提起しまして、そこがスタートで大きく進んできた。そして一つのエポックと言いますか、静かになったのが平成12年の地方分権一括法の施行と、第1次地方分権改革と言われるものでございまして、このことは私も非常にクリアに覚えておりますが、機関委任事務制度の廃止、そして国と地方の役割分担、ここで国と地方が対等である、そして県と市町村が対等であるということがうたわれて、そしてここから大きく地方の制度というのが変わっていったわけでございます。ここからですね、国庫補助負担金改革、税源移譲、地方交付税の見直しといわゆる「三位一体の改革」というのがここで始まったわけございまして、これは大変当時大きなテーマでございました。

しかし、この成果は今の評価というのは、地方の敗北であったというのが定まった成果でありまして、結果、地方交付税の大幅な抑制が行われ、実はそのときに並行して市町村の合併ということが進み、結果として国の様々な歳出の抑制ということを体よくやられたのではないかとこの第1次分権改革の一つの成果と言いますか、皆さんの評価ではないかなと思っております。

私は当時、全国知事会長を務めておりました梶原拓前知事の秘書でございました。「闘う知事会」というのを掲げて、非常に大きくやられている一連の流れを近くで見ておったわけでございますけども、財務省、当時の大蔵省のある意味のこうかつさと、この力の強さを近くで感じましてですね、国における国政、政治、行政というものがこういうも

のなのかということも感じましたし、またそのときに、地方交付税というものは全幅の信頼をおいてはならないものだ、ということを強烈に感じました。市長になってから、地方交付税を非常に堅く見積もっております。今回も、70億円ということで見積もらせていただいて、例年80億円くらい交付税の配分がありますから、そこまで抑制しなくてもと言われることがあるかも知れないのですが、私は当時のこの地方交付税が信頼できないという思いが強いものですから、一種の財政防衛としてこれはきちんと堅く見積もるべきであると考えておるわけでございます。

その手痛い結果の後で第2次分権改革が始まるのですが、当時、すでに霞ヶ関は消極的であることは明らかでありまして、議論はほとんど盛り上がってなかったというふうに私は捉えております。その中でテーマになりましたのが、義務付け、格付けなどの規制緩和、そして国から地方へ、県から市町村へという権限移譲、これが議論の中心となったわけでございまして、その議論が積み重ねられてきた。そしてそれが延々と続けられてきて、平成26年5月の第4次地方分権一括法の成立をもって一区切りとしてされたものですから、一区切りあとは、各自治体が問題があるところがあれば個々に手を挙げてくださいよ、ということで「提案募集方式」に替わっていったと、このように捉えております。実際に提案募集方式、これは飛騨市で手を挙げたケースは実はございません。ですが、これによって法律や県の条例が改正されたというケースがございまして、農地法の4ヘクタール以下の農地転用にかかる許可権限というのは、飛騨市は県から移譲を受けておりまして、県内11市町村の一つということで、飛騨市も権限の移譲を受けておるわけでございます。

しかし、その他方でですね、それ以上に最近の動きを見ますと、国が一方的に何かを決めて「地方に仕事をせよ」と言ってくると、こういうケースが増えているのではないかと感じておりまして、現実には、様々な交付金の制度、臨時の福祉の給付金がございましたが、これも決めて地方が全部事務をやれということでポーンと国から投げてよこされる。で、それに対して人件費を措置してありますからということなんです、しかし、人件費を措置してありますと言っても職員数は限られているわけでありまして、そうすると、ただでさえがきつい仕事の中で、国から突然降ってきた仕事をみんなが必死になってこなすと、こういうことが行われておって、地方分権の時代にこういうことで良いのかということをお自身思っているのも事実でございます。そうした意味では、権限移譲、規制緩和ということももちろんなんです、そうした国の一方的な仕事の押しつけといったものに対してしっかり声を上げていくことも必要じゃないかと思っております、それは県市長会等の議論の中でしっかり言っていきたいと思っておりますのでございます。

それから2番目の提案募集の件でございますが、先ほど申し上げましたように、一巡り一巡したので後は手を挙げて、ということになった流れなんです、岐阜県内では県を含めこれまでに5つの自治体が提案をしております。ちなみに隣の富山県を調べてみ

ますと、県を含めて4つの自治体が提案されているということです。これはこの数が示すように決して多くはないわけであります。これは、決してなんと言いますか、さぼっているということではなく、現実に行政を行う上で本当に規制緩和が必要だ、権限移譲が必要だと思う場面というのは実はそんなに多くないというのが行政の現場での実感でございまして、それがこういった数字に表れているのではないかなと私は思っておりますし、逆に、個別・具体の案件でこれはやっぱり国から権限移譲してもらわないと困ると、その方が自由にできるというものがあれば、私は積極的に提案をしていきたいと思っておりますのでございます。

それから、3番目の内部統制のお話ですが、これは今回の地方自治法の一部改正の中で取り入れられていくということになっております。まだ、実はしっかりした通知等は来ていないのですが、先日、この説明会が都道府県向けに行われたということで、資料を入手いたしましたし、中身をいろいろ調べているわけでございます。そうしますと分かってくることは、もともとこのきっかけは会社法で大企業の内部統制の制度化がされたこと、大企業も制度化したのだから地方自治体も制度化しようじゃないかというのがスタートでありました。ただ、会社法も大きな会社を対象にしておりましたので、地方自治体も都道府県以上の、都道府県、政令市のような大きなところを考えると、いうこととでございます。対象として挙げられておりますのが、主に財務事務の執行に関する法令違反リスクを設定しておくということで、首長自らが業務にコミットしてその基本方針を策定して、各部局がリスク評価や検証を行うと、そういったことが想定されているということです。特に、東京都の例ではありませんが、知事がなかなか登庁せずに、全部庁内のことは副知事以下に任せてあるというような状況の中で、それではいかんでしょうと、やっぱり知事あるいは市長自らがちゃんとその仕組みについてコミットしなさいよということを言っておる。したがって、飛騨市のような小さい自治体ですと、当然ながら相当コミットしておりますので、それが先ほどの努力義務になっているという背景なんだろうと思います。それで、具体的には、11月に行われた説明会では、宮城県や静岡市の例が紹介されておりましたし、例えば、会計事務で支出の未払いや二重払い、旅費や給与の算定誤り、不正支出や現金紛失などのリスクをあらかじめ想定して、そのチェックシートを作っておく。そしてその定着を図るような仕組みづくりをするということが紹介されておりましたし、恐らく総務省ではそうしたことを想定しておるのだろうと、いうふうに思われます。これは、平成32年4月の施行が予定されておりますので、まだ少し先になるんですが、こうした財務会計に関するエラーをなくしていくということは非常に重要なことですので、飛騨市においても今後総務省からの具体的な通知、説明を踏まえまして、導入に向けた検討をしていきたいと思っておりますのでございます。

そして、最後に地方分権改革を定着させるために考えていることなんですが、先ほど申し上げましたように、地方分権改革自体が非常に長い歩みの中できて、今、決してその熱は高くないという状況ではありますけども、これはやはり、国の枠組みを決める大

きな議論であるという認識を私は持っております。したがって、今後もこれには関心を持っていくつもりでおるわけですが、やはり地方分権改革の中で制度論というのは、県市長会それから全国市長会というものと一緒になって話し合いをし、全国市長会の考えをまとめて、国と地方の協議の場で地方6団体と言われる、これは全国知事会、全国都道府県議会議長会、それから全国市長会、全国市議会議長会ですね、それから全国町村会、全国町村議会議長会と、これ地方6団体と言いますが、これと国との協議の場でやっていくというのが基本的な枠組みですので、そうした中でものを言っていきたいというのが基本的な考えでございます。その中で先ほどありましたような手上げ方式による規制緩和等々の事上げできるルートもできておりますから、そうしたものは大いに使わせていただいて、飛騨市の行政が、市政が円滑に柔軟にできるということが何よりも目的ですから、その考え方の中で、大いにこの地方分権改革の成果は使わせていただきたいと思ひますし、今後もより市政が柔軟にできる方向で、地方分権改革に関心を持ち取り組んでいきたいと思っております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（高原邦子）

市長はですね、国がですね、お金をけちって交付税けちるがために、そして仕事だけみんな県に持ってこさせたり、県は市にっていうことで、まあそういった思いがあるかもしれないけれども、私はやはり中央集権ではなくて、それぞれの地方が生きていくには、私、地方分権ていいことだと思ってるんです。いいことがですね、パスポート。前まで高山まで行かなきゃいけなかったけど、今、市役所で取れるじゃないですか。あと、道路に関して言えば、必ず歩道とかそういったものをしっかりとメーター数とか決められてたけど、それは地域で決めてもいいですよとかいったようなところ。で、数多く日本全国いろんなところで、ああよかったっていう声も上がってるのも事実なんですね。

ですから、先ほど市長がそれなりの事務量なり、私も前そのことで一括法とかそのことで一般質問したことあるんですけど、要はしっかりとそれに見合ったお金が来ないことで大変じゃないかというようなこと質問しましたら、あのときは総務部長は今の小倉副市長なんですけど、そんなことはないっていうような感じで、水上部長もそんな事はないというような答弁でしたよね、たしか。どうなんですか、市長はこう言ってますよ。たしかそんなような答弁だったと私は思ってます。私はしっかりとお金もどうなんだとこのことを言ったと思うんですが、そんなことはない、困ってないような答弁だったと思うんですが、ですから都竹市長、そう地方分権恨みに思わずに進めていただきたいなと思うし、私が何を言いたかったかといひましたら、今問題になっているのが、その声を上げられない、そこまでのレベルに達しないレベルの自治体を見捨てるのかと。で、ちゃんとできるところばかりがいいんじゃないかという、不満の声が上がってきてるんですよ。

でもね、私は頑張らないかんと思ひます、ここ職員の方。で、前も話したと思ひん

ですけど、公共サービス等があるんですけど、公共サービスで指定管理とか民間に委託とかそうやってできる部分と、本当にコアな行政サービス、そこが職員の皆さんそれぞれの部門で考えてもらいたいですよ、施策を。で、コアな行政サービスを提供するためには、やっぱりしっかりと練ってもらいたいし、常に自分が政策マンだというような思いを持っていただきたいし、都竹市長にばかりアイデア出させるじゃなくて、いろんな一番身近におるんですから、一番長くこの地元に住んでらっしゃる公務員の方なんですから、もっともつこの飛騨市の為になるアイデア出せると思うんですよね。そういったものも生かしていけるのが、私はこの地方分権改革を乗り越えて提案型とか、困ったことがあったらどこが支障しとるかとか、それを乗り越えるためには何があるかっていって知恵を働かせることで本当に飛騨市はすごく良くなると思うんですね。

ですから、都竹市長は梶原知事からの時代の辛い思いがあるかもしれませんが、やっぱり地域が自分たちの思うような施策を行える、そういった時代目指して、そのほうが私いいと思うんで、ぜひいま一度頑張ってみてほしいなと思います。答弁は結構ですのでこれで私の質問は終わります。

以上で私の一般質問を終わります。

〔13番 高原邦子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で13番、高原邦子君の一般質問を終わります。

それでは最後に10番、洞口和彦君。

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますのでこれを許可いたします。

〔10番 洞口和彦 登壇〕

○10番（洞口和彦）

いよいよ最後になりました。

ええ役者は最後に出てくるので、期待はされてるんですけど、あくまでこの順番はくじでございますので、ただ私のくじ運が悪かって一番最後になったということでございます。

しかしことしは酉年でございます。なんとかですね、先ほどございましたけどもペンギンとアヒルを取り違えないように、また鳥インフルエンザにかからないように頑張っていきたいと思っておりますのでよろしくをお願いします。

それでは議長にお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

私、今回、欲が深くて三つの質問をさせていただきますが、1番と2番はですね、これは予算提案の中で解体の関係と日中一時支援の設計の関係が同じ項目で出されておりますので、二つには分かれておりますけども関連している部分もございましてよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず第1番目に、山田生涯学習館の解体についてをお伺ひします。旧山田小学校は地域のシンボリック的存在であり、小学校統合後は袖川区長会を中心に地域の活性化のために

有効活用をお願いをしてまいりました。山田生涯学習施設の旧校舎は施設規模が大変大きくて、部分的に使用する場合であっても学校校舎全体の耐震工事が必要であり、部分的にですね、必要な場合であっても大きな工事が必要となってですね、資金がかなりかさむということでございましてですね、地域関係者や各種団体のいろんな意見、要望を聞きながらですね、慎重に検討していくということでございました。現在、体育館とグラウンドはですね、生涯学習の場として地域スポーツ環境の充実を図るための有効活用されて、本当にいろんな利用がされています。また市はですね、平成25年の12月には、飛騨市の多くの生涯学習施設を有効に活用するために総合的な検討に入るというふうに申されました。その中で、旧山田小学校校舎の解体についていろいろな経緯をたどりながら、今回の予算提案となってきたことと思います。そこでですね、解体後、生涯学習施設としてどのように有効活用していくのかについてお伺いします。

まず1番目にですね、解体されますけれども解体後のですね、その校舎の前にはグラウンドがあるんですけども、そのグラウンドの整備方針についてお聞きいたします。解体後の敷地については日中一時支援事業所以外の場所をですね、どのように利用されるように検討されているのかについてお伺いいたします。

それから2番目にはですね、地域要望の回答についてお伺いいたします。実は昨年早くからですね、旧校舎の解体の話がございまして、4月13日には現地確認を市とともにに行いまして、10件に及ぶ地区要望が提出されています。その当時、早ければですね、昨年の6月議会に提案して、平成28年度中には解体したい、そういう要望でございました。しかし費用が高額のためか、提案されずに要望に対する回答もですね、その後は正式な回答はございませんでした。ところが急遽ですね、昨年の暮れの12月26日、暮れも迫った中でですね、解体して跡地を日中一時支援事業所の新築を考えているという報告でした。もちろん今、市長は考えたことはすぐにやるということでございましたので、26日に提案でしたから12月のうちに思い立って提案されてですね、非常に期間の短い中で提案されたことだとは思いますが、早速ですね、地域として再度検討して、要望をですね、早期にまとめてほしいと、予算化するためということでしたが、各地区持ち帰りまして相談しまして、1月11日に伴う意見・要望というのは渡されております。まずですね、私はこの要望は昨年いろいろな地区要望についてもできるだけ早く回答するという回答をいただいておりますので、この要望についてもですね、早期な回答、壊すまでにはお願いしたいというふうに考えます。

しかし今回ですね、この要望の中から二つの質問についてお伺いしたいと思います。一つはですね、飛騨市の重要な福祉事業施設の設置でありますから、長期に利用できる障がい者のための施設となるのか、また地域交流と地域の活性化の活用のためにこの施設の整備をどう考えているのか、これについて伺いたいと思います。

それから昨年以來ですね、要望は4月13日の確認後要望を出された、特に大きな問題としてですね、運動場使用の器具庫や休憩施設、水飲み場、足洗い場の併設された施

設の整備はどのようにされるのかについてお伺いしたいと思います。

大きな項目三つ目にはですね、山田地域福祉センターの建物の有効利活用と管理についてお伺いいたします。この施設はですね、いろいろな経緯をたどりながら福祉村として地域で管理していたこともございますし、今は日中支援事業に使われております。現在障がい者と健常者の触れ合う施設としてですね、日中支援事業が行われているわけですが、新しく建設されますと、そちらのほうに移動されます。この福祉センターはですね、移動されたあとをどのように活用され誰が管理していくのか、どのように管理していくのかについてお伺いしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

山田生涯学習館の解体につきましてのお尋ねでございます。

私からは解体後のグラウンドの整備方針と、地域の要望回答についての施設整備の考え方、この2点ご答弁申し上げます。

山田生涯学習館の解体とその後の整備につきましては、昨年4月に袖川区から、旧山田小学校校舎を取り壊し、外周フェンスや休憩所を設置して欲しいという要望を受けたというところでございます。で、その後、昨年の6月議会で洞口議員から御質問をいただきまして、その際に事業費の試算をしたところ1億3,700万円と高額であったため、どのように対応するのかについて、平成29年度当初予算に向けて検討を行うと、私、答弁を申し上げたところでです。

で、この際の最大の問題なんですが、地元要望のあった整備内容でいきますと、建物を取り壊すだけの事業と同等になってしまいまして、地方交付税の算入がある有利な起債の対象にならないと。で、事業費を市の単費または通常の市債で賄うことになるために、財政的な負担が大きいことということでございまして、このため、私自身、これをすぐに実施するという決断に踏み切れなかったわけでございます。で、同様に、同時に私が考えておりましたのは、現在の建物を取り壊すには、地方交付税の支援対象となるような建物を、取り壊し後に整備する必要がある。で、それがどういう建物であればいいのか、市民の皆さんに広く喜んでもらえる建物はどういうものなのか、あるいは、市の課題解決に資するものはどういうものなのか。そうしたことを考えめぐんでおりまして、で、現時点で活用可能な起債は合併特例債だけである。しかもそれは、平成30年度中の着工でなければならないと、そうした後ろも決まってくるという中で、正直言って悩んでおりました。それで早急に案をまとめる必要があるというふうに思っておったんです。そしてその夏以降、いろいろ考えておりまして、スポーツ施設にも案として考えたこともございますし、様々な案を検討しておりました。で、その際にそれとは別にですね、現在の障がい者支援を行っておる「NPO法人飛騨市障がいのある人を支える会」

に、山田地域福祉センターを日中一時支援施設として指定管理をお願いしているわけですが、この建物が老朽化している、あるいは、保育園であった建物なので、障がい者の支援に向いていない構造があるという問題は別途にお聴きしておりまして、じゃあそれを直すにはどうすればいいのかという中で、改修費用が高額になるということも問題として聞いておる。そうするとこれは、建て直した方がいいのではないかという議論も他方で起こっていたわけです。

で、それがですね、こう私の中で結びつかなかったんですけども、それがですね、障がい者ビジョンの中でもこの話を盛り込んで、じゃあ整備を行いましょ、再整備を行いましょということにした際に、場所としてやはり山田地区がいいのではないか、これは、古川町・神岡町の両町から利用しやすいという地域にもありますし、なんと言っても地域の皆さんの温かいご理解が得られている。とするなら、この山田地域内での新築を考えるという段になって、その生涯学習館の跡に建てる建物は、この障がい者の支援施設であつたらどうなのかということが結びついたと、こういうことでございます。

で、そうしますと、合併特例債が充てられるものですから、財政的な負担も少なく済むということで、その議論をしたのが12月でございまして、とにかく時間もないからまず地元のご意見を聴いてみようということで私、担当の者に指示をいたしまして、一度、袖川区の役員の方々に打診をしてみてもほしいということで、打診をさせていただいたというところでございます。

で、予算編成の最終段階の時期でございましたので、当然時間的な余裕がなく、急いでご意見をお聴きしたいと思ったものですから、突然案が浮上したような形になりまして、地元の方には大変ご迷惑をおかけしたことを本当に申し訳ないというふうに思っております。ただそれに対しまして、本当に議員もおっしゃられましたけれども、皆さんに大変温かいご理解をいただいて、しかも早くお返事も返していただきまして、1月に、「地域活性化のために十分活用できて、将来も長く利用できる施設を設置して欲しい」という要望書をいただく形で回答をいただけたということでございまして、これ本当にありがたく思っておりますし、感謝をいたしております。それを受けて、平成29年度当初予算編成の最終段階で日中一時支援事業所の設計費を盛り込んだとこういうことでございます。

したがってまだ充分詰めきった上で事業費を出したわけではなくて、今後中身をどうするのか、基本的な構造設計をどうしていくのかということについては、来年度当初から設計と並行して検討をしていきたいということでございまして、それについては、早速年度当初からかかってまいりたいと考えております。

当然、「NPO法人飛騨市障がいのある人を支える会」の皆さんのご意見は、充分に伺ってまいりたいと思っておりますし、利用者の方々あるいは、地域の方々のご意見も丁寧にお聴きしてまいりたいと思っておりますが、私としては、重い障がいのある方々が伸び伸びと安全に、そして安心して利用していただけるような施設を造りたいという思いでお

りますので、それがまた地域の方の交流になり、地域に障がいのある人が受け入れていただけるような形になれば本当にうれしいと思っておりますので、そういった考え方の中で臨んでまいりたいと、このように考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局部長（清水貢）

地域要望の回答は、の2点目、運動場使用の器具庫や休憩施設、水飲み場、足洗い場の併設された施設の整備はどのようにされるのかについてお答えいたします。

地元袖川区から要望をいただいている夜間照明施設などの具体的事項については基本的小さい方向であり、新設される福祉施設との共用設備として設計に含めていくよう検討を進めてまいりますが、器具庫など既存施設の改修で済むものについては、財源充当を行う合併特例債にどの程度の枠が残るかを踏まえながら、新築するのかどうかを検討したいと考えております。なお、事業の進捗につきましては地元と十分情報共有しながら整備してまいりますのでお願いをいたします。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

3点目の、山田生涯学習館解体後の、山田地域福祉センターの利活用についてお答えいたします。

新たな日中一時支援事業所を建設しますと、現在の山田地域福祉センター、旧山田保育園が空き施設となります。山田地域福祉センターの利活用につきましては、現在白紙の状況であります。新年度以降、福祉的な利用を第一として検討してまいりたいと考えております。新年度に入りましてから、日中一時支援事業所の設計のことで、地元の方とご相談を何回かさせていただき会議が持たれると思っておりますが、その中で地元の方との利活用についても相談させていただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○10番（洞口和彦）

本当によくわかりました。

大体言われたことは地域も理解してますし、皆さん。

実はですね、NPO法人が作る前に障がい者の親の会の方からですね、是非に昔の庁舎を貸してほしいと。あそこは地理的には古川と神岡から来てもですね、同じような位

置に来れますしということもございました。私もなんで山田みたいところがね、いいのかなと思いましたが、また今度はね、市長の表現によりますといい意味でのこの施設ですね、新しい施設にスポットを当てていただきまして、またこちらから本当にありがたいと言いたいというふうに思っています。

ただ、今、日中支援やってますけれども、山田というところはですね、まあ流葉スキー場がございます。最近の雪は本当に気まぐれで、一番欲しい、スキーの欲しいときには全然降らなくてですね、若干降り出しますと嫌なほど雪が積もるということで、今の生涯学習館ですか、あそこもかなり雪下ろしにですね、村の人足かけた。で、今、NPO法人の方も雪下ろしは大変だなんてふうにつくづく思ってみえるわけです。

で、今度建つ建物も学校のちょうど裏で後ろは山と木というところがございますので、雪の多いところがございますから、その建物は今から設計するというところでございますけど、なんとか雪対策、それから倉庫の部分もそうなんです。昔ならですね、人の雪も下ろしたいくらいでございましたけど、やっぱり高齢化しておりますので雪対策というのはですね、今後やっぱり飛騨市においては考えていかなければということだと思えますけれども、その辺の雪対策について、屋根の雪は、どのように若干考えてみえることがあればお知らせ願いたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

大事なご示唆をいただいたと思います。確かにスキー場があるところですから雪の多い地域です。負担にならないように、大事なポイントだと思えますので、設計の中でしっかり考えていきたいと思えます。

○10番（洞口和彦）

皆さん早く終われって言ってますので、次の質問に入ります。

2番目にですね、障がい者・障がい児童福祉計画についてお伺いいたします。今回の予算はですね、生活福祉分野の充実と、もう一つは交流人口の拡大に向けた、観光・産業振興を重点としたものでございます。障がいのある方の支援をですね、重視すべきとして、障がいのある方の住みやすいまちとするための様々な施策が計画されております。

今回、ビジョンも出されました。障がい者・障がい児福祉計画で飛騨市の障がい児童支援のですね、方向性を示し、国や県の制度改正の動向や市民のニーズを見極めながら、このビジョンに沿った施策を進めていくとされております。それをですね、平成29年度に作成する第5期障がい者福祉計画、障がい児童福祉計画に反映するというところでございます。ビジョンに則ったですね、絶え間ない努力の取り組みが重要であると思えます。昨日の質問の中でも、これ森議員でございましたか、ビジョンの啓蒙について、飛騨市はですね、ホームページの充実や支援フォーラムの開催、意見交換、いろんな方と意見交換をしながらですね、ビジョンの実践の確立を力強く続けていくと、本当に頼も

しい回答をされております。しかし課題としてですね、この事業の課題として、出生から就労までの継続した支援ができていないということが一つ。もう一つは、就労・社会参加から安定した生活を送るための生活支援が確立できていない。この二つを挙げられております。

私もですね、これは親も含めて希望は多いんですけども、実現には難しい課題だということを思っています。課題回復のためにはですね、親密な施策や継続した積み重ねの取り組みが必要だというふうに考えています。そこで今回、障がい者児童福祉計画についてですね、いろいろと出されておりますけれども、そのビジョンの中でですね、大まか概要と今後の取り組みについて伺っていきたいと思います。

まず一つ目にですね、この計画でございますけれども、最初に出生から就労の継続的な支援体制をつくるというふうにならなっております。その中でもですね、発達支援センターの充実、やっぱりこれは重要な項目で、いかに機能するかがこの計画を大きく左右するというふうに考えています。具体的にどのように運営していくのか伺いたいと思います。

二つ目に、この2項目めに挙げられてます、医療機関の整備です。この中でですね、飛騨市初めての市町村事業として飛騨市こどものこころクリニックの開設、秋に予定されています。いつでも気軽に相談ができる、医師の診断を受けることができる。本当に支援体制、これ以上の体制はないというふうに思っています。しかし運営はですね、この小さな市の中で、飛騨市だけの運営ではですね、なかなか難しい面がございます。もちろん市民病院の場合もございますし、いろんな問題があるのではないかと。そこでですね、県の支援や国の支援、それから飛騨地域の全体のネットワークの取り組みというのは重要になってくるのではないかと思います。それらをどのように考えているのかについてお伺いしたいと思います。

それから以下はですね、項目じゃなくて、就労支援や社会参加、それから地域共生についてはですね、具体的な取り組みの中でお伺いしたいと思います。

二つ目にはですね、先ほどちょっと出ておりましたけれども、まあさっきの回答でもいいんですけども、一応質問書いておりますので読み上げますが、山田旧校舎解体後の日中支援事業所がですね、これまちで、まちっていいですか船津の地内でなかよしキッズや神岡・ことばの教室、これ合築で整備するというふうにならなっておりますが、これらを次の三つの質問します。新築される建物の施設規模や利用内容の充実はどうするのか。二つ目にはNPO法人ピース、なかよしキッズ、神岡・ことばの教室の運営に変化があるのかどうか。三つ目にはですね、いろいろな団体からの要望でつくられると思いますけども、そのような使用者の要望はどのようなものであったか、これについてお伺いします。

三つ目にはですね、障がい者の雇用に大きく左右します、就労継続支援B型の、飛騨市にはですね、飛騨市障がい者自立支援施設として憩いの家がございます。それに飛騨

流葉牧場がですね、会社の後援をいただいて何人かの方が雇用されています。この二つの就労支援の場をですね、働きたい希望者とですね、事業所の調整、どのくらい雇いたいかなどを含めて、そのバランスというのはいまうまくいっているのかどうか。それから雇用の拡大に向けてですね、展望はまだあるのかについて伺いたいと思います。

4番目にはですね、障がい者の雇用について伺います。実は私、これ新聞で見て、後で知ったんですけども、障がい者とですね企業の相互理解を深めようと、障がい者就労促進セミナーというのが開催されています。その中で雇用に結びつきやすい地域をつくるためのネットワークを目指してということで、職業安定所や就業・生活支援センター、それから移行支援。企業・特別支援学校などからなる障がい者雇用戦力強化チームが設置されているということでございました。これには大きな期待を持てる組織だなと思っております。確実にですね、障がい者の就労の機会を拡大し、地域共生の取り組みが前進しているのだなとの一端も感じた次第でございます。しかし現実には社会共生の参加にはですね、厳しい現実があると感じています。実は障害者雇用促進法においては、従業員が一定の事業主は、法定雇用率をですね、民間では2%、地方団体では2.3%以上というふうになっています。飛騨市もですね、ちょっと私聞いたことあるんですけども、この雇用率がですね、どのようになっているのか。実際この雇用率は拡大している傾向にあるのかについて伺いたいと思います。

それから飛騨市と近隣の都市でも結構ですけど、この雇用に対してですね、特徴的な動きがあれば、こういう形でやっている、こういう企業があってこうやっているよというようなことがあればですね、ぜひお聞かせいただきたいというふうに思います。

5番目にはですね、高齢者や子供、障がい者福祉相談窓口の一元化の展望について伺います。実は厚生労働省はですね、高齢者や子供、障がい者向けの福祉サービスが一体で受けられる地域共生社会の実現に向けた行程表をまとめられました。2018年、最終的な目標は2020年というふうになっていますけれども、この一元化はですね、とにかく2018年度には相談窓口を一元化していこうと、できるところから一元化していこうということで、障がい者と高齢者のですね、共通サービス導入のために関連法案を閣議決定するというふうにいわれています。総合的な福祉の問題や、この解消にはですね、また事務的効果ということも目標にされています。

そこで二つ伺います。一つはですね、この計画がですね、飛騨市の中でどんな影響を受けることになるのでしょうか。今後飛騨市は、高齢者・子供・障がい者、この福祉サービスの一体化をどのように考えているのかについて伺います。

二つ目には組織改正について若干伺います。昨日来ですね、組織再編についてはいろいろとございますが、今回はこの市民福祉部はですね、一つに福祉部の強化や連携を深めるための地域包括ケア課を設置する。もう一つは市長が重点としている障がい者支援の充実のための福祉課を設置する。もう一つは子育て応援課を設置する。もう一つは市民保健課というふうに今まで三つだった課を四つに分課されるということで

ざいます。またですね、それぞれの課題について、解消にはやっぱり分課、そこで専門的にやるわけですから、これはいいことだ、決して悪いことじゃないし、取り組みもですね、かなり親密で取り組まれて成果は出るというふうに思いますが、この課題解消や支援体制以上にですね課を増やすことはですね、一つは効率化の問題、もう一つは縦割りから横への支援という意味でですね、若干、段階的に配慮したいという国の方針とはですね、私の考えでは、若干逆方向に向かっているという気もしますが、この点についてはどうお考えなのでしょう。

6番目にですね、農業と福祉の連携事業についてお伺いします。農業体験や作業訓練の中で、障がい者・生活困窮者の方がですね、自立した生活を送れる仕組みづくり、具体的にどのように考えているのか、どのように進めるのかについてお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

障がい者・障がい児福祉計画のうち、1番と2番の出生から就労までの継続的な支援体制、それから、医療機関の整備の2点、私から答弁申し上げます。

まず、発達支援センターの充実についてのお尋ねでございます。議員もおっしゃいましたこの発達センターが機能するかというところが全体を非常に大きく左右するわけでありまして、ここが非常に重要であることは私も同じ考えであります。もともと発達支援センターの強化と言いますのは、障がい児をお持ちの親さんたちと話をする中で、ご意見をいただいたことがきっかけで取り組もうとしているものでございまして、それは、皆さんがおっしゃるのは、保育園から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校あるいは高等学校から事業所へ、というふうにいる場所が変わっていく際に「支援の内容が引き継がれない」あるいは「支援の内容が異なる」、それによって子供さんが混乱をおこしたり、ということをよく伺います。それから、小学校の中でも学年が変わるたびに、担任の先生が代わるたびに、また一から支援を全部説明してやらなくちゃいけない、こういったことも非常に多く伺うわけでございます。親さんからすれば、一旦理解してもらって慣れ親しんだ先生が代わるということ自体に不安があるうえに、情報が引き継がれないとなると学校自体を不審に思ってしまう、ということも現実にあるわけでありまして、そこをどうやってクリアしていくのかということが大きな課題なのであります。

私自身としては、こうした問題の解決の際に学校の先生にしっかり引き継いでもらうということは当然なのでありますけれども、短い引継期間の中では当然限界もあります。また先生自体が非常に今、多忙になっておられる中で、そこを無理にお願いしていくということもなかなか難しいものがあるのではないかと。とするならむしろ学校外にバイパスを作って、そちらのほうを走らせた方がいいのではないかと、このように考えたわけでございまして、それがこの「発達支援センター」だということでございます。

この進め方につきましては、私自身、夏に全国で障がい児支援が最も進んでいる自治体として知られます滋賀県の湖南市に視察に行ってみまして、具体的に話も半日かけて聞かせていただいて、その事例も参考にして検討を行った、というところがございます。湖南でもおっしゃってましたが、スタッフが重要であるというわけでありまして、湖南市では、学校の先生のセンター長、それから保健師のスタッフという形で入っておられましたが、飛騨市の発達支援センターは、障がい福祉・児童福祉に理解が深い方を外部から招聘しようということにしたところがございます、精神保健福祉士の資格を持ちます経験豊かな方の採用を、今予定しておるところでございます。

これに加えて、やはり学校の問題が大きいと、湖南の場合はむしろ子供の就学前の部分を重視しておられましたが学校の部分の要望が強いものですから、学校の特別支援教育に理解がある、そして学校組織に精通した方をということで教員OBを配置するというところがございます。現在は福祉課長が兼務をした体制になっておりますので、その意味では専門性にも欠けるところがありますし、人事異動によってまた代わってしまうということもありますので、発達支援センター長は外部の専門人材で最長5年の任期付採用の職員を配置するという形で取り組みたいと思っております。

具体的な支援内容としては、「子育て支援手帳」というのが今ございまして、それを用いて保育園や学校の担任・主治医が支援の経過・結果を記録する。その記録を活用しながら発達支援センターが個別の子供たちについて関係者を集まる場をつくる、これをカンファレンスと言う支援会議ですが、カンファレンスを行ってどうやって療育を行っていったらいいのか、どういうケアを行ったらいいのかというのを顔の見える関係の中で話し合っていく、こういう体制をとりたいというふうに思っております。

ただこうした取り組みはまずは動いてみて、トライ・アンド・エラーの中でどんどん改良を加えていくということが大事ですので、特に当初段階の取り組みについては私自身も会議をしながら目を配っていきたいと考えておるところでございます。

それから2番目、飛騨市こどものこころクリニックの運営についてのお尋ねがございました。飛騨市単独だけではなくて外からの、県等の支援を受けたらどうか、という話でございますが、専門医による診療所ですから、診療そのものはですね、飛騨市単独でも運営が可能であるというふうに考えております。またこの児童精神科のほかの地域の例をみますと、非常に診療圏が広がるという傾向がございまして、恐らく飛騨市で専門クリニックを開設した場合、飛騨市のみならず飛騨地域全体も当然として、恐らく岐阜県内から富山県までをカバーする診療所になる可能性が高いというふうに見ておまして、専門医の先生方からも同じような見解をいただいております。それで経営的な話ですが、恐らく常勤体制に移行すれば、飛騨市単独で黒字経営ができるのではないかとというようなことも開業医の先生、特に児童精神科医の開業医の先生がおっしゃっておられまして、診療報酬と実際にかかる運営のコストの問題で出てくるわけです。発達障がい児の診療の場合は医療機器があまり必要ないということ、それから、投薬治療等々が

あまりかからないということがございまして、比較的その辺のコストがかからないということもあるのではないかと、というふうに見ております。

ただ大事なことは、診察をただで終わらないということでありまして、診察をされた後に、療育・リハビリテーションをどうやっていくかということが発達障がい児の診療では最も大事なところになるわけです。その意味では飛騨市のクリニックが療育を単独で行うのか行わないのかと言うのが実は非常に大きなポイントであります。ここににつきましては、私どもとしては、広域に体制を充実させるということを考えてあります。したがって飛騨地域において障がい児リハビリを行っているのが、今、古川病院、それから飛騨市民病院、それから高山では久美愛病院、高山赤十字といった所で行われておりますところですが、その例えば作業療法士・理学療法士の先生方とネットワークを作って、飛騨市のクリニックで処方してもらった訓練を実際にやっていただくと、自分の身近なところのクリニック、病院でリハビリを受けていただくという形にしませんと、一回一回わざわざ飛騨市に来なきゃいけないということになってしまいますし、それを身近なところでネットワークを作ることによって、身近なところで療育を受けられる、リハビリを受けられる、でも診察は飛騨市のクリニックで受けていただく、こうした体制がとれるというのではないかと、というふうに考えております。

来年度の早い時期に障がい児リハビリステーションに関する研究会を飛騨市が立ち上げたいと思っております、その中で支援方法、リハビリの方法についての共有・検討を行う、それと同時にその場を作ることによって障がい児リハビリをやる方々のネットワークを作りたい、このように考えておるところでございます。

あわせて、県全体との連携については、今度着任していただくクリニックの医師が、岐阜市の希望ヶ丘こども医療福祉センターの内にあります発達精神医学研究所のネットワークに加わるということでお願いをしております。ちなみにこの発達精神医学研究所は私が県職員時代に立ち上げた組織でございまして、児童精神科部長の高岡健先生という非常に高名な先生に今、希望ヶ丘に来ていただいているのでありますが、その先生の直属組織でありまして、そこで一緒にネットワークの中にお世話になりたいということでご快諾をいただいております。

あわせて、障がい児リハビリについても、県の発達障がい児指導施策の指導をされているドクター、それから県内の先進的な取り組みをされている作業療法士の指導を受けるといった話も、今進めておりまして、診療所の開設と並行して、人材育成が図れるような体制を作ってまいりたいとこのように考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

2点目の、旧校舎解体後の施設整備事業についてお答えします。

新設予定施設が、日中一時支援事業所、ことばの教室、なかよしキッズとなりますので、まとめてお答えさせていただきます。ことばの教室となかよしキッズは、それぞれ担当している職員が、県内の施設を視察するなどし、新しい施設でより良い支援が提供できるよう現在検討を行っております。日中一時支援事業所につきましては、現在事業委託しているピースや市内事業所の意見を参考にして、施設の検討を行ってまいります。それぞれの施設の運営形態の変更はなく、ことばの教室は飛騨市の直営、なかよしキッズや日中一時支援事業は事業委託を予定しております。なかよしキッズの放課後等デイサービスへの移行につきましては、新施設でのサービス提供に合わせて、社会福祉協議会と検討を進めてまいります。新築する日中一時支援事業所については、平成30年度から新たにメニュー化が予定されております共生型サービスでの運営についても検討をしたいと考えております。

次に、憩いの家、流葉牧場の現況について説明をいたします。

就労継続支援B型事業所の憩いの家は、現在約30人の登録があり、毎月20人前後の方が16日間程度利用されています。受託事業は、喜多村さん、東洋さんからの作業を受託、アルプス薬品からはトウガラシの収穫作業を請け負っています。自主事業では、今年度から農作業でネギ、ピーマンの生産を始めました。さくら物産館で販売しているヘンプアクセサリー、組みひもアクセサリーのことですが、今年はその売上が、「君の名は。」の影響で爆発的に伸びたそうです。ただ、製作する手間が非常にかかるため、生産量を増やせずニーズに対応できないという課題があると伺っております。憩いの家については、就労継続支援B型を継続していただき、より付加価値の高い商品の開発に取り組んでいただきたいと思います。

地域活動支援センター流葉牧場では、13名の方が活動に参加しています。屋内作業としてウエスの製造、シーツたたみ、屋外作業としては、薪割作業、飛騨地鶏の餌やりや採卵作業、神社の清掃などに取り組んでいます。流葉牧場は利用者数が安定的に10人を上回るようになったため、就労継続支援B型への移行について検討される予定です。B型事業所の利用には計画相談が行われ、計画相談というのは、ケアプランのようなものになりますが、本人に適していると判断され本人が同意した事業所の利用が勧められます。地域活動支援センターの利用には計画相談が行われなため、家族・本人が施設を見学され利用をされています。障がい児者支援ビジョンでは、地域活動支援センターや日中一時支援事業等の地域生活支援事業においても計画相談を利用してサービスが利用できるよう検討する旨を記載しています。また、特別支援学校の卒業生や就労経験の無い方が就労継続支援B型事業所を利用するにあたっては、あらかじめ就労移行支援事業所を利用してアセスメントを受けるといことが必須になっています。飛騨市には、就労移行支援事業所がないため、参入を検討している事業者には情報提供や開設に向けて

の支援を行い、飛騨市内で就労移行支援を受ける環境を整備したいと考えています。

続いて、障がい者の雇用についてお答えいたします。

飛騨市役所の障がい者雇用率は、平成28年6月時点で2.35%となっています。市・町の公的機関の障がい者雇用率は、岐阜労働基準局で公表されており、高山市役所では2.56%、下呂市役所では2.38%となっています。市全体の雇用率の公表というものはされておりません。また、一般企業の障がい者雇用率は公表されておりません。障がい者の雇用形態は、飛騨市役所の場合、一般職員と同様の雇用形態として勤務をしていただいております。ひだ障がい者就業・生活支援センターぷりずむの担当者のお話によりますと、飛騨市内においても、国の制度を活用した実習を行い、ひだ障がい者就業・生活支援センターを活用して作業内容の検討を行い、指導担当者の人選にも配慮されている企業が増加しているとのことで、仕事ができないのではなく、企業の中でできる仕事、任せられる仕事をみつける支援というものが進められていると伺っております。

次に、福祉相談窓口の一元化についてお答えさせていただきます。

飛騨市のような小さな自治体では、障がい福祉サービスや介護保険サービスというように制度でサービスを区分するのではなく、地域の中の福祉サービスとして、障がい者、高齢者や児童が利用できる共生型サービスが適していると考えています。国では、平成30年度の制度改正に向けて共生型サービスの設置が検討されているので、その動向を注視しており、共生型サービスの展開については前向きに検討してまいります。

次に、相談窓口の一元化についてお答えいたします。

今回の機構改革では、国の改正をむしろ先取りする形で機構改革を行いました。庁内にある子育て関係の係をハートピアに移すことで、妊娠・出産から子育てや発達についての相談、産後ケア、家庭支援がハートピアで可能になり、国が設置を進めている「子育て世代包括支援センター」の機能をハートピアで持つこととなります。大人については、ハートピアにあります地域包括支援センターを中心に、医療、介護、福祉、生活の支援を一体的に行います。地域医療係を新たに設け、サービスの提供側である医療機関、調剤薬局、介護事業所、障がい福祉サービス事業所、行政とのネットワーク作りを進めるとともに、来年度策定される予定の県の地域医療計画での飛騨市の担当部署となることとなります。障がい児者については、幼児期から老年期までの生涯に通じた支援を障がい福祉課と発達支援センターが担当します。障がい者の場合は65歳になると介護保険サービスも利用できることから、地域包括ケア課と連携して支援を行ってまいります。市民保健課では、幼児期から老年期の全世代の健康づくりを推進するため、国民健康保険と後期高齢者医療の医療保険者と保健センターが、市民の健康づくりを中心とした保健事業を共同で展開をします。生涯を通じた支援を行う障がい福祉課と市民保健課は、子育て応援課と地域包括ケア課とそれぞれの事業で連携して事業を実施します。このような窓口体制で振興事務所と連携を図り、各係が専門的な支援を担当しながら、相談者

の問題を部全体で捉えることで、市民の多様な課題に対応できると考えております。

次に、福祉と農業の連携についてお答えいたします。

神岡町山田地内で事業を実施しています「株式会社ありがとうファーム」さんでは、土岐市との連携事業により引きこもりの若者を農場に受入れ、共同生活の中で自立訓練を行うことで就業につなげた実績があり、平成28年度には、県から就労訓練事業者の認定を受けています。指導者との共同生活や農作業の中で、規則正しい生活習慣やコミュニケーション能力、作業能力を身に付け、社会に出るための訓練を行っています。農業では種をまく、肥料をまく、草をとる、収穫をする、選別する、袋詰めをするという作業、農産物加工では洗浄する、選別をする、皮をむく等多くの作業があり、利用者に合った作業を見つけやすいという利点があるとのこと。飛騨市においても、同社に事業を委託し、農業を通じた就労準備支援に取り組みたいと考えています。

先ほどの4点目の障がい者の雇用の特徴的な取り組みに関連いたしますが、関東地域では、大企業が採用した障がい者が地方の農園で勤務をするという取り組みが行われています。農園の勤務は会社勤めと異なり仕事の定着率が高いというメリットがあり、企業は採用した障がい者の定着率が高いことで障がい者雇用率を維持できます。また、収穫した野菜や果物は、企業の従業員に販売することで福利厚生の上昇に寄与しているとのこと。現在、このような取り組みについても情報収集・研究を始めたところであり、様々な形で福祉と農業の連携事業に取り組みたいと考えております。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○10番（洞口和彦）

ちょっとお伺いしたいんですけど、分課ですね、今三つを四つに分課しますよね。あえて国の施策を先に取り入れた事業やと。私は今までこちらにあった部署をですね、向こうのハートピアに移してやるということについては、これは場所の問題だけですから当然、ね、よくなるわけですから、これは課に関係なくできることですよ。ただし、この市の関係ではやっぱり、高齢者・子供・障がい者の福祉を一体にして考えてほしいというふうに言われているわけですから、これは高齢者は高齢者、子供は子供、障がい者は障がい者という形のやっぱり縦割りがどうしても課が多くなると縦割りになってくるんですよ。その点ではさっき回答で言われましたように国の施策を、一体化してこういう国の施策に、逆に向っとるんやというのについてはちょっと理解できないんですけど、そのとおりでしょうか。部長の言われたとおりなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

担当する部署によりましては、高齢者福祉の担当といいますと介護保健の担当もそうですが高齢者のみの担当部署になります。世代を超えて担当する部署というのは、保健センターと障がい福祉課ということで、それぞれのポジションは、生まれてから大人ま

での一生涯をサポートする係として位置付けをします。で、子供を担当する部署と大人を担当する部署に対しては、その一生涯を担当する部署がしっかり役割を持って中に入って業務を行うということになります。それを行わないと、保健センターがあり、障がい福祉課というものが二つに分けてしまわなければならないということで、やはりどこかではその世代というものをある程度意識して組織だてをしなければならなかったということがあります。ですので、4つに分けたことによって余計複雑になったと思われるかもしれませんが、私どもとしてはこれからいろいろな問題、児童についてはいろんな仕事が県から下りてくるのが予定されておるんですが、それに十分対応できるようになると思っておりますし、医療と介護と生活支援の連携についても、より一層業務がしやすい体制になるというふうな認識でおりますので、しばらくちょっと様子を見ていただければと思います。

○10番（洞口和彦）

現場の長が言われるんですからそのとおりでと思いますので、私もですね、温かい目で見守っていきたくというふうに思います。

市長が先ほど言われました、専門家に任せて、学校の先生に負担がかかるからということで、特に国の中でもですね、今度、障がい者預かりっていうのは厳格化して、ある程度資格を持った人にやってもらいたいと、やらせるように進めていくという方針出していますよね。そういった意味では本当にいいことだと思うんです。特に飛騨市の中では、本当はあれですけど、この中で、厳格化の中ですね、特に言っているのは放課後デイサービスですけども、これは飛騨市にはございません。もう一つには就労型支援のA型事業所について、これはサン・ドリームございますが、そこについてもですね、ある程度助成を見直して専門家の方に指導してもらえるとという方向付けがありますので、これは非常にいいことだというふうに思っております。

あまり時間がないのでこのことには質問しませんが、実は農業支援の関係でちょっとお聞きしたいんです。先ほど、ありがとうファームさんが、本当にですね、あの方は東北大震災のときに成田のほうで農業をやられて有機栽培を積極的にやられて販売された方ですが、風評被害でこちらに引っ越してこられたと。インターネット見て、友達頼ってと言っていますけど、今、山田の本当に荒れた耕作地を借りて耕していただいて本当にありがたいことなんです。名前のおおりに、ありがたいよということで「ありがとうファーム」。

ところがあの方、今までもですね、日中支援関係で畑を貸したり、稲刈りとか田植えに誘ったり、それから自分のできる仕事は何とか立ち上がる交流につながらないかということで積極的にやってみえますよね。今回4月からは新しく生活困窮者自立支援法というのができましたので、その受け元となってやられるんです。これは直接、今、障がい者とは関係ない、ゆくゆくは同じようにやりたいということでございますのでなっていくと思いますけど、そういう形の方がですね、みえるということでございますので、

何とかやっぱりいろんな事業で、そういう支援者をですね、本当に温かく抱えてですね、やはり農業という仕事は急ぐんじゃなくてじっくりと同じような仕事をいくつもやるし、それから種類がいっぱいある。百姓と言われるくらい100の仕事がありますので、ぜひに活用していただきたいと思います。

それから同じように、「めひの野園」の関係ですね、これは一応良い場所でしたけど飛騨市は手放してしまいましたので、私たちが賛成してしまったんですからもったいないと思ってますけれども。実は今年の全国農業サミット、岐阜で行われましたよね。で、高山で分科会がございまして、この席でですね、この神岡のコースに「めひの野園」が入りまして50名以上の方が見学をされたんです。こんな農業の関係で、障がい者一緒に働いている健常者と一緒に働いている姿をみてですね、非常に感銘も受けられたというふうに思います。私は感心するのはですね、経営者の言葉なんですけど、地域で支援をしている方や地場産業の発展に寄与していきたいと言ってみえます。実は最初に借りられたときにはこういう施設で15人をめどに雇用したいというふうに言ってみえたんですね。いま、さっき聞きましたら13名でしたか、ということで近づいていますし、「めひの野園」というところは富山でかなり有名なところで、いろんな事業に、パンを作ったりね。またそんなような事業もですね、やれないのか。特に「めひの野園」は経営権は移ってますので、いろんな支援はお願いするというふうに伺っていますし、またあそこの事業も若干幅を拡げたいということで市にも相談あったと聞いてますけども、これから二つを活用されるという目標とかなんかあれば教えていただきたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

流葉牧場さんにつきましては、鶏の数をまず増やしてというようなことで、いろいろいま考えていらっしゃるようです。生産される鶏の数が少ない関係で、なかなか効率が悪いということで鶏の数を増やして、処理場とかも含めた整備を行いたいという計画は伺っております。

「ありがとうファーム」さんにつきましては、現在のところ今のままの形でというようなことなんですけども、市として関わるのは、今は生活支援の形での関わりということで、障がい者への支援というのはまた今後、議員おっしゃられたような形ということになると思います。

ピース事業所にも、すごく理解をしていただいております、運営のほうにもいろいろ関わっていただいておりますので、大切にしていきたいというふうに考えております。

○10番（洞口和彦）

ありがとうございます。

活躍、本当に地域にこういう障がい者に理解のある方がたくさん見えますので、先ほど懇談会もございましたが利用して行って拡げて行っていただきたいと思います。

私テレビが好きで、この間見てましたらですね、「愛する子の自閉症」というタイトルの映画と、それから自閉症のホシイタという方の、1日仕事の合間にこれ見ました。本当にすごい。この自閉症のホシイタという子はですね、12回目でやっとで職場に入ったと。免許証もとったんだけど55回落ちちゃったと。そこでやっとでとれたというふうに本当に涙ぐましいことでもございましたし、もうひとりの方もですね、保育園入所ときに本当に断られて断られてる。これは現実に本当に厳しいんです。そんな支えていくという市長のあれでございますので、こころなしかとかせいぜい応援させていただきたいと思います。

ちょっとまだ質問いっぱいあったんですけど、次の質問に入ります。時間がないので申し訳ございません。

先日ですね、NHKの「ガッタンゴー」の放送が4回目だと思うんです、プレミアム入れて。最近、「君の名は。」と屋台ばかりでございましたので、また久しぶりに4回目見てしまいました。この溪谷コースの実現がですね、本当にうれしく思っています。これに沿って「ロストライン構想」、当時は「レールパーク化」と言ったんですけど、一時棚上げされてましたが、これができます。4月8日には「おくひだ号」がよみがえります。本当にですね、それに伴って「ロストラインフェスティバル」と本当に神岡ですね、市長の好きな協議会が全国にできますよ一つ。楽しみにしています。

ちょっと時間がないので質問だけします。

4、900万円の事業経費でコースの整備ができるのかどうか。

2番目にですね、安全確保に向けて前回提案との違いはなんなのか。

三つ目にですね、岐阜大学八嶋教授の現地調査はどのように生かされているのか。よろしくをお願いします。

〔企画部長 水上雅廣 登壇〕

□企画部長（水上雅廣）

それではレールマウンテンバイク溪谷コースの実現に向けてはどの御質問にお答えをさせていただきます。

1点目の御質問、4、900万円の事業化でコースの整備ができるのか、と2点目の御質問、安全確保に向けて前回提案との違いは何か、関連がございますので、合わせてお答えいたします。

レールマウンテンバイクの溪谷コースの新設に係る安全対策につきましては、昨年6月、徳島議員からの一般質問にも経過等をお答をさせていただいたところですが、その際にも申し上げましたように、NPO法人に過去の調査結果をすべて開示し、NPOによる実際の運行を前提として、どういった安全対策工事が必要なのかを専門の事業者にも依頼しながら、市も一緒になって協議・検討してまいりました。その結果、前回の調査結果に基づく提案はまず、ハード面での徹底した安全対策を施すことが前提となっておりましたので、レールマウンテンバイクの特性を踏まえ、一つ一つ丁寧に検証し

た結果、そこまでの必要がないと思われるもの、あるいは見送ってもかまわないのではないかと思われるものが多く出てきたということでございます。

例えば、橋梁について申し上げますと、現在の構造上、軽量のレールマウンテンバイクの走行には十分な余裕があり、上部下部とも本体への緊急的な補修は不要であるという判断をいたしました。これによりまして橋梁本体のコンクリート断面修復でありますとか、鋼製桁橋の塗装でありますとか、支柱の防錆、これはさび止めの塗装なんですけれども、そういったものは見送ることといたしまして、転落を防止するための警告フェンスの設置にとどめることといたしました。これによって工事費の減少というのはおよそ8,100万円となっております。

トンネルについてですけれども、中長期的に安全に利用していく上で利用者被害を防止する対策として、第1・第2漆山トンネルに漏水対策や断面修復、剥落防止対策を行う予定でありましたけれども、現状をみますところ大きな欠陥は確認をされない、修繕が必要な箇所もレールマウンテンバイクの利用においては直接の影響が少ない、そういった判断をし、対策を見送ることといたしました。これによって工事費の減少は約7,300万円ということになります。

それからのり面の対策についてですけれども、既存の落石防護柵については、すべてを撤去した上で、新たに施設を設置する、その上でもう一つ、落石についても発生源からの対策をするということを検討しておりましたけれども、これまでに浮石等に変異・変状が見られないというようなことや軌道への落石も見られないということから既存の落石防護柵、これの施設を活用した工法、補修ですとか取り替えになりますけれども、そうしたことで対応することといたしたところであります。これによっておよそ1億9,200万円あまりの差が出るということでもあります。このように、現場をよく知るNPOの皆様や専門の業者、それから市が協議・検討した結果、大幅な事業費の減額ということになりました。加えて、後にも触れますけれども、ソフト面の対応も更に検討することといたしました。その結果が4,900万円で当面の整備が可能という判断に至りましたので、今回の予算に計上させていただいたところであります。

それから3点目の岐阜大学の八嶋教授の現地調査はどう生かされたか、ということですが、先生には平成26年の7月1日に現地踏査を行っていただきました。先生からは特に3箇所ののり7面について、状態が不安定な石、つまり、落石の恐れがある浮石については確認した上で必要があれば対策を施すようにご指導をいただきました。この点につきましては、先にも述べましたけれども、今回現地確認を行った結果、浮石等に変異・変状、その状況が見られないことを確認し、既存施設の改修で対応することとし、先生にもその旨ご説明して方向性を確認をしていただいたところです。

さらに、先生にはNPOが策定した運行規程の監修も現在もお願いしております、雨量規制の考え方でありまして、日常的な点検、定期的な点検、そういったもののあり方についてもご指導をいただきながら策定を進めておるところであります。

今後、あくまでも予定ではありますけれども、8月頃までをめどに安全対策工事を実施をし、秋口には試験運転を行った上で、10月から本格的な営業を開始をいただければというようなことを考えておりますけれども、申し上げましたとおり、何よりも安全の確保は最優先事項ということで認識をしておりますので、これは市もNPOもそういう思いでおりますので、ソフト面の充実についてNPO側に実施をしていただきたいということで考えておりますのでお願いをいたします。

〔企画部長 水上雅廣 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

午後5時を回りましたがこのまま続けます。

○10番（洞口和彦）

すぐ終わります。

先回まで全員協議会で出してもらった文書、一面とそれから地図二つですが、私は穴が開くほど、今三つか四つ穴が開いておりますがじっくり読ませていただきました。本当にハード面はいろいろな見方によって違うもんだなというふうに思っています。

それから、実はどうしても部長に一つ聞いておきたいことがあります。時間がくればごめんなさいね。

私はですね、平成27年の9月議会でこの質問、私の思いの中でございまして、その中で八嶋教授は今後落石については対応できるものについては経済性を伴う、安くできるような面を考慮してどうだということも含めて、私聞いておりましたので、なんとかですね、八嶋教授、それから市、NPO法人入れた会議の検討しましたらどうかということ。それから今あるフェンスとか利用して3,000万円くらいでできないのか。間伐材や古材やクッションを利用して安価にできないのか。もちろんハード、ソフト面も私言っていました。

その時に部長は私にこういうように回答されてます。「前回、全員協議会で説明したのに、なぜこの場で質問を出されるのが理解に苦しむ」と。「さらなる建設的な意見を主張されることを望みます」そういうふうに私に回答されています。

その後、私は文書出して1週間検討された中の文章です。私はひどい文章だなと思ったんですけど、時間がなくて今と一緒に時間がきて反論できませんでしたが、今出してですね、3億、4億円幾らが4,900万円。それ意見はよくわかるんですけど、まだこの当時と同じようにですね、建設的な意見を出せ。大体私の言ったように今なっているでしょう。なぜ全員協議会でやったことに質問するんだというこの考えは今も同じですか、変わってますか。

□企画部長（水上雅廣）

お答えをいたします。

当時その言葉を発言されたのは、私でなくて市長が話されたのではないかなというふうに記憶をしております。が、そういったことは私もここにおりまして聞いておりまし

たし、そういうことなんだろうなというふうに認識をしておりましたので、今回お答えをさせていただきますけれども、それぞれの執行部側の考えがその当時あったと思います。で、今回はこういう御質問いただきました。確認の意味でということで御質問いただいておりますので、これは丁寧にお答えをすべきだろうということで、そればかりでなく私としてはこうしたことが、一般の方々にも分かっていたらいいだろうと、そういうことを議員が思われたのではないかなと、勝手にそう思っております。そうしたことで市長に意見を伺いながら答弁をさせていただいたところですので、よろしく願いいたします。

○10番（洞口和彦）

やっぱりね、しゃべったことは文書に残りますから見てもらえば分かります。

今の答えでですね、若干部長とは仲良くなれそうです。

まあ時がかかったといいますか、市長のやる気一本でですね、こんな大きな事業がこんな小さくなって実現同じできるんですよ。中身で。大変このやっぱり行政というのは難しいけれども、一つ方向間違えると大変なことになるのではないかな、こんなこと思っています。

今度は仲良くやりましょう。ありがとうございました。

△市長（都竹淳也）

全員協議会っていうのは、本当に非公式の協議の場で、そこで説明をしたので一般質問で質問してはならないなんてことは当然ないわけでありますので、いろんな場で全員協議会の場合も含めていろんな議論をさせていただくと思いますけども、またご疑問の点、御質問の点あれば、一般質問でも委員会でも御質問いただいて議論させていただければ、というふうに私は思っておりますし、そういうスタンスで議論させていただきたいと思っておりますので引き続きよろしく願いいたします。

〔10番 洞口和彦 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

これで10番、洞口和彦君の一般質問を終わります。

以上で質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（葛谷寛徳）

ただ今議題となっております、議案第2号、飛騨市内部組織の再編に伴う関係条例の整理に関する条例についてから議案第31号、指定管理者の指定について（飛騨市神岡広域総合交流促進施設（Mプラザ）、飛騨市流葉自然休養村オートキャンプ場、飛騨市流葉自然休養園コテージ、飛騨市流葉自然休養園管理センター）までの30案件につきましてはお手元に配布しました常任委員会付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第32号、平成28年度飛騨市一般会計補正予算（補正第6号）から議案第40号、平成28年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正3号）までの9案件並びに議案第41号、平成29年度飛騨市一般会計予算から議案第54号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計予算までの14案件合わせて23案件につきましては、議員全員をもって構成する「予算特別委員会」を設置し、お手元に配布しました予算特別委員会付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件は議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決定いたしました。

◆休会

◎議長（葛谷寛徳）

ここでお諮りいたします。議案精読のため3月10日から3月12日までの3日間は休会といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（葛谷寛徳）

ご異議なしと認めます。よって3月10日から3月12日までの3日間は議案精読のため休会とすることに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、3月13日、月曜日、予算特別委員会終了後といたします。本日はこれにて散会といたします。

お疲れ様でした。

（ 散会 午後5時12分 ）

地方自治法第127条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷 寛徳

飛騨市議会議員（8番）

前川 文博

飛騨市議会議員（9番）

中嶋 国則